

韓国ソウルにおける近代都市計画公園形成過程に関する研究

-1930 年京城都市計画から韓国解放後大韓民国都市計画法制定(1962 年)までを中心に-

安 箱 敏

京都工芸繊維大学大学院工芸科学研究科博士後期課程造形科学専攻学位論文

2014 年 3 月

目 次

序章 近代ソウル都市計画における公園造成	
一 韓国近代都市計画及び公園計画史の研究状況	7
二 日本総督統治以前のソウル(漢城)の公園	9
三 日本統治期の公園政策	10
四 都市の必要によって変容していく公園用途	11
五 本研究での論考範囲	13
I 京城の都市計画公園案の成立と展開	
一 1928 年『京城都市計画調査書』と 1930 年『京城都市計画書』における公園	17
二 運動公園-「広場」としての運動公園	26
1 1930 年『京城市街地計画書』における運動公園計画基準	26
2 運動公園事例	29
(1) その 1. 奨忠壇公園	29
(2) その 2. 孝昌公園	33
(3) その他	37
3 運動公園のその後	38
三 1920 年代～1930 年代の児童公園設置の要望	43
II 市街地計画による土地区画整理事業、そして公園案の具現	
一 土地区画整理事業で計画された公園	51
1 1936 年京城市街地計画以前の土地区画整理	51
2 1936 年京城市街地計画以降の土地区画整理	54
二 1940 年京城市街地公園計画での児童公園	63
三 公園地区から風致地区の分離	72
1 風致地区の計画過程	72
2 風致地区決定の遅延	74
III 韓国解放後のソウル市公園計画	
一 ソウル市公園再整備計画までの公園及び風致地区	81
二 市街地計画公園計画地の受容と変容	85
結章	99
主要文献	105

挿図表目次

【図 1】京城都市計画地域及び地区予定図	18
【図 2】京城都市計画公園指定地-京城都市計画書	25
【図 3】奨忠壇公園イベント関連報道分布図	30
【図 4】奨忠壇公園行事の写真-朝鮮少年軍創立 13 年記念式	33
【図 5】1930 年京城都市計画公園図	36
【図 6】市内部都市区画整理緊急要求地域現況図（左）及び土地区画整理後（右）比較	53
【図 7】永登浦地区土地区画及び公園決定地	57
【図 8】敦岩地区土地区画及び公園決定地	58
【図 9】大岬地区土地区画及び公園決定地	59
【図 10】番大地区土地区画及び公園決定地	60
【図 11】龍頭地区土地区画及び公園決定地	60
【図 12】新堂地区土地区画及び公園決定地	61
【図 13】孔徳地区土地区画及び公園決定地	62
【図 14】京城市街地計画公園児童公園計画地分布図	64
【図 15】『毎日新報』1938 年 2 月 28 日記事	66
【図 16】ロータリー風景 - 上：龍山三角地、下：朝鮮銀行前	70
【図 17】1940 年京城市街地計画公園決定から 1965 年ソウル市都市計画公園決定までの公園種類分布図	84
【図 18】市内中央部の児童公園計画地	87
【図 19】新堂第 1 公園（現 ^{ファンアク} 흥학こども公園）の現状	90
【図 20】新堂第 1 公園（現 ^{ダサン} 다산こども公園）の現状	91
【図 21】桃花公園（現 ^{ボクサヨク} 복사꽃こども公園）及び孔徳第 2 公園（現孔徳洞住民センター）の現状	92
【図 22】ソウル市都市計画公園抵触土地の所有者別図表	95
【表 1】京城市区改修予定路線図	17
【表 2】京城府公園遊歩地及運動場一覧表 ¹	19
【表 3】京城府公園遊歩地一覧表 ²	20
【表 4】欧米都市公園状況一覧表 ³ （1930 年）	21
【表 5】京城都市計画公園表（『京城都市計画書』pp. 213-216）	24
【表 6】一人当公園面積表	27
【表 7】都市計画区域内公園所要面積及び公園 1 箇所最小所要面積表	27
【表 8】奨忠壇公園行事表（1920 年～1945 年）	31
【表 9】孝昌園関連記事（1920 年～1945 年）	34
【表 10】社稷壇公園関連記事（1920 年～1945 年）	38
【表 11】孝昌公園及び奨忠壇公園行事関連重要記事（1945～1962 年）	40
【表 12】市内部各土地区画整理地区別土地区画整理表	52

【表 13】京城市街地計画土地区画整理施行予定年次表 ⁴	55
【表 14】京城府土地区画整理施行命令内容 ⁵	55
【表 15】京城府内公園現況一覧表	65
【表 16】京城市街地計画公園基準表	67
【表 17】京城市街地計画公園計画地(1940 年)	71
【表 18】韓国解放以前の公園現況 ⁶	81
【表 19】公園計画修正内容(1959. 3. 12)	83
【表 20】公園計画再整備内容(1962. 12. 20)	83
【表 21】既設公園一覧(1960 年)	85
【表 22】市内中央部-清溪川北側の児童公園計画地現況表	86
【表 23】市内中央部-清溪川南側の児童公園計画地現況表	88
【表 24】土地区画整理地区別児童公園計画地現況表	89

注

¹ 朝鮮総督府『京城都市計画史料調査書』1927 年 p.247-248

² 京城府『京城都市計画調査書』1928 年 pp.163-164

³ 朝鮮総督府内務局土木課『京城都市計画書』1930 年 pp.207-210

⁴ 孫貞睦『日帝強占期都市計画研究』1990 年 一志社 p.282

⁵ 注 2 p.284

⁶ ソウル特別市史編集委員会『ソウル六百年史』第 4 卷 예서文化社 pp.425-430

序章 近代ソウル都市計画における公園造成

近代的な「公園」public garden は 18 世紀のヨーロッパで生まれ、19 世紀前半に一般化していき、19 世紀末にはアジアにも到達する。公園は、近代都市の基盤を形成する施設であると同時に、近代都市計画の理念がこめられた精神的所産でもある。それゆえに「公園」概念の受容と展開の過程は近現代都市を考える上で重要な主題となっている。このことは近代韓国の公園においても例外ではない。

朝鮮半島に近代的公園が初めて設置されたのは、仁川港を開港した後、外国人居留民団によって運営される万国公園（現自由公園）である。しかし、開国後しばらくしてから日帝統治下に置かれることとなったため、朝鮮半島の都市計画主体は日本人の朝鮮総督に替わる。このことは公園計画にも変化をもたらした。日本統治下で計画された公園は、街路や交通網、衛生設備といった都市インフラを構成する空間施設の一環として整備を試みられたが、35 年間の植民地統治期を脱した韓国では、その後の朝鮮戦争など時局の安定がえられず、その中で都市計画公園は複雑な様相を呈しながら変容を繰り返してきた。本研究は、このような都市計画上の公園造成や変遷に着目することで、近代ソウル（漢陽-漢城-京城-ソウル）の近代都市形成過程を論じるものである。

一 韓国近代都市及び都市公園史の研究状況

近年、ソウルでは都市のアメニティ施設として既存公園の活用及びオープンスペース計画に対する関心が高まる中、都心部の公園計画全般にも新たな提案を求め始めている。しかし、これまでパブリック・オープンスペースや公園空間を都市計画史的観点から解釈した研究事例は少なく、個別の公園形成やそのデザインの歴史的位置づけをテーマとする造園学的観点の研究が大半を占めてきたことも事実である。その背景には、植民地統治により都市計画主体が替わったことでそれ以前の都市計画思想が断絶し、さらに韓国が独立した直後に朝鮮半島内の南北間戦争としてのイデオロギー紛争を経ていくうちに、都市計画の一貫性は保たれていない。公園史を解釈する上でも同様な不連続性を意識させられる状況であったことが一つの要因として挙げられる。最近まで韓国近代史では日本植民統治期を歴史の断絶した暗黒期、空白期として別個の歴史対象とされていたことも難点の一つであったと言えよう。ここにおいて、本研究では、1945 年の韓国解放を前後した時期、即ち、京城の都市計画像がある程度具体的な姿を整え始めていた 1930 年代からソウル市による都市計画が新たに整備されるまでの 1960 年代の時期を連続線上で考察することの重要性に着目することに独自性を求めている。

1910 年 8 月 29 日、韓国併合条約によって総督統治が始まって以来の都市計画、及び、都市計画による公園整備計画を略述しておきたい。朝鮮全土にわたって道路の新設・拡幅事業を主とする市区改正事業の実施が発令されるのは 1912 年 9 月のことで、京城の市街もこれに従って道路整備作業に着手する。しかし、市区改正事業の優先課題は街路や交通網の整備にあったため、上下水道施設や公園など都市衛生基盤施設の計画が真剣に検討されるようになったのは、街路整備がある程度終わって

からのことである。公園計画は、1927年に報告された京城都市計画資料調査書と1930年に作成発表された京城都市計画書とによって、都市計画公園案の土台が整うこととなる。京城府の都市計画に再び大きな転換期をもたらしたのは、1934年に公布された朝鮮市街地計画令とこれに基づく京城での都市計画事業の実施であり、京城市街地計画による公園用地が最終的に決定されるのは1940年のことである。このとき京城府内には従来からの予定地30箇所の5倍に近い140箇の公園用地が決定公告される。これが可能となったのは、市街地計画事業の中核的事业であった区画整理事業で多くの小規模公園用地が確保できたためである。しかし、市街地計画公園に指定された公園は、各々の公園用地の区画が決まっただけで公園の造成に移行することなく、5年後の1945年に韓国は植民地支配からの解放を迎えることになる。第2次世界大戦が終わって韓国はソ連とアメリカの信託統治によって北と南に別れ、そのあけくに朝鮮戦争(1950年～1953年)が勃発して混乱が続く。1962年に都市計画法が制定され、公園が再び重要な検討対象として浮上したときには、1940年時点の市街地計画公園を基礎としつつも原点から考え直さざるをえなくなっていた。ソウルの近代公園を都市計画史研究の延長上で考察し難い理由としてこのような背景があり、これに、1940年以降の公園史料発掘の困難が重なっていたことで、日本植民地期の公園史は、1930年代までの公園計画、即ち、市街地計画公園決定案発表の時点で区切られてきた。

日本統治期を含む韓国の近代都市計画を根幹に都市計画公園の形成、及び、計画過程全般を叙述している研究書籍として、2004年に姜信龍^{カンシンニョン}博士により出版された『韓国近代都市公園史⁷』がある。大韓帝国時代から日本統治期、朝鮮戦争を経て、改めて都市計画法が制定される1960年代に至るまでの韓国各地の近代都市公園の概要と経緯が論じられていて、ソウルの都市計画公園については1940年の京城公園計画地が指定されるまでの大公園の造成過程が中点的に述べられている。しかし、1936年に公布される京城市街地計画の一環として行われた土地区画整理事業による小規模公園の造成に関する言及は一部に留まり、1940年に決定される京城市街地計画公園用地との関連詳細は分析されておらず、韓国解放後の公園計画及び変容過程との連関を見通す作業には至っていない。なお、土地区画整理地に計画された小規模公園研究の難しさについて、姜博士は関係史料の不足が要因であることを特に指摘している。

都市計画史の範疇から検討されたソウルの近代公園としては、金銀眞^{キムウンジン}の博士論文『ソウルの近代都市史研究:特に鍾路を中心に(2007年、東京大学)』において、鍾路を中心とした近代都市公園の発生や使われ方などがソウル都心部計画変遷の延長線で考察される。ここでは当時の新聞史料や官報など報道資料を主な研究資料として用いることによって社会変化による都市公園の在り方が時代別に分析されている。この研究では、以前の多数の都市史研究が計画側による資料に頼った一方からの記述・解釈をしていたことに比べ、新聞を一次史料としてその都市の追求していた社会像を探り、使用者側から観察した研究手法を取ることで、韓国の近代都市計画史研究に新しい可能性を照らしだした。

韓国の近代都市史研究に欠かせない重要文献として、孫禎睦^{ソンジョンモク}博士による多数の研究業績がある。孫の『日帝強占期における都市計画研究』においては、朝鮮総督府や京城府、ソウル市等の計画主体が発行した文献を基礎資料とした日本統治期の都市計画全体を網羅する重要研究資料の一つで、ソウルの近代公園の様相に関してはその計画の概略が叙述されている。しかし、これまでの韓国における近代都市計画史が孫の研究に依拠し続けてきたことも問題として指摘されており、新史料の発掘と継続的な研究が望まれる状況にある。

二 日本総督統治以前のソウル(漢城)の公園

鎖国を固守していた朝鮮が日朝修好通商条約締結を機に開国を決定したのは 1876 年のことである。1883 年 11 月に仁川が開港することで、日本人居留地はその 2 ヶ月前である 9 月に設置、翌年の 4 月には清、10 月には米国、英国、独逸、フランス、ロシアの居留地が次々と設置されるようになった⁸。西洋の公園概念が輸入されるのもこの時期からである。最初に造成された公園は仁川の自由公園であるとされており、自由公園は 1888 年に発行の仁川済物浦各国組界地図に「パブリック・ガーデン(public garden)」と明記されている。このことは各国居留地が決められて間もなくしてから公園が設置されたことを示し、公園は居留地計画の一部として最初から計画されていた可能性が伺える。居留地が形成されることで、早くも共用外部空間といったパブリック・オープンスペースの公園が居留民施設として造成されていたのだ。

日本人居留地では、1889 年に居留民共有地としての公園予定地を確保することになり、出来上がった公園地が仁川神社の東公園(現仁川女子商業高等学校敷地内)である。これは釜山や元山など全館居留地で開港後直ちに神社造営事業が着手した 10 年後のことである。日本居留地でのコミュニティー施設的な外部空間役割を果たす近代公園が神社事業と同時に構想されていたことは自然なことであった。一方、日本国内では 1873 年(明治 6 年)の太政官布告で公園造成が法制化され、既存の寺院・神社境内地や大名庭園を開放することで公園造成事業が始まっていたが、このような公園政策の基本方針は日本人居留地においても同様に適用されていたと思われ、外地居留地での公園事業が神社築造事業と並行することは当時の一般的な発想だったとも言えよう。

漢城での神社築造計画は、大韓帝国が日本総督による統治下に入る以前から模索されていて、これは後に漢城から名称を改められた京城の初期公園造成計画につながる。漢城において日本人居留地が形成されるのは、1880 年 11 月 16 日に初代日本公使であった花房義質が高宗に奉呈した国書により駐在が認定され、外国公使や領事の常住が許可された以降のことである。1883 年頃から泥岬(ジンゴゲ-現ソウル市中区忠武路 2 街)に日本人居留地としての市街地が形成されはじめ、商業会議所や小学校などの施設が建てられるようになっていた。漢城市内に公園造成計画が再び話題に昇るのは仁川が開港してから 14 年、仁川に公園が設置されてから 8 年後の 1897 年である。対象になった敷地は、居留民会で公園(倭城台公園)造成のために大韓帝国政府と永代借地契約を締結した場所で、公園造

成は神社築造と一緒に進行されて公園として開放された。倭城台と呼ばれた南山の中腹に位置するこの敷地に南山太神宮(1913年に京城神社となる)が建てられたのは、その翌年の1898年のことである。高宗の英国人顧問で総税務司であった J. M. ブラウンによって、圓覺寺 13 層石塔のあったところに公園が設計・造成されてパゴダ-塔洞公園(現ソウル市鐘路 2 街に位置)と名付けられたのもちょうどこの時期で、塔洞公園はソウルに造成された最初の近代式公園とされている。

本節では、日本統治期に進行する公園造成事業の概要の理解を深めるために、開港期の朝鮮半島で行われていた公園造成過程、特に日本人居留地を中心に概略の検討を試みたが、神社と一体化していた居留地での公園は、施設そのものが徹底した日本人住民用コミュニティー施設であることを表し、現地住民には受容し難い場所であったこともあり、一般的な近代式公園として認識しかねる。以降、日本による韓国内政への関与が強まってからの都市公園造成事業は、日本国内で法制化された公園造成手法に類似した形で進められることとなり、そのため京城府の公園は既存の王宮など王室所有地の開放と神社事業による公園造成計画に頼ることとなる。

三 日本統治期の公園政策

1910 年 8 月 29 日、韓国併合条約により、韓国は日本の植民地統治下に入ることになる。1912 年 9 月には朝鮮総督府から各道に市区改正に関する訓令が示達されるが、市区改正事業は街路整備及び拡張が主な事業内容で、京城府内公園造成の基本政策は以前と変わらないまま 1930 年代まで議論だけが続いていた。京城府全域を対象にした公園調査と計画作業に着手するのは 1920 年代後半のことで、都市計画公園は公園地区として広域を指定するものであったが、初めて都市計画基準に基づいた開発制限区域が定められることになる。1927 年朝鮮総督府土木課により発行された『京城都市計画資料調査書⁹』には、南山公園を含む 7 個所の公園個所が公園地として報告されている。このうち、大韓帝国期に公園化していた個所は南山公園とパゴダ公園の 2 個所で、この 2 つに 5 個所が追加されている。第 1 章をとおして再び論考することになるが、追加される公園地には朝鮮王室の財産であった社稷壇や奨忠壇、孝昌園等が含まれていて、この 3 個所は日本総督統治が始まる以前より神宮鎮座候補地として調査が行われていた敷地でもある¹⁰。1930 年には京城都市計画書を通して、これらの公園地区を基礎に 38 個所の公園計画地が新しく発表されるが、この案で公園地区は初めて計画基準を持つようになり、規模と用途によって都市公園、運動公園、近隣公園、児童公園の 4 種類に区分された。また、人口 1 人当りの所要面積と京城府全面積から必要とされる公園総面積を人口数に比例して換算した必要空地量とが提示されるなど、指標にしていたアメリカ等の欧米公園基準に近づけた提案が示されていた。38 個所の公園計画地総面積は京城府都市計画面積の 1 割という理想条件には達していなかったが、標高 70m 以上の山林面積を別項目の自然公園として追加することで、府面積の 20%という空地量を達成しようとしていた。

1930 年の京城都市計画案は、以後の京城市街地計画の原型としての位置を占める。公園計画は原案を保ったまま市街地計画の中核的事業である土地区画整理事業の実施で新たな展開を迎えるようになる。1934 年朝鮮市街地計画令の発布を受けて、1936 年に京城市街地計画事業が着手され、1940 年 3 月にいたって市街地計画による公園案が発表される。日本統治期に計画された都市計画公園案の最終版とも言えるこの公園案の顕著な特徴としてあげられるのが、指定される公園数が 140 個にまで増加し、その殆どが児童公園たる小規模公園であったことである。以前の計画でも用途によって分類された枠には児童公園という区分があったが、公園ごとに区画される小規模の公園の個数を増やせたのは区画整理事業で生まれた小公園の成果とも言えよう。1930 年の公園計画では、規模の大きい公園の場合、その 1 個所に都市公園から児童公園まで複数の公園機能を持つような、公園規模によって複合的に分類がされていた。京城市街地計画及び土地区画整理事業を機に、公園地の分類を単純化することができ、公園数を増やすことができたと考えられる。土地区画整理事業対象地と市内中心部に決定された小公園は、既存の京城都市計画公園予定地に追加指定され、1940 年に市街地計画公園決定案が出来上がるまでに至る。また、この過程で風致地区は既存公園地区から分離した。大部分の小公園が土地区画整理事業対象地に局限されていたことより、京城市全体を基準に計画された指定案ではなかったとはいえ、区画整理による公園造成の基本方針は、韓国解放後 1962 年に大韓民国建設部によって改めて街路再整備計画が行われるまで続き、現在の状況につながる。

四 都市の必要によって変容していく公園用途

本研究では、韓国近代期の公園造成計画から計画の変化過程を検討するとともに、具体化した公園計画用地の変容の実態を調査して、近代公園計画過程を明らかにすることに主眼点を置いている。1873 年開港後、1910 年には国権を失い、1945 年に植民地宗主国であった日本の敗戦による解放、そして、その後に続いて起きた韓国戦争にいたるまで、韓国の近代期は不安定の連続で点綴した歴史だった。現在の都市計画法の基盤となる母体は、韓国戦争が休戦を迎えてから 10 年後の 1962 年に朴正熙政権下で再樹立した建設部による内容を基礎にしているもので、ソウルで実質的な都市再整備計画が始まったのもこの時期からである。ソウル市の都市計画公園の場合、1940 年市街地計画公園指定案を基に公園指定地の現況調査から始まる。都市計画主体の変動や混乱が繰り返していた長年の間に、変容の著しかった都市施設の 하나가空地として計画されていた公園空間であった。激動の都市に計画されていた公園用地の使われ方は、当時代の社会が目指していた理念、または、都市が抱えていた問題を表す場として、時の社会像を投影している都市の鏡であったともいえよう。

本論に入る前に、近代公園概念の変化過程を簡略に踏まえておきたい。最初の近代公園といえる自由公園など外国人居留地で造成されていた初期公園計画では、主な計画目的として居留民に逍遙の場所を提供するなど地域コミュニティー施設としての共用庭園 (public garden) 用途が最優先に考慮されていたことは日本人居留地を含む各国居留地公園計画で見える共通点であった。京城の日本人居

留地での公園造成は、前節で指摘した通りに神社に併置する形で大規模の公園地を確保しながら日本国内の公園環境を再現しようとしていた。漢城(京城)の日本人居留民会で神社創建に関する論議が台頭するのは1892年のことで、1897年には南山北麓に位置していた居留地南側に1haの土地を公園地として割譲を受け、永久的な借入れ契約が締結されることになる。同時期の1896年に発足した朝鮮独立協会による独立公園の計画案が提出されたのは同年9月のことで¹¹、朝鮮半島をめぐる周辺国の戦争が激化していた時期でもあり、この点を通して公園造成事業が示唆するところは大きい。公園事業は、朝鮮半島内の勢力争いを間接的に披瀝していたのである。独立公園は、主権回復を願う記念碑的な公園目的で広大な範囲に渡って計画されていたが、資金問題で挫折していた。大韓帝国期の都市公園は領土問題を露骨に現している一つの象徴的な都市計画手段であったとも言えよう。

上述のように漢城での初期公園事業は神社用地確保を前提としていた。植民統治が始まると神社予定地は都市計画公園の一部に受け継がれていき、京城市街地計画に着手するまでは、開放した王室所有地と神社地で造成される基本的な公園の意味は変わらないまま続いていく。京城の公園計画は、1936年以降の市街地計画の実施によって都市計画の枠組みに確実に吸収されるようになり、公園と神社計画は実質に分離し、新たな公園の意味付けを必要とするようになっていく。その前段階として1930年京城都市計画があり、ここで提案された公園案は以降の都市計画公園を整えていく基礎になったのである。

新聞などの一般報道資料に現れる公園の様相からは、時期ごとに求められていた公園像が少しずつ変化していくことが伺える。1930年以前の記事には、公園の内容や機能への高い関心が示されていて、既存公園では運動会などの行事が頻繁に記事化されていた。その他にも児童公園に関しては運動機具や図書館等を備えた理想の施設が提案されるなど、公園の質への期待が表れていた。1930年代に入ると、市街地計画が実施されるまで公園施設に関する議論はより活発になり、特に公園機能によって分類されていた運動公園及び児童公園における訓育役割が強調された。一部公園に関しては、府民レクリエーションや慰安の場としての役割が強調されながら同時に遊樂の場に転落した公園の使い方に対する非難の声まで記事化されるくらいだった。公園は避難場として使用される事例もあった。第1章の3節で詳細を述べることになるが、1925年7月に京畿、忠清地域を襲った集中豪雨の際に孝昌園公園を臨時居住地として罹災民に提供していたことである。これは、孝昌園をめぐる財産処分の決定が確定していない間に緊急用に賄われたケースであるが、このようなパターンは韓国解放後及び韓国戦争後に繰り返されるようになる。

1930年の京城都市計画案で注目すべき点として、公園が上下水道施設と一緒に衛生施設という計画施設項目に入ったことがあげられる。都市の発達による人口集中がもたらす空気汚染を防ぐ衛生施設として空地計画が具体化し始めたのである。都市全体を基準にした一定程度の空地面積の確保が強調され、緑地開発を制限するなど空地保存を一環とする風致地区指定計画へまで至る。

五 本研究での論考範囲

本研究では、日本植民地期の京城府や韓国解放後のソウル市が作成していた都市計画関連公文書を基本資料とし、当時の官報、及び、新聞、雑誌など報道資料に見える公園使用形態等の一般像に辿ることで、実際に具現化していた公園の姿を把握することを試みた。主な報道資料としては、発行が比較的長年に続いて部数も多かった東亜日報¹²を中心にしながら、毎日新報¹³、朝鮮中央日報¹⁴、そして、時代日報¹⁵等の新聞史料を追加的に参考資料として扱っている。

主な研究調査対象としては、ソウルにおいて公園政策が都市計画実行案の一つとして緒につく1920年代後半に調査された既存公園対象地を出発点とし、1930年の京城都市計画での公園予定地、そして、1940年京城市街地計画公園決定地までを中心に考察する。京城府の公園の現況は、京城府から1927年に調査・発表され、1928年には改めて報告されることになるが内容の概略には変化がなく、一方で、朝鮮総督府内務部土木課より1930年に初めて都市計画公園の設置・計画案が出されるまでに至る。都市計画公園として指定された38個所の公園地には、都市公園、運動公園、近隣公園、児童公園の4種類の役割が与えられ、第1章では、その中でも運動公園と児童公園の公園機能を中心に検討を試みる。公園分類基準では、公園規模とは別に、青少年と児童という特定の使用年齢層を基準に採用し、さらに「交通機関の便によりて三十分以内に達し得るを可とす」など交通上の便利性を追加条件として、公園用途まで複合的に定められていたことに着目し、この条件に該当する運動公園と児童公園を観察することで、公園計画の初期段階で追求していた公園の様相を明らかにすることに目的がある。

1920年代の初めから議論の絶えなかった児童公園は、1930年の京城都市計画公園案によって公園基準及び児童公園対象地が決定されるようになるが、計画案作成の段階で終わり、4年後の朝鮮市街地計画令発布を機に都市計画による公園政策は新たな方向へ進むことになる。第2章では、1934年の朝鮮市街地計画令公布に従って京城で行われる市街地計画で具体化していく公園計画及び風致地区指定までの過程を考察する。特に市街地計画の中心的事業であった土地区画整理事業で完成していく児童公園計画地を本研究での主な検討対象にしている。土地区画整理事業で区画された大半の小公園は市街地計画公園決定の際に児童公園に指定されるが、公園機能や用途など詳細な基準による設計策定にまで至らず公園用地だけが区画された状態で韓国は解放されることになる。

区画が決まった空地状態で韓国解放を迎えたソウルの児童公園用地は、1962年の新しい都市計画制定法の礎石が立つまで無法状態で荒廃化していった。特に土地区画整理で指定されていた小公園は指定されていた数が多かった分、無許可で蚕食されたケースも多く、ソウル都市計画再整備の際にこれらの全ての公園に関する実態調査を行うことから公園計画は始まった。第3章では、このような小公園の使用状況と変遷・変容過程に注目し1940年京城市街地計画で決定された児童公園地を研究対象としている。具体的な研究対象としては、土地区画整理事業地内と市内中央部に計画されていた小公園

を研究の素材として、ソウル市による行政資料の調査及び現地踏査を通してソウルの都市計画公園の意味がどのように変化してきたのかを議論することとなる。

注

⁷ 『한국근대도시공원사(韓国近代都市公園史)』 2004 年 大旺社

⁸ 仁川居留地借入約書(1883 年 9 月 30 日) p.47 『仁川市、仁川市史(1973 年)』 pp.121～125 仁川府

⁹ 『京城都市計画資料調査書』 1927 年 総督府発行

¹⁰ 青井哲人 『植民地神社と帝国日本』 2005 年 吉川弘文館

¹¹ 金道泰 『徐載弼博士自叙伝』 1948 年 首善社 p.234

¹² 1920 年金性洙、朴泳孝などが創刊した。同年 9 月に第 1 次無期停刊され、1940 年 8 月に強制廃刊。韓国解放後には韓国戦争によって発行中止、1963 年 4 月には東亜放送局が開局された。－斗山インターネット百科事典参照

¹³ 1904 年 7 月 18 日に英国人のベセル(Ernes Thomas Bethell)が創刊した「大韓毎日申報」が前身で、1910 年 8 月 30 日から「毎日申報」に名称変更、日本語版機関誌の京城日報と経営統合していた。1920 年には京城日報から編集局を分離、1938 年 4 月 16 日に京城日報から独立した。その際に新聞名も毎日新報に変更した。現ソウル新聞の前身である。－注 6 参照

¹⁴ 1933 年 3 月 7 月に「中央日報」を改題した新聞。「中央日報」は、1931 年 11 月 27 日に「中外日報」の指令を受け創刊したものである。経営難で休刊していたが、1933 年 2 月に呂運亨ヨ・ウンヒョンが社長に就任、3 月 7 日に「朝鮮中央日報」に新聞名を変えて発刊した。1936 年に無期停刊された後に財政が悪化され、1937 年 11 月 5 日に廃刊された。－インターネット韓国近現代史辞典 2005 年 9 月 10 日 가람カラム企画参照

¹⁵ 1924 年 3 月 31 日崔南善が創刊した新聞。この新聞は、週刊誌「東明」が 1923 年 7 月 17 日から日刊新聞に題号を変えて発行したもので、民族団結共同を第一使命としていた。経営難で 1926 年 8 月に発行中断。1926 年 9 月 18 日に李相協が版權を引き受け、11 月 15 日「中外日報」と題号を変え創刊号を発行した。－インターネット韓国民族文化大百科 韓国中央研究院参照

I 京城の都市計画公園案の成立と展開

一 1928 年『京城都市計画調査書』と 1930 年『京城都市計画書』における公園

1910 年 8 月に韓国併合条約が調印され、韓国は 14 年間の大韓帝国時代が幕を下し日本総督統治下に入ることになる。朝鮮半島全域にわたる市区改正事業令が發布されるのはその 2 年後で、1912 年 10 月 7 日に朝鮮総督府の訓令第 9 号で次の内容で各道長官に示達された。

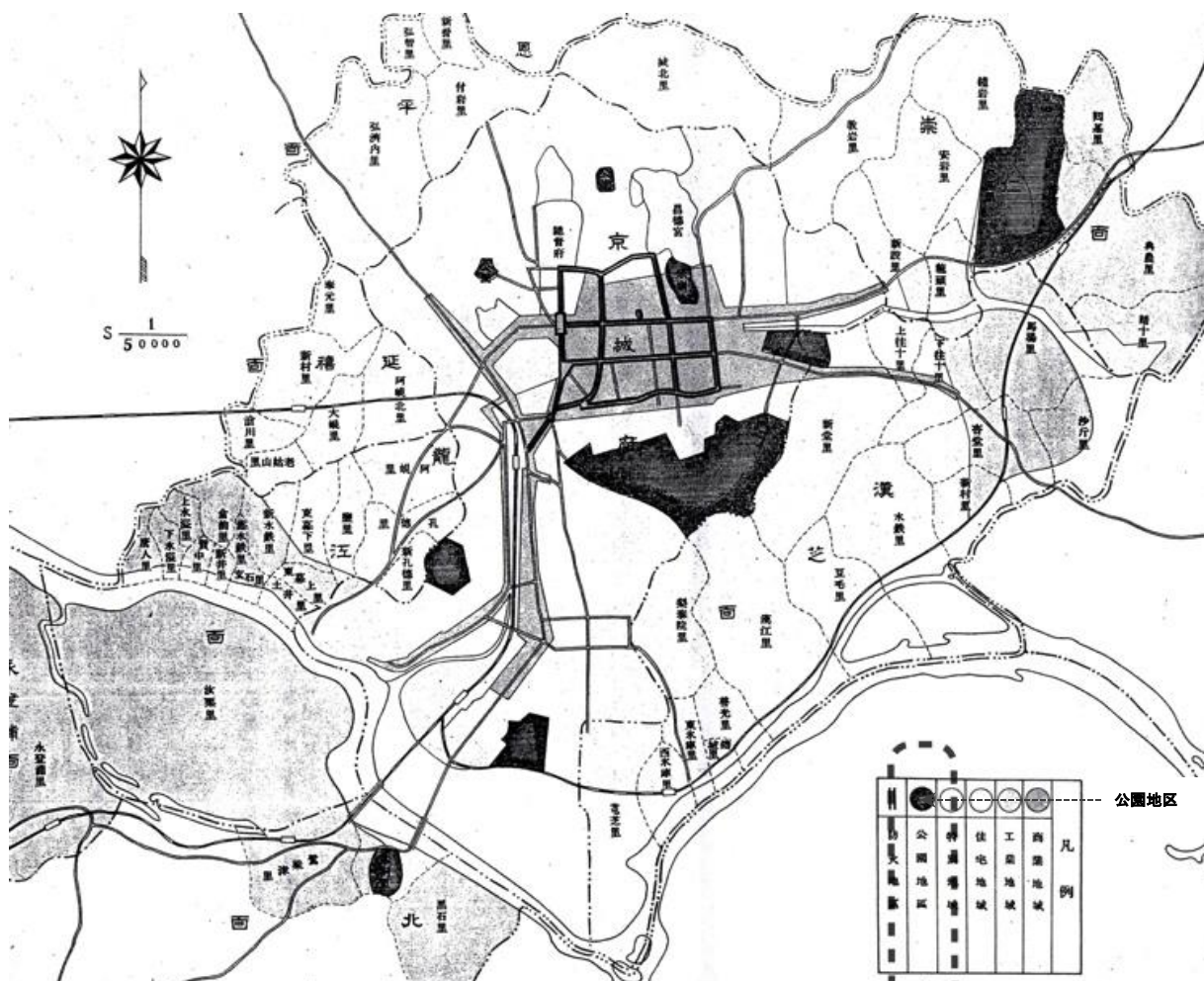
「地方ニ於テ枢要ナル市街地ノ市区改正又ハ拡張ヲ為サムトスルキハ其ノ計画説明書及図面ヲ添ヘ予メ認可を受クヘシ但シ一部ノ輕易ナル変更ハ此ノ限ニ在ラス¹⁶⁾」

【表 1】 京城市区改修予定路線図¹⁷⁾

番	区間	幅員 (間)	1928 状	番	区間	幅員 (間)	1928 年
1	光化門-黄土岬広場	30		25	安國洞広場-塔洞公園	8	
2	南大門-南大門停車場	19		26	削除	-	
3	黄土岬広場-大漢門前広場-南大門	15		27	塔洞公園前交差-乙支路-苧洞 1 街-忠武路 3 街	8	
4	東大門-鐘路-慶熙宮前	15	予定	28	削除	-	
5	南大門-朝鮮銀行前-鐘路	15		29	昌慶苑前-恵化洞	8~4	
6	光化門前-安國洞広場-敦化門通-総督府医院南部-梨花洞	12		30	乙支路 2 街-苧洞 1 街	8	
7	鐘路-松岬洞	15~12		31	東大門-崇仁洞	10	
8	大漢門前広場-乙支路-光熙門外	12		32	内資洞-社稷洞-義州路橋化洞(独立門)	8~4	
9	敦化門前-乙支路-忠武路 4 街-筆洞	12		33	京城駅前-葛月洞	15	
10	梨花洞南-乙支路-忠武路	12		34	蓬萊洞 2 街-青坡洞 3 街	10~6	
11	昌慶苑前-総督府医院-忠武路	12		35	蓬萊洞 2 街-阿岬洞	8	
12	恵化門-梨花洞	12		36	景福宮前広場-西小門(慶熙宮前)	8	
13	朝鮮銀行前広場-忠武路南部-双林洞	12		37	景福宮前広場-鐘路	8	
14	大漢門前広場-朝鮮銀行前広場	10		38	忠正路 2 街-麻浦洞	6	
15	慶熙宮前-西大門-独立門通	10		39	乙支路 2 街-南山洞 1 街	8	
16	景福宮前-内資洞	12		40	梨花洞-東大門内乙支路-双林洞	8	
17	北門附近清雲洞-西小門	8		41	蓬萊洞 2 街-新孔徳洞	8	
18	大漢門前広場-西大門通-独立門通	8		42	葛月洞-漢江路	15	
19	橋化洞-義州路-麻浦街道	8		43	葛月洞-元曉路 3 街-麻浦洞	12~6	
20	南大門-麻浦-鉄道踏切-蓬萊洞 2 街	12		44	元曉路 3 街-麻浦街道	6	
21	麻浦街道-現ソウル西部駅	8		45	元曉路 3 街-二村洞-漢江路鉄道踏切	6	
22	南大門-南蔵洞-厚岩洞	10~6		46	東子洞-青坡洞 1 街	8	
23	削除	-	-	47	積善洞-宮井洞-清雲洞	12	
24	安國洞広場-北部花開洞	8					

：京城府『京城都市計画調査書』1928 年 pp. 176-180、及び、孫禎睦『日本統治下朝鮮都市計画史研究』2004 年 pp. 68-71 を参照して著者作成。

訓令に従い、総督府告示第 78 号にて京城市区改修予定路線の 31 箇所路線が最初に発布されるのは同年 11 月 6 日のことで¹⁸、道路改修や拡張事業は 1928 年まで 5 回の改正を繰り返しながら¹⁹、改修予定道路数も 47 箇所を増やしていく。市区改正事業は 1934 年に朝鮮市街地計画令が発令されるまで京城市内の道路改修事業に重点が置かれていた。詳細は【表 1】のとおりである。市区改正事業による都市建造物に関する規定においては、1913 年 2 月 25 日に総督府令第 11 号、「市街地建築取締規則」を通して発令されていたが、この時点では公園施設に関する基準は示されていない。同年 7 月 17 日には、京畿道京城府内全域と龍山面・漢芝面全域、仁昌面一部、そして、崇信面一部地域を市街地開発範囲とする告示が発表²⁰、その翌年には範囲の縮小した修正案が加えられ、準工業地域などの地域地区が定められていく²¹。京城の都市計画活動は、1921 年 8 月 27 日に京城都市計画研究会創立総会が開かれるなど、20 年代に入ってから活発に動いていく。研究会には、都市計画分科の中に公園分科が属していて²²、都市計画公園準備の土台を用意していた。研究会の活動は、1919 年に日本国内で法律として制定・公布された都市計画法の影響を受けていたとも考えられる。しかし、その後の公園計画は 1927 年に『京城都市計画資料調査書²³』が総督府土木課より発行するまで特異する進展なく、まとまった案が出されるのは 1930 年の京城都市計画によるものである。



【図 1】京城都市計画地域及び地区予定図：京城府『京城都市計画調査書』1928 年 pp. 174-175

1912年から始まった京都市区改正事業は、5回の改正を繰り返し²⁴1927年には47箇所路線のうち21箇所が完成していた。京城府の都市公園調査が実施されるのはちょうどこの時期である。市区改正事業は道路改修や拡張を主とする都市基盤構築作業が中心で、この時点で都市計画による公園案は未だ検討されていなかった。1928年には、1927年に報告された京城府公園状況を土台に『京城都市計画調査書』が京城府によって発刊される。一方、別個に調査を進めていた朝鮮総督府は1930年に『京城都市計画書』を刊行する。これらにおいて始めて法定都市計画事業の一環として公園の設置が計画されるようになったのである。『京城都市計画資料調査書』には、京城府公園遊歩地及び運動場の一覧表が載せられ、公園地項目は「衛生及び保安に関する資料」としてまとめられていた。ここには、公園の7箇所、遊歩地の2箇所、運動場の2箇所、11箇所の公園地が指定、調査されていた【表2】。この調査内容に基づいて京城府より刊行された『京城都市計画調査書』では、京城運動場を除いた10箇所が公園地として指定されている。これを基準に、地域地区制が導入され、商業地域、住宅地域、工業地域、軽工業地域の四つの地域に二つの地区の規定が定められていた。地区分類では、防火地区と公園地区に大きく分けられ、公園は住居地域に混在するように構成されていた。

【表2】京城府公園遊歩地及運動場一覧表²⁵（1927年）

番号	種別	名称	所在地	総面積(坪)
1	公園	漢陽/南山公園	南山町及 倭城台町	48,975.00
2	公園	獎忠壇公園	東西軒町及西四軒町	140,104.35
3	公園	訓練院公園	黄金町 六、七丁目	45,032.00
4	公園	社稷壇公園	社稷洞	69,892.19
5	公園	孝昌園公園	錦町	28,246.00
6	公園	パゴダ公園	鍾路二丁目	3,333.00
7	公園	鉄道公園	漢江通	7,558.00
計				343,139.54
8	遊歩地	樹園	太平町一丁目及二丁目	543.75
9	遊歩地	樹園	太平町一丁目及新橋附近	1,250.00
計				1,793.75
10	運動場		新龍山/漢江通/三角地	500.00
11	京城運動場		黄金町/七丁目	5,227.00
計			鍾路二丁目	5,727.00
合計				345,455.99

【表 3】京城府公園遊歩地一覧表²⁶（1928 年）

番号	種別	名称	所在地	総面積(坪)	総面積(m ²)
1	公園	漢陽公/南山公園	南山町及 倭城台町	48,325.00	161,618
2	公園	樊忠壇公園	東西軒町及西四軒町	140,104.00	462,344
3	公園	訓練院公園	黄金町 六、七丁目	45,032.00	148,602
4	公園	社稷壇公園	社稷洞	68,632.00	230,644
5	公園	孝昌園公園	錦町	28,246.00	93,212
6	公園	パゴダ公園	鍾路二丁目	3,333.00	10,999
7	公園	鉄道公園	漢江通	7,558.00	24,941
計				369,671.00	1,132,360
8	遊歩地	樹園	太平町一丁目及二丁目	543.00	1,794
9	遊歩地	樹園	太平町一丁目及新橋附 近	1,250.00	4,125
10	遊歩地		新龍山/漢江通/三角地	500.00	1,650
計				2,293.00	7,569
合計				371,964.00	

なお、京城府では、1927 年 7 月には市区改修路線 47 個所のうち 19 路線を 1929 年から 1940 年までの 11 ヶ年間に 1000 万円を投入して完成させるという計画を立てていた²⁷。1928 年 8 月には朝鮮総督府より内諾を得るが²⁸、工事費に充当するべく制定を進めていた受益者負担金条例を最終的に総督府が認可しなかったため、計画は縮小される。

一方、1929 年から朝鮮半島全体に対する都市計画を準備していた総督府では、その後の都市計画において都市計画区域、用途地域区分、街路網/電車網、公園/上下水道に関連する向後の計画を樹立、1930 年 3 月に『京城都市計画書』を刊行するに至る。本文は交通量をはじめとする羅列だが、付図には具体的なビジョンが描かれる²⁹。街路網の形状やゾーニングの構造は 1936 年 12 月に制定される『京城市街地計画』の原型となることがうかがえる³⁰。

『京城都市計画書』では、京城府の都市計画面積を凡そ 266 万坪増やす計画からこのことによる都市衛生施設として公園計画の当為性や欧米各国の計画公園面積と割合が事例として述べられていた。公園施設は、上下水道施設と一緒に都市衛生施設の一つとして編入、既存公園地として調査対象であった公園遊歩地 7 個所に追加指定をした 38 個所の公園地が発表、都市計画公園に関する具体的な事案が初めて文書化された。計画総面積も既存公園調査値であった 1,132,360 平方メートルから 20,278,600

平方米まで増やす壮大な計画を立てていた。第2章都市計画地域及地区の第6節で紹介している「概説」では、市民保健上重要な施設であることを強調する同時に、都市発達による土地価格の高騰や住宅建設による空地減少に対する憂慮が表れている。特に、都市中央部において自由空地の減少が一般的な傾向になり、住宅が密集することを最も深刻な問題に指摘、市内部の中でも衛生上最も危険な区域には自由空地を保存する必要がある³¹⁾ことを披歴していた。人口集中による都市衛生問題は、1928年「京城都市計画調査書」を通して一部言及していたところで、鐘路一帯都心部の50万坪に対する土地区画整理事業が方策の一つとして紹介された。

「空地ハ漸次家屋ノ建設ニ充当セラレ、都市中央部ニ於テ益自由空地ノ減少ヲ來スハ一般ノ傾向ナリ。然レドモ都市ノ中心ハ其ノ密住状態最モ甚ダシク、衛生上最モ危険ナル区域ナルヲ似テ、特ニ自由空地ノ保存ヲ必要トス。適当ナル公園ノ施設ハ常ニ市民ノ保健ニ資スルモノナラズ、一朝火災等ニ際シテハ避難場トシテ人命ヲ確保スルノ効アルハ、関東大地震等ノ例ニ徴シテ明ラカナルベシ。³²⁾」

なお、「医学的方面より見れば都市の空気浄化作用上、総面積の一割を必要とせられ又都市の人口より考えて、一人当たり二十平方メートル内外を適当なり」と唱え、日本国内の六大都市-東京・横浜・名古屋・京都・大阪・神戸-が同様の基準で公園を計画していることが述べられていた。計画事例として、アメリカやイギリス、ドイツなど欧米各都市で調査していた1914年から1923年の人口、都市面積、公園面積データを基準に、京城府計画面積と計画人口に対する公園比率を算出している【表4】。

【表4】欧米都市公園状況一覧表³³⁾：『京城都市計画書』pp. 207-210

	都市名	人口	市面積	公園面積	公園面積/市面積(%)	公園面積/1人(m ²)	備考
1	ニューヨーク	5,927,617	828,764,160	35,206,290	4.2	5.9	1920年調査
2	シカゴ	2,701,705	518,936,667	15,983,250	3.1	5.9	1920年調査
3	フィラデルフィア	1,823,779	33,409,552	27,795,972	8.3	15.2	1920年調査
4	デトロイト	993,678	212,370,816	7,684,683	0.4	0.8	1920年調査
5	クリーブランド	956,000	146,587,660	9,793,014	0.8	10.2	1921年調査
6	セントルイス	772,897	158,630,640	11,739,355	7.3	15.2	1923年調査
7	ボストン	748,060	113,178,105	10,872,673	9.6	14.5	1920年調査
8	大ボストン	1,658,936	1,035,955,200	43,004,280	4.1	25.9	1920年調査
9	ロスアンゼルス	596,673	958,695,603	19,557,701	20.4	33.9	1923年調査
10	ミネアポリス	409,125	137,264,064	16,332,481	11.9	29.9	1923年調査
11	シンシナチ	401,249	186,471,936	10,120,230	5.4	25.2	1920年調査
12	ニューオルリアンズ	387,219	507,618,048	2,832,690	0.6	7.3	1920年調査
13	カンザスシティー	324,410	155,393,280	14,047,350	9.0	43.3	1920年調査
14	シアトル	315,652	185,176,992	8,364,528	4.5	26.4	1920年調査
15	シラキューズ	171,717	51,797,760	1,460,858	2.8	8.5	1920年調査
16	デートン	152,559	42,992,140	4,552,537	10.6	29.8	1920年調査

17	スポケーン	104,437	101,653,104	7,903,205	7.8	75.6	1920 年調査
18	エヴァンスヴィル	85,264	31,240,524	2,630,355	8.4	30.8	1920 年調査
19	ニューブリテン	65,000	30,916,788	1,331,364	4.3	20.5	1920 年調査
20	ローレン	40,000	25,898,880	323,736	1.2	8.1	1920 年調査
以上平均		930,799	273,147,596	12,576,828	4.6	13.5	以上米国
1	ロンドン	4,521,685	302,357,907	27,011,722	8.9	5.9	1921 年調査
2	シェフィールド	519,239	50,688,964	3,633,936	7.2	7.0	1921 年調査
3	ブリistol	377,061	74,641,381	3,775,571	5.1	10.0	1921 年調査
4	ニューカッスル	278,400	34,202,708	5,240,476	15.3	18.8	1921 年調査
5	ダービー	130,000	21,334,202	513,930	2.7	3.9	1921 年調査
6	サウスエンド、オン、シー	106,021	28,662,776	1,533,699	5.4	14.4	1921 年調査
7	ブラックプール	73,800	21,338,249	1,298,990	6.1	17.6	1921 年調査
8	ケンブリッジ	59,262	22,082,841	1,327,317	6.0	22.4	1921 年調査
9	シュルースベリー	31,013	9,995,349	210,478	2.1	6.8	1921 年調査
以上平均		677,387	62,811,597	4,949,563	7.9	7.3	以上英国
1	ベルリン	2,068,000	64,261,596	7,037,211	11.0	3.4	1914 年調査
2	ハンブルグ	942,529	78,870,183	3,225,219	4.1	3.4	1914 年調査
3	ミュンヘン	600,000	89,755,806	1,829,108	2.0	3.0	1914 年調査
4	ライプツヒ	587,635	74,503,793	2,618,214	3.5	4.4	1914 年調査
5	ブレスラウ	519,751	49,681,335	5,705,847	11.5	11.0	1914 年調査
6	フランクフルトアムメイン	419,300	136,341,416	1,238,290	0.9	2.9	1914 年調査
7	デュッセルドルフ	363,349	112,854,369	6,296,665	5.6	17.3	1914 年調査
8	ヒエムニッツ	294,930	44,655,334	1,740,081	4.0	5.8	1914 年調査
9	ケーニヒスブルグ	247,419	44,679,614	971,208	2.2	3.9	1914 年調査
10	キール	214,688	40,333,458	797,200	2.0	3.7	1914 年調査
11	タンチヒ	170,337	37,096,098	756,732	2.0	4.4	1914 年調査
12	カールスルーヘ	134,302	44,837,436	789,106	1.8	5.9	1914 年調査
13	ミュールハウゼン	95,041	12,431,462	590,818	4.3	6.2	1914 年調査
14		78,380	16,915,206	161,868	0.9	2.1	1914 年調査
15		62,243	13,293,409	5,847,481	43.4	93.9	1914 年調査
以上平均		453,193	57,367,368	2,640,337	4.6	5.6	以上独逸
京城		710,000	108,768,700	14,200,000	18.3	20.0	
			77,752,600				

京城府の必要公園面積としては、都市計画総面積 108,768,700 m² に対する 1 割の面積、即ち、10,876,870 m² を最小限公園面積とし、計画総人口を 710,000 人に対する一人 20 m² の条件を満たすために 14,200,000 m² に相当する公園総面積が必要であることが述べられている。公園種類は、公園規模及び用途によって、児童公園、近隣公園、都市公園、運動公園の 4 種類に分類され、各々の種類に関した公園最少面積と誘致半径等の詳細基準が提示された。指定された 38 個所の公園は、児童公園単位を基本単位にしながら規模によって近隣公園または近隣公園と都市公園を併用する形式で構成され、例えば都市公園を含む最も規模の大きい公園用地には近隣公園と児童公園が同時に計画されていた。

これに、交通便接近の容易な場所に配置することを条件とする、一定規模以上の接近容易な幾つかの公園には青少年の体力向上を主目的とした運動公園という特殊性格の用途が加われていた。このように公園種類は全体の基準で分けられていて、現在のような1箇所1種類の公園機能が与えられるのは1936年の京城市街地計画以降のことである。京城府の都市計画公園案で提案された公園個所は38箇所、合計面積5,528,600㎡で、【図2】と【表5】で示している。公園位置と面積に関しては、市内に自由に斯かる空地を求めることは實際上困難な事情であることを言及、可及的前記した標準に近づけるため、府面積の5.1%、人口1人当7.8㎡の公園予定地総面積に、足りていない面積は自然公園名目で算出された市内森林面積、14,750,000㎡を加算して全体都市計画面積の16.8%、一人当28.3㎡を満足させている。その他に、都市計画総面積に入っている漢江の河川敷や南山周囲の四面山林面積、31,016,100㎡に関する言及があり、その面積は既に総面積の約3割に達しているが、市内密集地に於いて所要面積、誘致半径を考慮した均等な空地施設を計画することを要すると述べられ、公園地区は森林地域と厳密に区分しようとしていたことが判断できる。

「翻て本計画区域内自由空地を調査するに総面積一億八百七拾六萬八千七百平方米の中、利用可能区域は七千七百七十五萬二千六百平方米にして、差引三千百一萬六千六百平方米は漢江の河川敷、南山及四周を圍繞する森林にして、総面積の約三割に達す。故に自由空地は之を總體的に考察するときは不足なきも、市内密住地帯に在りては兒童公園其他の施設極めて必要なり。由て所要面積、誘致半径等を考究して適當なる配置をなし、市民均等の利用に備へざるべからず³⁴。」

都市衛生施設としての公園計画案は、説得力を持って進んでいくように見えたが、都市計画予算確保のため京城府が朝鮮総督府に出した受益税条例案は保留の末1930年3月棄却された。世界不況の中で増税をすることに対する憂慮が作用していたとみられ、このような理由により京城都市計画書で提案していた公園案は進展することなく京城市街地計画を迎えるようになる。

【表 5】京城都市計画公園表：朝鮮総督府『京城都市計画書』pp. 213-216

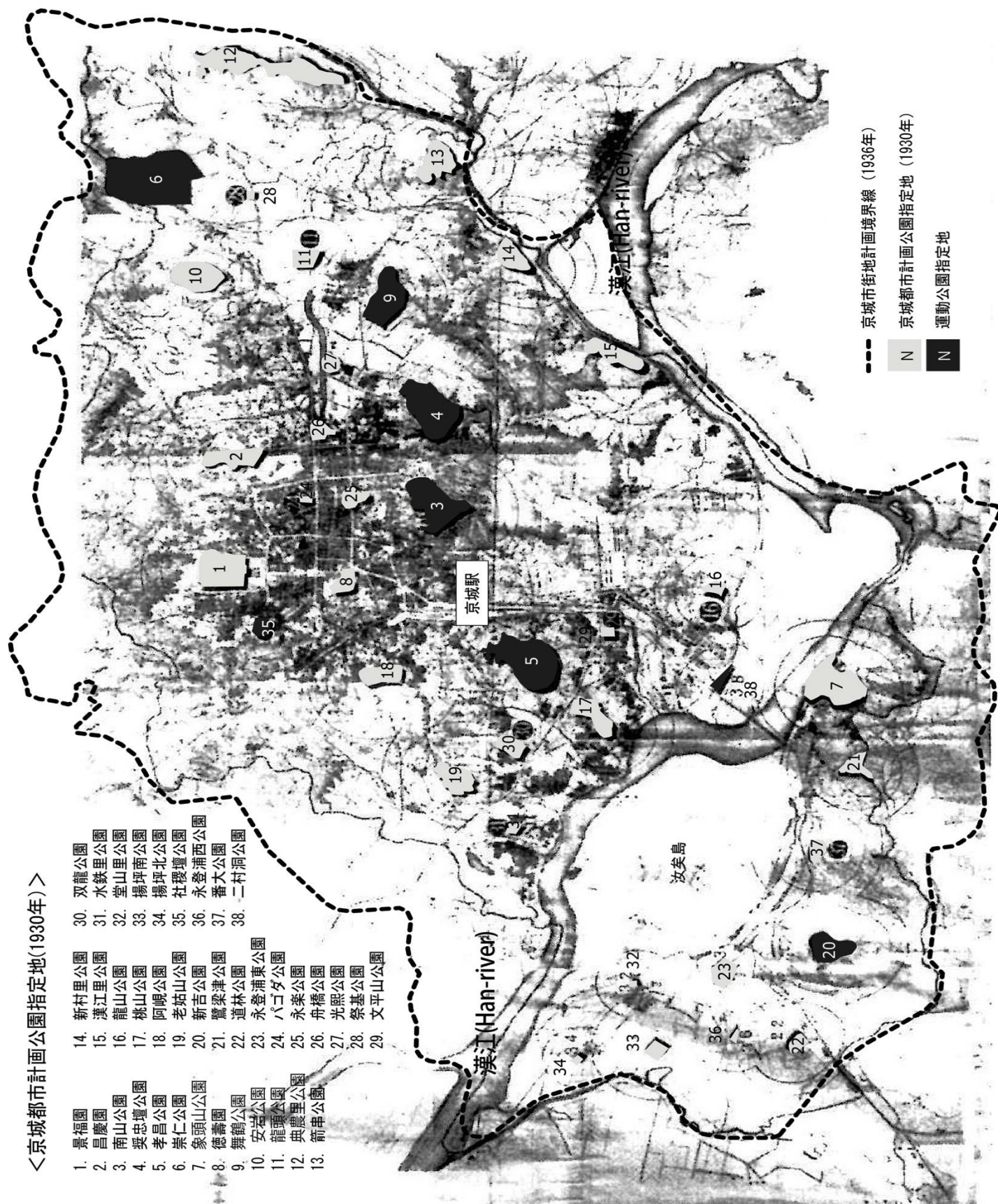
番号	名称	面積(平方米)	備考	番号	名称	面積(平方米)	備考
1	景福園	303,400	都、近、児	22	道林里公園	61,000	近、児
2	昌慶園	174,700	都、近、児	23	永登浦東公園	12,000	児
3	南山公園*	330,100	都、近、児	24	パゴダ公園*	11,000	児
4	獎忠壇公園*	462,300	都、近、児、 運	25	永楽公園	11,500	児
5	孝昌公園*	464,400	都、近、児、 運	26	舟橋公園	9,200	児
6	崇仁公園	834,500	都、近、児、 運	27	光熙公園	13,800	児
7	象頭山公園	325,300	都、近、児	28	祭基里公園	11,500	児
8	徳寿園	54,500	近、児	29	文平山公園	23,000	児
9	舞鶴公園	289,700	近、 運競 、児	30	双龍公園	69,000	児
10	安岩公園	250,600	近、児	31	水鐵里公園	25,300	児
11	龍頭公園	87,400	近、児	32	堂山里公園	10,500	児
12	典農公園	287,300	近、児	33	揚坪南公園	65,000	近、児
13	箭串公園	200,000	近、児	34	揚坪北公園	15,600	児
14	新村里公園	129,000	近、児	35	社稷壇公園*	57,500	児、 運
15	漢江里公園	143,000	近、児	36	永登浦西公園	10,500	児
16	龍山公園	58,800	近、児	37	番大公園	50,600	近、児
17	桃山公園	144,800	近、児	38	二村洞公園	28,900	児、 運
18	阿峴公園	119,000	近、児				
19	老姑山公園	165,500	近、児		計	5,528,600	
20	新吉公園	149,400	近、児、 運		其ノ他	14,750,000	
21	鷺梁津公園	69,000	近、児		合 計	20,278,600	

※ **都**:都市公園、**近**:近隣公園、**児**:児童公園、**運**:運動公園、**運競**:運動競技場

※ 「*」で印している南山公園、獎忠壇公園、孝昌園公園、パゴダ公園、社稷壇公園は、1928 年京城都市計画調査書にて調査完了していた既存公園地である。

<京城都市計画公園指定地(1930年)>

- | | | |
|-----------|------------|------------|
| 1. 景福園 | 14. 新村里公園 | 30. 双龍公園 |
| 2. 昌慶園 | 15. 漢江里公園 | 31. 水鉄里公園 |
| 3. 南山公園 | 16. 龍山公園 | 32. 堂山里公園 |
| 4. 契忠壇公園 | 17. 桃山公園 | 33. 楊坪南公園 |
| 5. 孝昌公園 | 18. 阿峴公園 | 34. 楊坪北公園 |
| 6. 崇仁公園 | 19. 老姑山公園 | 35. 社稷壇公園 |
| 7. 象頭山公園 | 20. 新古公園 | 36. 永登浦西公園 |
| 8. 德壽園 | 21. 覽梁津公園 | 37. 番大公園 |
| 9. 舞鶴公園 | 22. 道林公園 | 38. 二村洞公園 |
| 10. 安岩公園 | 23. 永登浦東公園 | |
| 11. 龍潭公園 | 24. バゴダ公園 | |
| 12. 典農里公園 | 25. 永榮公園 | |
| 13. 箭串公園 | 26. 舟橋公園 | |
| | 27. 光熙公園 | |
| | 28. 祭基公園 | |
| | 29. 文平山公園 | |



【図2】京城都市計画公園指定地：朝鮮総督府『京城都市計画書』公園指定内容及び付図を参照に著者作成。

二 運動公園―「広場」としての運動公園

近代の「広場」は、人が集まる場所であるという従来概念を基に、特に国家行事を行う場所など政治目的で使用される場所として重要な役割を果たしていたことは周知である。これは、近代韓国でも同様の意味を持ち、広場は国家行事だけでなく、一般市民の「集会場所」として当代の政治・社会像を直接に反映する場所でもあった。現在ソウル市庁舎前のソウル広場が辞書通りの「広場」の役割を果たしている一例であろう。日本総督政治下で整えられていく韓国の近代都市計画上の意味での「広場」は、道路が交差するところに来る広い空間を示すもので、広場計画は道路・街路計画に並行するものであった。日本国内では、「人が集まる」、「人を集める」場所としての広場役は公園枠で徹底に分担していたようで、上野公園や日比谷公園では、勤業博覧会(1877 年、上野公園)を初め日清戦争の勝利を祝う祝勝会(1894 年、上野公園)が行われるなど、国家行事及び記念式場の「広場」として公園が活用されていた。同時期の韓国を考えると、王朝国家であった朝鮮では、国家行事は王宮を中心に行われるのが当然なことで、恐らく景福宮の前である黄土岬までの六曹町と呼ばれていた政治機構(官衙)集落が朝鮮時代までの重要な国家行事広場として使用されていたと考えられる。しかし、李氏王朝による国家権力を失い主権の変わった韓国での既存広場は寿命が絶えたともいえよう。公園施設による広場計画は、日本総督政治による近代的都市構想に相応しい新たな都市施設課題として台頭されていたと思われ、1930 年の「運動公園」は、都市計画上「人を集める」広場を念頭した公園用途である仮説より本節の考察は始まっている。本節では、1930 年に定められた 6 個所の運動公園を中心に、指定前後の公園使用状況及び変遷過程を新聞報道資料で確かめることで、運動公園を通して当時の都市計画公園意味を明確にしていきたい。

1 1930 年京城都市計画書における運動公園計画基準

1930 年京城都市計画案の公園種別には、前記した通り、児童公園、近隣公園、都市公園、そして、運動公園の 4 種類に構成されていた。自然公園の種類がこれに追加され、厳密な分類では 5 種類であったといえるが、これは市内の森林面積から算出したもので、開発するには容易ではなかったため別項目の空地として枠組みされていたことより、本研究で議論する都市計画公園の内容からは外している。指定された公園 38 個所は、児童公園を最少単位にし、規模に応じながら近隣公園、及び、近隣公園・都市公園を兼ねる形をしていた。運動公園には、規模基準とは別に「交通機関ノ便ニヨリ 30 分以内」という位置条件が加われ、休養や娯楽、衛生など基本公園用途以外に「集まる」場所としての「広場」的機能が計画されていた。38 個所の公園計画地のうち、運動公園を兼ねている公園個所は運動公園の名称代わりに運動競技場が与えられている 1 個所を含めて全部 7 個所である。運動競技場は、スポーツ

専用の公園として計画されていたと予想されるが、明確な区分や定義は示されていない。1930 年の都市計画公園は具現されることなく、後に制定される市街地計画令によって 1940 年に新しく指定されるが、その際に「運動公園」という用途区分による公園分類用語は無効になり、運動公園役割を分担していた公園用地は、規模によって大公園と近隣公園に再分類された。

前節をとおして検討した 1930 年都市計画公園案では、1925 年(大正 4 年)に実施された臨時国勢調査結果の集計より公園所要面積等が算出され、運動公園及び児童公園は、総人口に対する 13 歳以上 30 歳未満の青少年や 12 歳未満児童のパーセンテージから算出した人口数で計画面積が提示された。青少年人口割合を 36.6%(259,860 人)、児童人口割合を 27.7%(196,670 人)にして計算、提案した総面積と各公園の最少所要面積は【表 6】、【表 7】のとおりである。7 個所の運動公園は、前掲した【表 5】に示されているとおりであるが、このうち奨忠壇公園、社稷壇公園、孝昌園公園の 3 個所は 1928 年京城都市計画調査書に公園地として報告、漢陽公園・南山公園と一緒に以前から朝鮮神宮計画地候補地として検討されていた個所でもある³⁵。既存公園地以外の運動公園は、京城都市計画領域に新編入された地域から崇仁公園、新吉公園、二村洞公園が指定されていた。

【表 6】一人当公園面積表

種 別	一人当	面積(m2)	誘致半径
児 童 公 園	12 歳未満の児童一人当	5.0m2	500m 以内
近 隣 公 園	人口一人当	0.7m2	750m 以内
都 市 公 園	人口一人当	1.5m2	全区域
運 動 公 園	青少年一人当	2.0m2	交通機関ノ便ニヨリ 30 分以内

: 朝鮮総督府『京城都市計画書』p. 211

【表 7】都市計画区域内公園所要面積及び公園 1 個所最小所要面積表

種 別	都市計画区域内公園所要面積(m2)	最小所要面積(m2)
児 童 公 園	<u>983,300</u> m2	3,000 m2
近 隣 公 園	497,000 m2	25,000 m2
都 市 公 園	1,065,000 m2	50,000 m2
運 動 公 園	<u>519,700</u> m2	15,000 m2
合 計	3,065,000 m2	

: 朝鮮総督府『京城都市計画書』p. 212

ここで、少し日本国内での公園事情を踏まえておきたい。佐藤昌氏の執筆した『日本公演緑地発達史』では、1920 年から 1933 年までの期間を都市計画公園時代に区分し、京城での 1930 年『京城都市計画書』による公園指定と 1940 年京城市街地計画公園決定の公園年度からみると、京城の場合多少の時間ずれはみえるが同時期に都市計画公園が考えられていたと思われる。細分した「運動公園及び児童公園時代」としては、1955 年から 1970 年までを定義していることでこれらの公園機能を本格に発揮できるようになったのは 1945 年以降であることが分かる。とはいえ、「運動公園」用語は公園の中に運動施設が設けられるということで以前からも話題に上っていたようで、田村剛の『近代公園と運動場の新傾向』には外国の初めての公園内運動施設として、1876 年アメリカ・シカゴのワシントン公園内に設置されたテニスコートを事例に紹介している。

運動公園は、分類において「運動競技の施設が大部分で、その公園の目的が主として壮年及び青少年の体育を主とするレクリエーションであるもの」を他の公園と区分している。レクリエーション概念が未だ分化していなかった時代には、体育は公園範囲に入らず競技を主とした体育活動が学校及び社会教育に普及していた。パッシブなレクリエーションを主体とする公園概念は次第にアクティブなレクリエーション即ち運動競技も公園目的の一つに含むこととなり、運動公園という公園種類に分化してきたのである。最初のアメリカでは、鑑賞用の庭園に親しみを覚える人々に公園が激しいスポーツの場になろうとする傾向に対する反対の声もあったが、1920 年代以降になると「Play-park」と呼ばれるものが多くできるようになる。「Play-park」と学校運動場や競技場とを明確に区別することが次第にできなくなり、やがてこの運動公園の中には近隣センター、コミュニティセンター等が設けられ、集会所、図書館なども設けられるようになり、アメリカ独特の「レクリエーションセンター」と称する公園形態がシカゴを初め多くの都市に現れたのである³⁶。日本では、大正末期から運動競技が奨励され旧来の公園に運動場施設等を設けられ、あるいは独立した競技場・運動場が設けられるものが多くなって行った。「運動公園」という名称で、運動施設を包含した公園造成が多くの専門家によって主張されるようになり、運動公園の類型が生まれるに至ったとみられる。「運動場」と「運動公園」の区別が法律的に明確になったのは昭和 31 年の「都市公園法」の制定によるものであって、同年 9 月の政令である「都市公園法施行例」第 7 条は、「一つの都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の百分の五十をこえてはならない。」ことを規定している。これによって、50%以上の運動施設を設けられる「運動場」との区別ができるようになる。

「京城都市計画書」による運動公園基準では、上記したとおりに年齢及び面積の基準は明記されていたことに対し、具体的な定義が定められておらず「舞鶴公園」一個所に指定されていた「運動競技場」の分類名称も明確な意味は示されていない。「運動公園」名称は、当時の日本国内事情と同様に公園専門家の技術用語となり、一般には「運動場」の名称が親しまれよく用いられるようになったと思われる。1940 年に発表される「京城市街地計画公園決定案」では、「運動公園」分類名称はなくなり大公園枠にある「京城運動場」が運動場役割を果たしている。

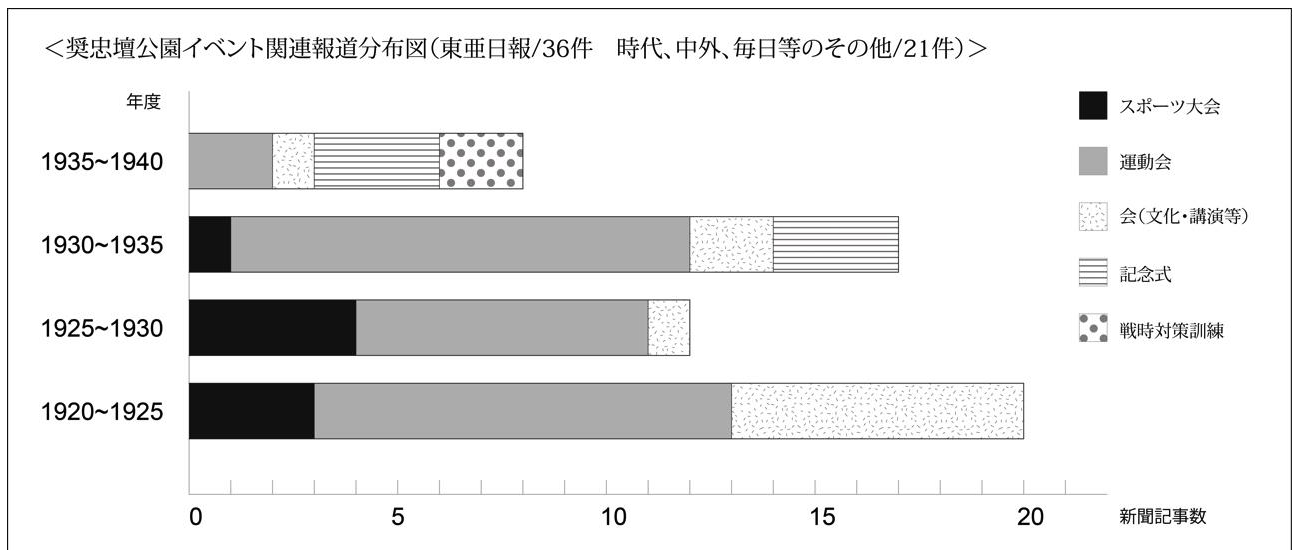
2 運動公園事例

(1) その1—奨忠壇公園

東亜日報が創刊されるのが1920年4月のことで、民間の新聞紙面に公園関連記事が登場するのは、早くも同年4月15日に報道された奨忠壇(現・ソウル市中区奨忠洞2街196番地)で開く商工運動会の告知からである。奨忠壇は、1895年の閔妃殺害事件(乙未事変)の忠死者を祀るため1900年に高宗により造成された祭壇施設で、公園として一般公開されるのは1919年のことである。1920年の東亜日報記事には、運動会の案内以外にも維民会の定例会議³⁷や個人宗教団体の記念式通知案内³⁸まで掲載され、当時の主な公園役割が団体行事を携わることにあったことは間違いない。新聞社の指向している社会理念や政治的立場により取扱われる主な記事内容が異なることは当然なことではあるが、当時満州で発行されていた独立新聞には、朝鮮独立運動の犠牲者(独立烈士/殉国者)の追悼式場として奨忠壇が使用されていたことが報じられ、殉死した忠臣を祀るためであった当初の祭祀目的で使用されたケースもあった。1921年4月には、奨忠壇の公園計画と訓練院の運動場計画が新たに報道され³⁹、公園地と運動専用地区を区分して計画しようとしていたことが伺えるが、実行までには至っていない。【表8】は、1919年から韓国が解放されるまで紙面に掲載された奨忠壇公園関連記事の内、会場として使用された記事内容だけを抽出しまとめたもので、これより運動会及びスポーツ大会のために使われたケースが半分以上を占めていたことが判る【図3】。ここでは便宜上、個人団体の屋外活動やレクリエーションに近い体育活動を「運動会」に称し、スポーツ観覧を主な目的にして群衆が集まる会のことを「スポーツ大会」に区別して称することにする。奨忠壇公園は、運動関連会場以外に政治団体や宗教団体等に会議場を提供することもあった。詳細が紙面に掲載することはなかったが、上述したように日本総督統治に抵抗する独立運動団体や共産主義団体の秘密集会場として使用されることもあったのだ。1936年7月15日の朝鮮中央日報には、京仁赤色労働組合事件公判内容が掲載、集会は奨忠壇公園を中心に行われていたことが分かる⁴⁰。

また、花火大会や野外劇、野外音楽堂として活用されることも多くみられ、特定の決まりはなく人が集まる目的であれば自由に使われる公園でもあったことが予想できる。1930年代に入ると、奨忠壇公園行事の様相も少し変化するが、国家(日本)行事に従う軍行事関連記事が増えていくことである。1932年10月に朝鮮少年軍創立10周年記念式が開かれ、その3年後に13周年記念式が同場所で行われる。この記事では、奨忠壇公園の代わりに奨忠壇「広場」が題目に新しく使われているが(【表8】の「*」に印した箇所)、国の指揮下で行われるセレモニーであることを「広場」を通して表していたとも考えられる。このような様態は勿論、奨忠壇公園に限ることではなく、1930年代半ばからは朝鮮神宮の広場が軍関連の記念式場として使用されることもあり⁴¹、その頻度も増えていた。しかし、その内容には明確なヒエラルキーが存在し、朝鮮神宮広場が主権国の最上国家理念に直接関係するお祭り—例えば、各種国防

祈願祭、南京/徐州陥落戦勝祝賀会、排英国民大会等一を主催する記念広場であったとすれば、奨忠壇公園は、そのお祭りを補助する「民衆の集まる広場」であるという用途区分があったことで、神宮広場と奨忠壇広場を同様な広場公園とはいいい難い。



【図3】奨忠壇公園イベント関連報道分布図：東亜日報他で抽出した「奨忠壇公園」記事のうち行事関連記事を再抽出し、行事種類別に区分棒グラフ化。著者作成。

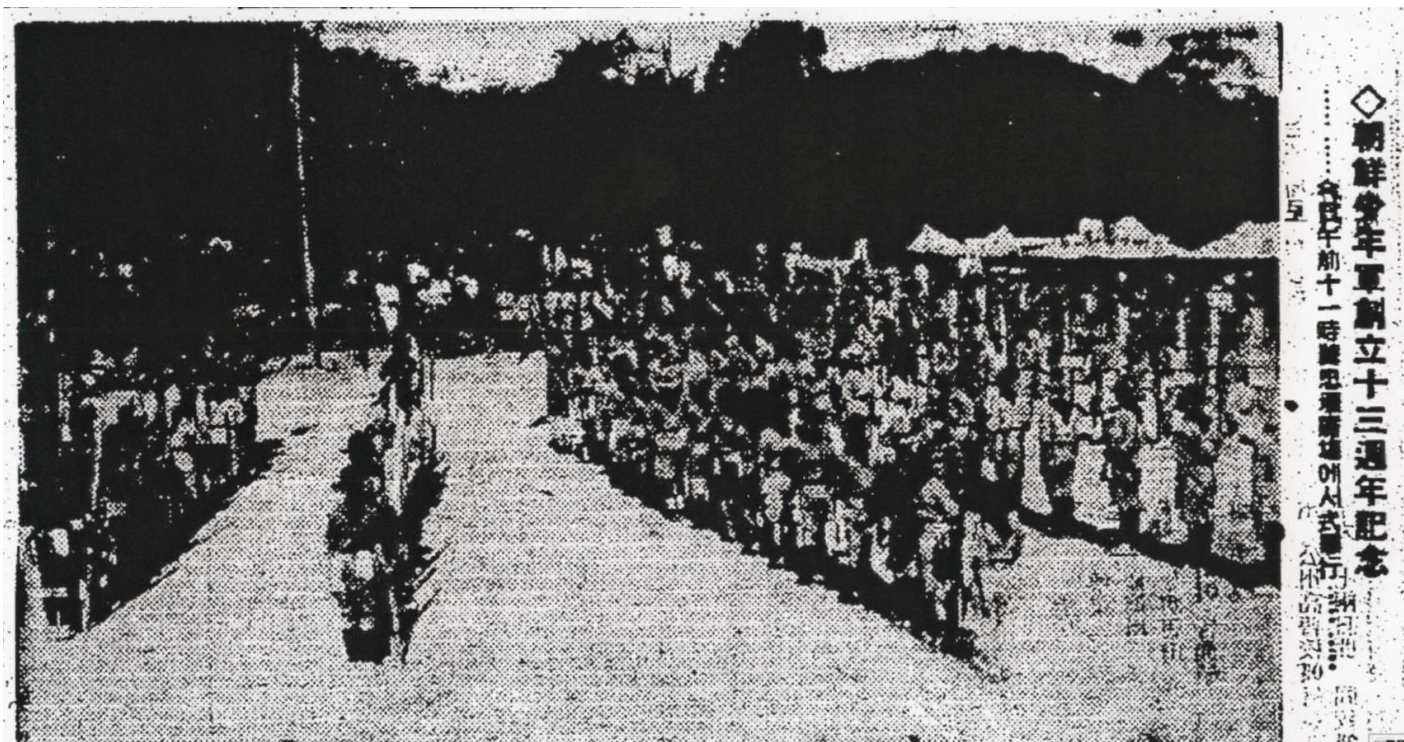
奨忠壇公園の使われ方に関しては、放任されていながらも公園目的の根本的な疑問は残るまま、1930年京城都市計画公園指定の際に運動公園に一時発表され、1940年京城市街地計画公園指定の際には大公園に再指定・分類されるまで、市民の慰安や慰楽を第一目的として使われ続けていた。一方、都市計画公園システムの構築目的や用途が明確に理解されていないまま計画が荏苒としているうちに、当然ながら奨忠壇の公園施設や使い方による批判の声も表面化していた。1925年6月13日の東亜日報には、殉職した愛国武士の祭壇であるべく奨忠壇がただの遊び場、「歓楽場」になっていることを嘆く「懷古談」がエッセイ形式に綴られている。また、都市計画公園の計画意図が十分に伝わっていなかったせいか、公園設備にかかる経費負担に対する批判から住宅不足及び都市貧民問題に関連して公園地に住宅地提供を主張するなど様々な意見が提起されていたが、これは奨忠壇公園に限る問題ではなく公園計画全般での問題でもあった⁴²。

【表 8】 奨忠壇公園行事表（1920 年～1945 年）

日時	主催(内容)	種類	新聞社名
1920.4.15	京城商工連合	運動会	東亜
1920.4.17	維民會	会(個人)	東亜
1920.5.22	青林教	会(個人)	東亜
1921.4.24	三社連合	運動会	東亜
1921.4.24	京畿道警察部高等科	運動会	東亜
1921.4.30	京城市時計貴金属商工組合	運動会	東亜
1921.6.2	太極教	会(個人)	東亜
1921.6.10	中央基督教青年会	運動会	東亜
1921.8.5	花火大会/朝鮮新聞主催	会(文化)	東亜
1921.10.16	天道教少年会	運動会	東亜
1921.11.6	朝鮮学生大会	スポーツ大会	東亜
1922.5.14	朝鮮学生大会	スポーツ大会	東亜
1922.5.23	自転車競走会/京城輪業会	スポーツ大会	東亜
1922.10.28	中央幼稚園	運動会	東亜
1922.11.11	嶠南学生運動会	運動会	東亜
1923.5.27	新劇団野外劇/朝鮮新聞	会(文化)	東亜
1923.6.16	野外劇/朝鮮新聞	会(文化)	東亜
1924.3.24	軍楽演奏会	会(文化)	東亜
1924.11.6	女子高普運動会(英文欄)	運動会	東亜
1925.10.25	主日学校学徒大会	運動会	東亜
1926.5.1～2	自転車競走会/京城輪業会	スポーツ大会	時代
1926.6.19～20	自転車競走会/京城輪業会	スポーツ大会	時代
1927.5.1～2	自転車競走会/京城輪業会	スポーツ大会	東亜
1927.6.5	京城商工連合	運動会	東亜
1928.5.6	京城商工連合	運動会	中外
1928.4.28～9	自転車競走会/京城輪業会	スポーツ大会	中外
1928.5.6	京城商工連合	運動会	中外
1928.5.20	洋服商組合	運動会	東亜
1929.4.20	観桜音楽祭	会(文化)	中外
1929.5.19	京城商工連合	運動会	東亜

1930.4.20	京城布木組合	運動会	東亜
1930.5.5	京城商工連合	運動会	中外
1931.5.4	京城商工連合	運動会	東亜
1932.5.8	京城商工連合	運動会	東亜
1932.5.6～8	全朝鮮弓術大会	スポーツ大会	東亜
1932.4.8	法演(仏教)	会(講演)	中央
1932.10.2	朝鮮少年軍創立 10 周年記念	式(記念)	東亜
1933.3.10	龍山第 24 師団/京城攻防戦	式(記念)	東亜
1933.5.7	京城商工連合	運動会	朝鮮中央
1933.5.20	婦人運動会	運動会	東亜
1933.9.28	長薫高普運動会	運動会	東亜
1933.10.1	市内私立普校連合	運動会	朝鮮中央
1933.10.7	中央青年会(創立 30 周年)	運動会	朝鮮中央
1934.5.6	京城商工連合	運動会	朝鮮中央
1934.11.16	菊花展覧会	会(文化)	東亜
1935.4.17	理髪業者組合	運動会	東亜
1935.5.5	京城商工連合	運動会	朝鮮中央
1935.5.20	洋服商組合	運動会	朝鮮中央
1935.10.27	朝鮮少年軍創立 13 周年記念	式(記念)*	東亜
1936.5.4	京城商工連合	運動会	朝鮮中央
1936.10.29～11.2	セル・ハームストンサカース	会(文化)	毎日
1937.4.5	京城府植樹行事	式(記念)	毎日
1937.4.30	招魂祭	式(国)	毎日
1937.5.22	内弾三勇士銅像除幕式(南)	式(記念)	毎日
1938.5.15	府民慰安運動会	運動会	毎日
1938.8.4	青年団勤労報国作業	戦時準備	東亜/毎日
1938.10.23	学生大激戦練習	戦時訓練	東亜

: 東亜日報他で抽出した「奨忠壇公園」記事のうち行事関連記事を再抽出した記事詳細表、【図 3】奨忠壇公園イベント関連報道分布図の具体的な記事内容。著者作成。



◇朝鮮少年軍創立十三週年記念
 各団午前十一時鐘忠孝壇前集合式
 公団前庭
 10月27日

【図4】 奨忠壇公園行事の写真－朝鮮少年軍創立13年記念式：『東亜日報』 1935年10月27日。

(2) その2－孝昌公園

孝昌園は、李朝正祖(第22代、1752～1800)の長者で次期王位後継者であったが5歳に夭折した文孝世子の墓園で、1924年に6月に公園として一般公開された。奨忠壇より5年遅れて公園開放した孝昌園は予算等の問題で開放後しばらくしてから公園施設計画が延期される*。【表9】は、1920年から1945年の25年間に掲載された孝昌園(孝昌公園)関連重要記事をまとめたもので、1922年1月には社稷壇と一緒に追加新設公園として検討されていたことが分かる。しかし、予算問題で公園開放が延期されたあぐく、その後の1925年7月に京畿、忠清地域を襲った集中豪雨の際に孝昌園は災害被害者の為に避難所を提供することとなり、公園に指定されたものの施設など公園計画全般が遅延せざるを得なくなっていた。1925年当時の新聞では、7月から11月まで孝昌園での救済活動が大々的に報道している(【表9】の灰色に塗潰した個所)。漢江沿岸地域の被害が多く、1925年7月13日分の東亜日報で報道されていた京城市水災民数は、二村洞:1024名、麻浦洞:379名、東幕:180名、漢之面:120名(合計:1703名)で二村洞の被害が最も大きかった。一時避難所として麻浦普通学校と西氷庫普通学校が場所提供をしていたが、一番被害の大きかった二村洞水害住民の大部分は孝昌園に一時居住が許可されていた。7月25日には孝昌園内に仮屋が完成、2ヶ月を期限に臨時居住地を貸していたが、公園内の貧困層は増える一方で、孝昌園が再び一般に公開されるようになったのは2年後の1927年である。1940年に京城市街地計画による公園決定案が改めて発表されるまで、奨忠壇公園が京城の名勝地且つ「運動公園」として頻繁に新聞紙面を飾っていたことに比べ孝昌公園の公園としての活用頻度も

余り知られていないが、ここには 1925 年臨時居住地に提供されていたことも公園造成の遅延を招いた大きな一つの原因と考えられる。実際、孝昌園の不法居住は長年に続いていたようである**。孝昌園の臨時居住者には、下記した【表 9】の関連記事から鷺梁津等に移転地を設け移住計画を立てていたが順調ではなかったことが考えられる。

【表 9】孝昌園関連記事（1920 年～1945 年）

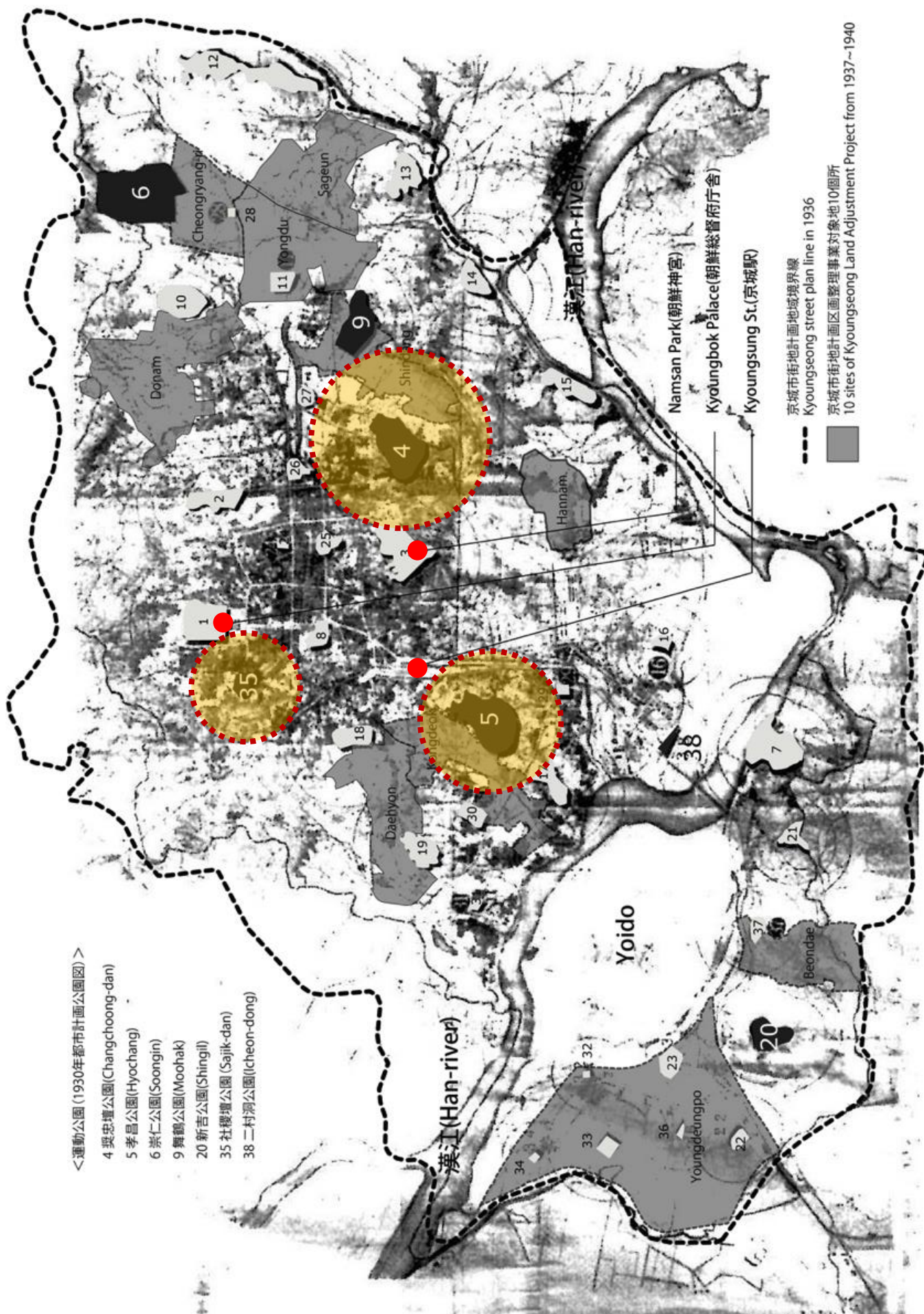
日付	記事内容	新聞社名
1920/5/24	漢陽公園から牛砲臺移轉	東亜
1921/12/14	龍山に新公園孝昌園造成、名年度工事着手	東亜
1922/1/4	京城府の新公園予定地：孝昌園/訓練院/翠雲亭/社稷壇(写)	東亜
1924/6/22	孝昌公園の牛砲操作閉場式	東亜
1924/9/16	孝昌公園計画、予算問題で延期*	東亜
1924/9/30	音楽舞道会(会/文化)	時代
1924/12/28	孝昌/社稷公園新計画、当分実現不能	東亜
1925/7/25	救済消息一速-孝昌園假屋昨日落成	時代
1925/7/25	孝昌園内の假家、昨夕まで全て完成、二村洞方面罹災民を收容//選択收容、乞食や自由労働者//期間は 2 カ月	東亜
1925/8/5	孝昌園に天幕病院	時代
1925/8/8	孝昌園罹災民に退去命令迫る、総督府では彼らを永登浦に移住させる計画	東亜
1925/8/11	孝昌園にいる罹災民中学齡に達した児童が 291 名も。	時代
1925/8/27	孝昌園居住罹災民、府庁が調査、未だ千五百名	東亜
1925/8/28	孝昌園に活写、衛生・勤儉節約・オンドル改良を内容に罹災民に観させるため	東亜
1925/9/27	孝昌園仮屋水害住民一朔後鷺梁津に全部移転することに。	東亜
1925/10/20	孝昌園水災民仮屋住民移転地分配決定、十七日現場で分配決定	東亜
1925/11/3	鷺梁津指定地に主屋建築に着手、孝昌園を離れた罹災民、建築できない人も多い。	東亜
1926/2/13	孝昌公園改修費	東亜
1926/7/11	二村洞移転地には与えなかった孝昌園を畢竟鉄道局社宅を建てることに	時代
1927/8/13	錦町少年部主催、幼年拳球大会、21 日にて孝昌園で(スポーツ大会)	中外
1927/8/16	15 日より 10 日間府民慰安映画、京城府主催で(会/文化)	中外
1927/11/24	孝昌園の処分決定、一部は李王職に還付、その他は公園として使用許可	中外
1927/11/24	孝昌園問題落着、府民に開放することに決定。	東亜
1928/6/27	林間学校開講、普校生は 8 月から龍山孝昌園で開くつもり、期間は十八日間	東亜

1930/4/15	今度は徹底的に土幕部落の移転／孝昌園に代地を與ふ皮肉にも去年よりもさらに増加	京城日報
1933/4/9	京城府記念植樹(会/記念)	朝鮮中央
1933/6/19	孝昌園で開かれる納涼相撲大会、本社京西支局後援で廿二日より三日間(スポーツ大会)	東亜
1933/10/26	三公園を新設し、五個公園は完備、孝昌園・パゴダを拡張、美化する京城の遊園地	東亜
1934/9/5	府内各普高秋季大運動(スポーツ大会)	朝鮮中央
1935/9/28	撤去命令受け七十名焦慮、行き先なく督促はひどくて、孝昌園土幕民情景**	東亜
1936/4/12	京城府記念植樹(会/記念)	朝鮮中央
1938/2/19	卅萬員工費かけ孝昌園を大改修、様々な施設を完備、兒童本位樂天地化	毎日
1938/4/9	孝昌公園で記念植樹を挙(会/記念)	東亜
	孝昌公園大化粧、散歩道路も新設(京南)	
1938/6/12	胎中にある淑明女専 明春四月に開校 明年 7 月新校舎竣工告知 淑明高女にて 毎日 教授 50 万ウォンで孝昌園に建築	
1939/3/19	公園各所を美装、社稷に散歩路、孝昌に避難道路、南大門公園も新しく設置する。 京城府の休息処(寫：パゴダ公園)	東亜

：東亜日報他新聞史料より抽出した「孝昌公園」記事詳細。

※ 洪水関連内容を灰色の塗りつぶしで表記。

1926 年に入ってから、孝昌園公園改修問題が話題に登り再び公園開放するようになるが【表 9】、
 獎忠壇公園と同様な運動公園機能を果していたことは上記の内容から判断できる。しかし、獎忠壇公園
 が 1920 年初頭から開いていた商工連合組合などの定例運動会場として定期的に使われていたことに
 対して、孝昌園の場合は特記する民間での行事はなかった。1930 年には京城都市計画書にて、獎忠
 壇公園と一緒に運動公園用途を分担するようになるが、この二つの公園がほぼ同じ面積を持ち、両方と
 も交通便の接近が容易な場所に位置していたにも関わらず、公園の使い道が異なっていたことは、災
 害による公園用途の臨時変更にも起因されるが、立地的条件にも原因があったとみられる。獎忠壇は、
 南山の東側に位置、その周辺には早くから日本人部落が形成されていたことと、当時朝鮮神宮の位置
 していた南山公園とは地理的に近接していたことで、神宮広場と適切な序列を維持しながら一般市民
 向けの「広場」を造成することが可能であったと考えられる。孝昌園の場合、京城駅との接近性が良好で
 あるという交通便に有利な環境にあったことで運動公園条件を満足し、京城駅を挟んで陸軍基地(現龍
 山米軍基地)を隣り合う重要な立地条件を満たされていた。しかし、孝昌園財産処理問題を含め旧市街
 地から離れていたことなど近辺開発が比較的遅れていたことで、実質的な活用度は獎忠壇公園より
 劣れていた。孝昌公園は、1940 年市街地計画公園指定の際に大公園に再編されるが、1939 年には散
 歩道路を兼ねた避難道路計画が公表され、緊急(戦時)避難対策の一役を留めるようになっていく。



【図 5】 1930 年京城都市計画公園図-運動公園指定地：運動公園指定地 7 個所のうち旧来公園で調査対象である獎忠壇公園、孝昌公園、社稷壇公園位置を破線の円形で示している。「京城都市計画書」に収録された公園図を下に 1936 年以降の京城市街地計画区域場所を同時表記。著者作成。

(3) その他

1930 年京城都市計画公園の内、運動競技場を除いて運動公園に指定された公園の総数は 6 個所で、【図 5】の濃い灰色で領域を示している個所がこれらに該当する。このうち 1940 年京城市街地計画公園決定案が発表されるまで実際に公園活用されていた個所は、社稷壇公園、奨忠壇公園、そして孝昌公園の 3 つに留まり、他 3 個所の実際公園使用状況等は確認されていない。詳細な関連記録がないことで推論に頼るしかないが、恐らく当初の運動公園計画の目的に確実な方向性が見えていないまま 1936 年には京城市街地計画令を向かえ、公園政策の基本方針から見直されるようになったと考えられる。土地区画整理事業による公園事業では、公園用地を確保することから優先順位が置かれ公園用途計画は新たな課題として考えざるを得なくなったとも言えよう。また、小公園の個所が増加したことで規模による公園区分は明確になり、運動公園の意味自体が有名無実になったとも考えられるのだ。

1940 年の市街地計画公園指定案では、崇仁公園と舞鶴公園（厳密には運動競技場である）は大公園に、新吉公園と二村洞公園は近隣公園に指定される。【図 5】を参照、上記している 3 つの運動公園位置を確かめると、京城市街地計画地範囲を予想しているような形で分布、崇仁公園は清涼里地区に、新吉公園は永登浦地区に連携され、京城の東北と西南先端の都市開発領域を現しているようにも見える。1930 年に公園用地が仮決定されていたときには既に新市街地造成計画を予測しながら、予め空地計画を進めていたことが伺える。

景福宮西側に位置していた社稷壇は、太祖四年(1395 年)に設置された土地を祀る朝鮮王室の祭祀施設で、公園として一般公開されるのは 1924 年のことである。社稷壇公園は、他の運動公園地に比べ規模は小さかったものの日本総督府庁舎(景福宮敷地内)の西側に位置、朝鮮時代の祭壇境域であった立地的背景からみれば、最高統治機関に従属する「広場的」場所として運動公園用途が与えられた可能性が伺える。1928 年京城都市計画調査書による社稷壇公園面積は 230,644 m²で、当時孝昌公園指定面積の 2 倍を超える面積が想定されていたこともこの点を裏付ける一つの証拠であろう。しかし、社稷壇を公園化する問題は初期から民間に反対され、接近道路を新設、拡張するなど公園造成計に尽力したにも関わらず、1930 年の京城都市計画公園指定時には当初の 4 分の 1 程度である 57,500 m²に面積縮小していることがわかる【表 5】。稷壇壇公園は、以降奨忠壇及び孝昌公園のような運動公園として使用記録はなく、1930 年代後半からは古跡・名勝地として扱われるようになり、二つの公園とは区別された公園形態になっていくのである【表 10】。

【表 10】社稷壇公園関連記事（1920 年～1945 年）

日 字	記事内容	新聞社名
1921.11.29	社稷壇公園問題、当局は社稷壇を崩す希望だが、民間では反対	東亜
1921.12.26	新設する 3 処の公園、京城府明年度予算で社稷壇、訓練院、孝昌園に	東亜
1922.1.4	今年より経営する京城府の新公園予定地：孝昌園、訓練院、社稷壇（写）	東亜
1922.10.21	社稷壇は原型保存、公園の設計は多少変更、今年は道路作業から	東亜
1923.2.11	社稷壇公園拡大、付近の林野まで入れて今年内に立派な施設計画	東亜
1924.7.28	社稷壇社稷洞（写）	東亜
1926.2.13	社稷公園に植桜、庭球場も二か所設置、社稷壇公園の今年度事業	東亜
1929.4.21	観桜音楽祭、20 日夜から	中外
1935.8.9	園丘壇は宝物、独立門は古跡に京城城壁と社稷壇も移築して宝物・古跡に百二十点指定。（写）	東亜
1938.9.28	宝物に指定される社稷壇と先蠶壇	毎日
1938.10.2	百済羅城と社稷壇門等、九十余種4次指定、古跡古物天然物委員会開催、現在指定物は四百五十七個	東亜
1939.10.17	（尊べ由緒の古蹟名勝）霊地扶余を初め社稷壇公園も新たに/本年度の宝物等指定発表	京城

：東亜日報他新聞史料より抽出した「孝昌公園」記事詳細。

3 運動公園、その後

1945 年 8 月 15 日、日本の敗戦と同時に韓国は日本総督統治から解放することになり、公園計画を含めたソウルの都市計画は新たな局面を迎える。1940 年京城市街地計画公園に決定・指定された公園地は公園施設を拡充する等の計画の進展はなかったものの、韓国独立後にも公園予定地として反映されていた⁴³。運動公園の場合、1940 年市街地計画公園決定の際に社稷壇が近隣公園に指定される他、孝昌公園等の 5 個所は大公園に再編成されていた。孝昌公園と樊忠壇公園を除いた崇仁公園、新吉公園、二村洞公園は、運動公園関連痕跡がなく市街地計画公園大公園としてソウル市に受け継がれる。二村洞公園の場合、1930 年公園用途一部に運動公園として定められた時点では社稷壇公園規模の半分程度である 28,900 m²であったのが、大公園に指定された 1940 年市街地計画公園で大公園指定される際には 488,000 m²という 15 倍以上の面積が与えられた。当時練兵場（現国立中央博物館敷地内）であった敷地前面の漢江沿岸側全てが大公園に指定され、公園面積確保が非常時の市街地計画一環であった可能性も伺える。

崇仁公園は、市街地計画公園指定の際に清涼公園と名称変更し、多くの市街地計画公園用地が韓国解放後は学校施設に場所を代ったことと同様に、崇仁公園敷地内にも韓国科学技術院の大学キャンパスや山林庁国立山林科学院等が位置している。1940 年公園指定の時点では既に林業試験場が公園内に建てられていてこの建物は解放後にも同じく林業試験場として使用されていた⁴⁴。崇仁公園以外にも、1938 年 6 月 12 日の東亜日報記事には孝昌公園内の敷地一部に淑明女専(現淑明女子大学)が建築されることが報道され、1940 年には公園一部に淑明女専校舎が建てられるなど公園一部が私立教育機関施設に与えられていた事例は日本植民地期にもあったようである。舞鶴公園は、1930 年都市計画書に運動公園とは異なる唯一運動競技場という用途が与えられていたが、市街地計画の区画整理事業第 2 次年度(1940 年)対象地であった新堂地区に吸収されることで市街地計画公園決定地から外されている。現在は新堂サムソンアパートやチョングアパート等の大規模アパート団地に構成されている。

1930 年に計画されていた運動公園は、京城の都市開発や拡張事業の方向性を示していた目印であったともいえるが、京城市の市街地計画事業が本格的に着手したときには、「運動公園」という名実上「広場」目的の公園意味合いが不分明になったと考えられる。孝昌公園の一部は解放後にも淑明女子大学校に校舎敷地を与え続けていたが、奨忠壇公園と一緒に 1930 年代の運動公園役割を果たしていたことが下記の【表 11】から伺える。二つ公園それぞれによる使われ方については、1920 年代から解放前までの様相と異なっている一面もあり、韓国解放後には役割を代えたかのように奨忠壇公園が戦災民にしばらく場所を提供していたことである。このことは、1927 年 11 月に孝昌園の財産処分が決定、公園使用が許可されるまで水害者の住民に居住地を貸し与えていたことに類似している。1947 年 2 月 28 日東亜日報夕刊には、「敵産管理権を朝鮮人に与えろ」というタイトルの記事が掲載され、第 2 次世界大戦終戦後、米軍政下にある財産管理権をめぐる紛争が続いている中、奨忠壇公園管理権が大きな課題になっていたことが伺える。戦災民の移転問題は、1949 年 7 月に普光洞移転^{ボグァン}記事を最後に、1950 年 6 月には朝鮮戦争が勃発、再び、ソウル市の都市計画整備を待つことになる。1952 年 3 月 25 日には戦災復興計画を機に既存の都市計画内容を変更しているが、公園計画に関する内容はなかった。奨忠壇公園は、1955 年 7 月 11 日には内務部告示 303 号で南山公園と一緒に規定面積が拡張されるが、1962 年までの公園使用頻度から診ると、孝昌公園では戦後すぐ敷地内に国民体育館等が建てられ、運動・体育施設として活用されていたことと比べ、主に市民大会や選挙演説会として使用されていたことは対照的である。

【表 11】孝昌公園及び奨忠壇公園行事関連重要記事（1945～1962 年）

◆孝昌公園

日時	内容	種類	新聞
1946.7.7	三熱土の遺骨安葬(写)	式	東亜
1948.8.21	李東寧先生葬地	式	東亜
1949.7.7	白凡先生下棺式	式	東亜
1950.6.26	金九先生周忌、追悼式	式	東亜
1954.8.21	国民体育館県立	施設(案)	東亜
1960.10.12	開場式、孝昌公園内蹴球場(写)	施設(案)	東亜
1960.10.14	亜州蹴球選手権大会開幕	スポーツ大会	東亜
1960.10.15	孝昌公園一帯に数万人波	スポーツ大会	東亜
1961.4.29	白凡暗殺事件背後者糾弾大会		東亜
1961.5.4	サッカー・「ラグビー」競技	スポーツ大会	東亜
1961.6.26	金九白版先生 12 遇忌	式	東亜
1961.11.11	文化人運動会	運動会	東亜
1961.11.26	対「ユーゴ」蹴球二次戦	スポーツ大会	東亜
1962.3.6	国際蹴球競技「ペルー」(写)	スポーツ大会	東亜
1962.3.18	「特殊種目」記録会	スポーツ大会	東亜
1962.4.21~22	中高校陸上競技	スポーツ大会	東亜
1962.5.8	「母の日」行事		東亜
1962.6.1	「クーデタ」計画//孝昌公園に本部		東亜
1962.7.14~22	韓日大学蹴球大会	スポーツ大会	東亜
1962.8.11	遠征歓送蹴球戦	スポーツ大会	東亜
1962.8.14	光復節記念式	式	東亜
1962.8.15,17	国際軍人蹴球	スポーツ大会	東亜
1962.9.27	三軍士官学校体育典	運動会	東亜
1962.10.12,14	韓対インドネシア蹴球対戦	スポーツ大会	東亜
1962.10.22	第 17 回「警察の日」記念式	式	東亜
1962.11.17	官公署体育大会	運動会	東亜
1962.12.18	「スケートリンク」来 24 日開場	施設(案)	東亜

：東亜日報他新聞史料より抽出した「孝昌公園」記事詳細。

◆ 獎忠壇公園

日時	内容	新聞
1946.1.8	安重根義士銅像建立、獎忠壇再建期成	東亜
1946.3.29	市より一日二千名収容、戦災民救済本部開設	東亜
1946.9.11	子供たちが秋夕に戦災民子供を慰安	東亜
1946.10.29	汝矣島に戦災民住宅村	自由新聞
1946.12.28	一千七百名が発病、獎忠壇収容所で起きた悲劇	東亜
1947.2.11	獎忠壇戦災民処理問題	自由新聞
1947.2.28	敵産管理権；獎忠壇財産管理案立法議院に委任	東亜
1947.6.20	獎忠壇戦災民居住移籍することに決定	東亜
1947.8.3	戦災民収容所現地報告(三) 獎忠壇編(写)	東亜
1947.8.11	愛国志士記念館と銅像、獎忠壇公園に建設計画	自由新聞
1947.11.17	豪華な施設の大体育館、獎忠壇に今年内に出現	東亜
1947.11.25	龍頭洞市営仮住宅に取敢えず 800 余名を収容	東亜
1948.9.20	風吹く街頭で彷徨、家のない同胞に家を出して	東亜
1948.12.4	獎忠壇に忠霊塔	東亜
1949.3.17	獎忠壇収容所四月初閉鎖	東亜
1949.6.7	湖国の英霊を追慕	東亜
1949.7.2	獎忠壇戦災民、普光洞住宅に移転	自由新聞
1949.9.22	殉国将兵冥福祈り、獎忠壇に獎忠祠を建立	東亜
1956.4.6	植木日記念植樹(写)	東亜
1957.5.23	獎忠壇公園に野党演説場所変更	東亜
1957.5.26	国民主権擁護闘争委員会の時局講演会予定(写)	東亜
1957.5.27	首都まで巻き込む政治暴行[社説]	東亜
1957.5.28	政治集会と「テロ」行為	東亜
1960.6.11	11 日 獎忠壇にて反革命勢力糾弾市民大会	東亜
1961.4.3	当局より強制解散、獎忠壇「失業者討論大会」	東亜
1961.4.26	清潮会公園妨害？ソウル市は獎忠壇など使用不許	東亜
1962.10.27	獎忠壇から八角亭間観光道路包装完了	東亜

：東亜日報他新聞史料より抽出した「孝昌公園」記事詳細。

※ 戦災民関連内容を灰色の塗りつぶしで表記。

1940 年の京城市街地計画公園に指定されていた大公園は、その多くの数が一部公園用途解除され、住宅地や私立教育機関施設等に場所を与えていた(第3章の1)。崇仁公園(1940年市街地計画公園指定の際、清涼公園に名称変更)敷地は、1955年6月に戦後住宅地再建築の名目下で公園の一部が用途解除告知された。現在の龍山米軍基地内に立地していた二村洞公園は、1962年の時点で全面積が公園用途解除されている。このような変更は、解放直後まで「運動公園」や「広場」の役割を果たしていた孝昌公園と樊忠壇公園にも例外はなく、樊忠壇公園計画地一部には大学キャンパス等が立地している。

三 1920年代～30年代の児童公園(小公園)設置の要望

1930年京城都市計画書の公園案では、公園用途は4種類に構成され、各公園は児童公園を公園基本単位としていたことは本章の第1節で述べたとおりである。1920年以降の新聞には公園に関する記事がしばしば登場するようになり、一部の記事には公園計画そのものに対する意見などが掲載されることもあった。中でも特に児童公園計画への関心が高く話題を集めていたようである。本節では、このような1920年代新聞記事に現れたいた児童公園設置への要望様相を踏まえ、京城市街地計画による小公園が出来上がるまで児童公園理想像の変化を確かめたい。

1923年1月29日の東亜日報には、京城府社会課より提案されていた児童公園志向像が掲載された。ここでは、児童教育及び児童福祉機能を重視した内容を骨子に、運動機具や図書館施設を完備した子供たちの自由教育施設として機能することが論説されていた⁴⁵。この時期に一般に理解されていた公園意味は、休養や娯楽を主要目的にする憩いの場であることを基本にしながら、児童公園の場合、教育施設の一つとして考えられていたことが記事の内容から伺える。この点は、1930年以降の公園計画で強調されていた都市開発及び人口集中による公害発生防止や開発制限など都市衛生上必要な基盤施設として提案されていたことより、社会福祉面を優先した公園施設に対する願望を表していたことと言える。1920年代のこのような公園願望の流れは、1930年以降少しずつ変化していく。児童公園数の不足は1930年に京城府より発行している「京城都市計画書」にて指摘、不足する面積は学校運動場と併用することを提案していることから都市計画範囲での小公園造成は既に念頭されていたと思われる。しかし、この案は具体的な児童公園区画へまでは至っていない。1932年中央保育課では、子供の遊戯空間として屋外空間の重要性が論じられると同時に、都会の住宅事情や通過車両の多い道路事情を考慮すると児童公園は必要な空間であることが一緒に指摘され⁴⁶、1920年代初期の児童保健及び教育優先施設から、屋外空間としての児童公園設置の重要性が披瀝されていることが文面から読められる。都心部「空地」としての公園役割と必要性が児童公園を通して現れていたのである。

なお、日本国内で都市計画において児童公園に配慮するようになったのは1910年頃からで、1923年関東大地震後の復興事業の中で小公園が多数作られた際、児童の利用を主眼として設計された。1933年には、内務省から「都市計画標準」が提示されるが、これは都市計画事業実施にあつたての調査事項と各施設の計画の数値基準を示したもので、以後、1968年まで日本の都市計画の根本的指針となったものである。その中に「公園計画基準」が含まれている。「大公園」と「小公園」に大別され、「小公園」はさらに「近隣公園」と「児童公園」に区分され、「児童公園」は「少年公園」と「幼年公園」「幼児公園」に細分化されて、それぞれに面積、誘致距離、配置が定められた。1940年京城市街地計画公園決定案を通して提示する都市計画公園の基本模式図は、公園構成面から日本国内計画に相通するとこ

ろが多く、児童公園の場合、日本国内で 0.5ha 以上の面積を必要としていたことに比べ京城では 0.6ha 以上の面積を提示しているなど、提案面積においても違いは余りなかった。

京城で計画されていた児童公園基準については、第 3 章をとおしてその詳細を述べるつもりでいるがこの節では日本国内での児童公園基準を先ず確かめておきたい。児童用遊戯具が設置されたのは、明治 12 年(1879 年)という京城より遥かに早い時期であって、上野公園内に体操場が設けられ、木馬、梯子、鞦韆等を揃えたことが最初である。しかし、その後これらが他の公園に設けられることはなく、青年児童の遊場については余り世間の関心を引かなかったようだ。再び公園の中に運動器具が備え付けられるようになったのは、日本体育会が結成された年である 1902 年 5 月のことであった。1903 年 6 月には日比谷公園が開園するが、その西部大草地の一部には再び日本体育会から遊動円木、鉄棒、回転塔、米国式梁木等が寄贈・設置され、一種の児童遊戯地区を造形するきっかけになっていった。1908 年、東京市役所は「公園改良委員会」を設置し、この委員会は 1908 年から 1910 年にわたって調査を行い既設公園 10 箇所、未開設公園 44 箇所についてその改良内容を報告した。小公園計画は、その 1 年後の 1911 年 7 月に市区改正委員会内に小公園調査委員会の発足から始まる。1915 年には「東京児童遊園協会」が設けられ児童公園の普及に努めていたが、3 年後に中止された。しかし、その後も児童公園設置の必要性は絶えず訴えられ、1920 年 10 月から 11 月までの間に内務省主催で開いた「児童衛生展覧会」では庭園協会による「児童遊園地設計図」及び児童遊戯器具も提示されるなど児童公園への関心は高まっていったことが伺える。このような経緯を経て、1940 年 4 月には東京市公園課に公園児童係が創設されるに至る。

このような経緯の中には、1923 年 9 月に起きた関東大震災があった。日本国内で数多くの小公園が造成される大きな契機を与えたできごとである。各方面から小公園の必要性が強調され、かくして東京の被災地には 53 箇所の小公園が設けられるに至る。これらの小公園は、日本の小公園事業における画期的なもので、これらは児童遊戯施設を主体として設計され本格的な児童公園が出現したのである。児童公園はその後も研究が続き、都市計画による区画整理小公園の新設が各地に行われるようになる。これら土地区画整理事業によって保留された公園地は、着々と公園としての整備が行われたが、その殆どが小公園であり児童公園となった。京城で児童公園計画における議論が始まったのもちょうどこの時期であって、「京城都市計画書」の公園計画においては 1923 年関東大震災が一事例として挙げられ、避難場役割として公園目的が加わっている。

このように児童公園計画の重要性は周知していたところだが、1932 年中央保育課の投稿記事以降、児童公園施設に関した特異される記事はなく、京城市街地計画公園決定案が発表される直前である 1938 年 1 月の記事によって児童公園設置の緊急性は再び言及される。中央保育課より論説している記事には、児童公園に保健相談所施設を揃えることなど児童保健衛生を最優先した公園設計を催促していた⁴⁷。記事は、京城府の公園計画が府会に提出されて直後のことで、同年の 11 月には京城府公園計画案の初期案が完成、「京城の公園計画案完成」というタイトルで児童公園の出現が大々的に報道され

るまで至る。記事には、児童公園計画への期待が込められているが、多数の小規模公園が新しく計画されることに重石が載せられていることに対し児童公園の実質用途に関する詳細基準等は明視されていない⁴⁸。児童公園の主な用途は、1920年代の議論課題であった少年自由教育施設という都市施設のソフトウェア的用途より、都市衛生及び市民保健そして有事時の避難所という都心部空地としてのハードウェア的装置へとシフトしていたのである。

児童公園、特に公園内施設に関する内容はその後も数回新聞紙上に挙げられていたが、争点の大部分は児童用公園施設の不備に対する建議や資本不足に因る公園施設整備の困難さを訴える内容ばかりで、これに応じられる希望的な答えは見つからず、1940年の京城市街地計画公園決定案を通して児童公園敷地が定められることで一段落する。公園事業に関係する市民意識全般の流れからみると、都市計画公園は1920年代初頭の休養・娯楽・教育など用途を中心に機能する屋外空間計画から空気浄化・都市衛生を始めとする都市開発の制限基準案など都市基盤システム構築過程へと進んでいて、これは児童公園の境遇も例外ではなかった。1940年に最終決定された児童公園用地は、都市への人口集中に対する憂慮と一緒に戦時対策として計画、発表された市街地計画公園案の単なる小規模公園の一分を占めるようになり、1920年代に理想としていた児童公園とは別個の意味に変容していたと言えよう。

注

- ¹⁶ 『朝鮮総督府官報』 1912 年 10 月 7 日(第 56 号)
- ¹⁷ 孫禎睦 『日帝強占期都市計画研究』 pp.102-105 一志社 1990 年
- ¹⁸ 『朝鮮総督府官報』 1912 年 11 月 6 日(第 81 号) 総督府告示第 78 号
- ¹⁹ 改正は、1917 年 2 月(総督府告示第 24 号)、1919 年 6 月(告示第 173 号)、1922 年 8 月(告示第 204 号)、1925 年 5 月(告示第 234 号)、1928 年 7 月(告示第 264 号)の 5 回である。
- ²⁰ 『朝鮮総督府官報』 1913 年 7 月 17 日(第 289 号)、朝鮮総督府告示第 220 号 朝鮮総督府
- ²¹ 『朝鮮総督府官報』 1914 年 5 月 30 日(第 547 号)、警務総監部告示第 1 号 朝鮮総督府
- ²² 孫禎睦 『日帝強占領期都市計画研究(2002)』 1990 年 一志社 pp.115-116
- ²³ 『京城都市計画資料調査書』 1927 年 朝鮮総督府
- ²⁴ 改正は、1917 年 2 月(総督府告示第 24 号)、1919 年 6 月(告示第 173 号)、1922 年 8 月(告示第 204 号)、1925 年 5 月(告示第 234 号)、1928 年 7 月(告示第 264 号)の 5 回である。
- ²⁵ 『京城都市計画資料調査書』 1927 年 朝鮮総督府 pp.247-248
- ²⁶ 『京城都市計画調査書』 1928 年 京城府 pp.163-164
- ²⁷ 『東亜日報』 1927 年 7 月 9 日 2 面
- ²⁸ 『毎日新報』 1928 年 8 月 16 日 2 面
- ²⁹ 大阪市立大学学術情報センター所蔵
- ³⁰ Ishida Jun'ichiro, Kim Jooya, The Roles of City Planning in the Industrialization of Seoul during the Colonial Period, Proceedings of EAAC2112, Memory Stick, not paged, 14p, p.27 (Conference Abstract) 2012
- ³¹ 『京城都市計画書』 1930 年 朝鮮総督府内務局土木課 p.204、原文:<前略> 都市が殷盛に赴くに從ひ土地価格著しく昂騰するを以て、空地は漸次家屋の建設に充当せられ、都市中央部に於て益自由空地の減少を来すは一般の傾向なり。然れども都市の中心は其の密住状態を最も甚だしく、衛生上最も危険なる区域なるを以て、特に自由空地の保存を必要とす。適当なる公園の施設は常に市民の保健に資するのみならず、一朝火災等に際しては避難場として人命を確保するの效あるは、関東大震災等の例に徴して明らかなるべし。<後略>
- ³² 『京城都市計画書』1930 年 朝鮮総督府内務局土木課 pp.203~216
- ³³ 『京城都市計画書』 朝鮮総督府内務局土木課 pp.207-210
- ³⁴ 『京城都市計画書』 朝鮮総督府内務局土木課 p.210
- ³⁵ 青井哲人 『植民地神社と帝国日本』 pp.28-62 2005 年 吉川弘文館
- ³⁶ 佐藤昌 『日本公園緑地発達史』 pp.51-52 1977 年 株式会社都市計画研究所
- ³⁷ 『東亜日報』 1920 年 4 月 17 日
- ³⁸ 『東亜日報』 1920 年 5 月 22 日
- ³⁹ 『東亜日報』 1921 年 4 月 28 日、新設した両処の公園、奨忠壇は公園に京城第一訓練院は運動場に…
- ⁴⁰ 『朝鮮中央日報』 1936 年 7 月 15 日、京仁赤勞事件公判/コミンテルン(国際共産党)第 12 回テーゼを基にして隠遁活躍をしている朝鮮共産主義の巨頭、李載裕、李閔述等と府内奨忠壇公園など地で数回の秘密集会を繰り返しながらかく後略>
- ⁴¹ 『毎日新報』 1936 年 5 月 29 日、神宮広場で挙行された海軍記念日祝典(後略)
- ⁴² 『中央日報』 1933 年 3 月 1 日、公園と草の代わりに公設質屋を要望、貧困階層の為の施設を作ろう、一無産市民の投書<後略>
- ⁴³ 「京城市市街地計画における公園用地の変遷に関する調査研究 1/2」、「1940 年京城市街地計画公園指定における児童公園用地の変遷」、安箱敏
- ⁴⁴ ソウル特別市史編集委員会 『ソウル六百年史』 第 5 卷 ^{이승}예서文化社 p.630
- ⁴⁵ 『東亜日報』1923 年 1 月 29 日、原文内容:「京城に児童公園(京城府の社会課で計画中)ー京城府では、社会事業のために従来の内務課一部分または調査係を社会課に独立させ、一般児童の自由教育のために児童公園というものを作ろうと研究中でいるが、これに対して社会課の某氏曰く、東京や大阪にある各都市公園にも子供が自

由に遊べる設備があつて…＜中略＞欧米各国にも大きな都市には子供が遊べる公園があつて、その公園は子供に抵当な運動器具と図書館があるので…＜後略＞」

⁴⁶ 『東亜日報』1932 年 4 月 9 日

⁴⁷ 『東亜日報』1938 年 1 月 1 日

⁴⁸ 『東亜日報』1938 年 11 月 5 日

Ⅱ 市街地計画による土地区画整理事業、 そして、公園案の具現

一 土地区画整理事業で計画された公園

1 1936 年京城市街地計画以前の土地区画整理

実質な公園用地の区画が確定・実行されるようになるのは、土地区画整理事業によって造成される 1940 年に京城市街地計画公園決定案が発表された以降のことである。土地区画整理事業については 1928 年京城都市計画調査書を通して事業概要及び事例などが紹介され、ここには迅速な区画整理が必要とされる区域が明記、工費予算や実施内容が詳細に記されていたが⁴⁹、公園区画など都市計画と連動した発想には未だつながっていなかったことで、区画整理特性の正確な分析に至っていたとは考え難い。京城の都市計画による公園計画は、1934 年朝鮮市街地計画令が發布した後に一連の市街地計画に準じて動いていく。京城都市計画調査書で説明している土地区画整理事業を先に踏まえてから本論に入りたい。土地区画整理については、本書の第 4 章の都市計画区画整理にて意味や効果、方法などを紹介している。土地区画整理は、地主組合または地主単独で施行することを原則とし、場合に依りて行政庁の強制施行や行政庁の監督下で代執行も可能であることが明記され、現状調査を通して、区画を設計、実施することが順番に説明されていた。また、「要急区画整理地域」として具体的な土地区画整理事業対象地が挙げられ、府内の清溪川周辺地域の五つの区域と、府外の新堂理と漢江理がこれに該当していた。選定理由としては、市内中心部への交通円滑と衛生問題、府の隣接面で「人口増加率及職業別其他都市化色彩ノ最も濃厚ナルモノ」を理由に述べている⁵⁰。

京城都市ノ地理的ニ中樞商業地域ナルニモ拘ラス又幹線道路ニヨッテ四通發達の良位置ヲ占ムルニモ拘ラス其外郭ノ不正形ナルコト其ノ道路ノ延曲長短広狭不規則ニシテ行詰り袋路等多ク殆ド都市トシテノ体裁ヲ備エザルノミナラズ衛生上ヨリ觀察スルモ下水及清潔ノ施設完カラス從テ降雨時ニ氾濫スルモノアリ交通保安衛生上看過シ難キ不良住宅地区小ナカラス速ニ之ガ区画整理ヲ断行スルノ必要アリ

1928 年『京城都市計画調査書』に紹介されていた土地区画整理は、都心部衛生問題を解決する緊急優先策として提案され、背景にある 1925 年京畿以南と忠清以北地域一帯を襲った集中降雨がもたらした都心部の被害も上下水道など衛生設備を含む土地区画整理を急ぐ一つの契機であったと思われる。しかし、この時点で提案している土地区画整理事業は、未だ初期導入段階での分析及び方向性の提示など筆地整理に関する事例を紹介することに留まり、公園区画を土地区画整理に適用するなど区画別使用計画段階へまでは至っていない。同時期の都市計画公園では、都市全体を地区と地域に区分する中で一部区域を公園地区に指定する出発点から、都市衛生施設の一つとして満足する空地面積を都市計画総面積から算出、この計算値に合わせた公園予定地を指定するまでが計画図式で、この

時点での土地区画整理事業と公園事業を直接に相関付けることはまだ考え難い段階であったと言える。

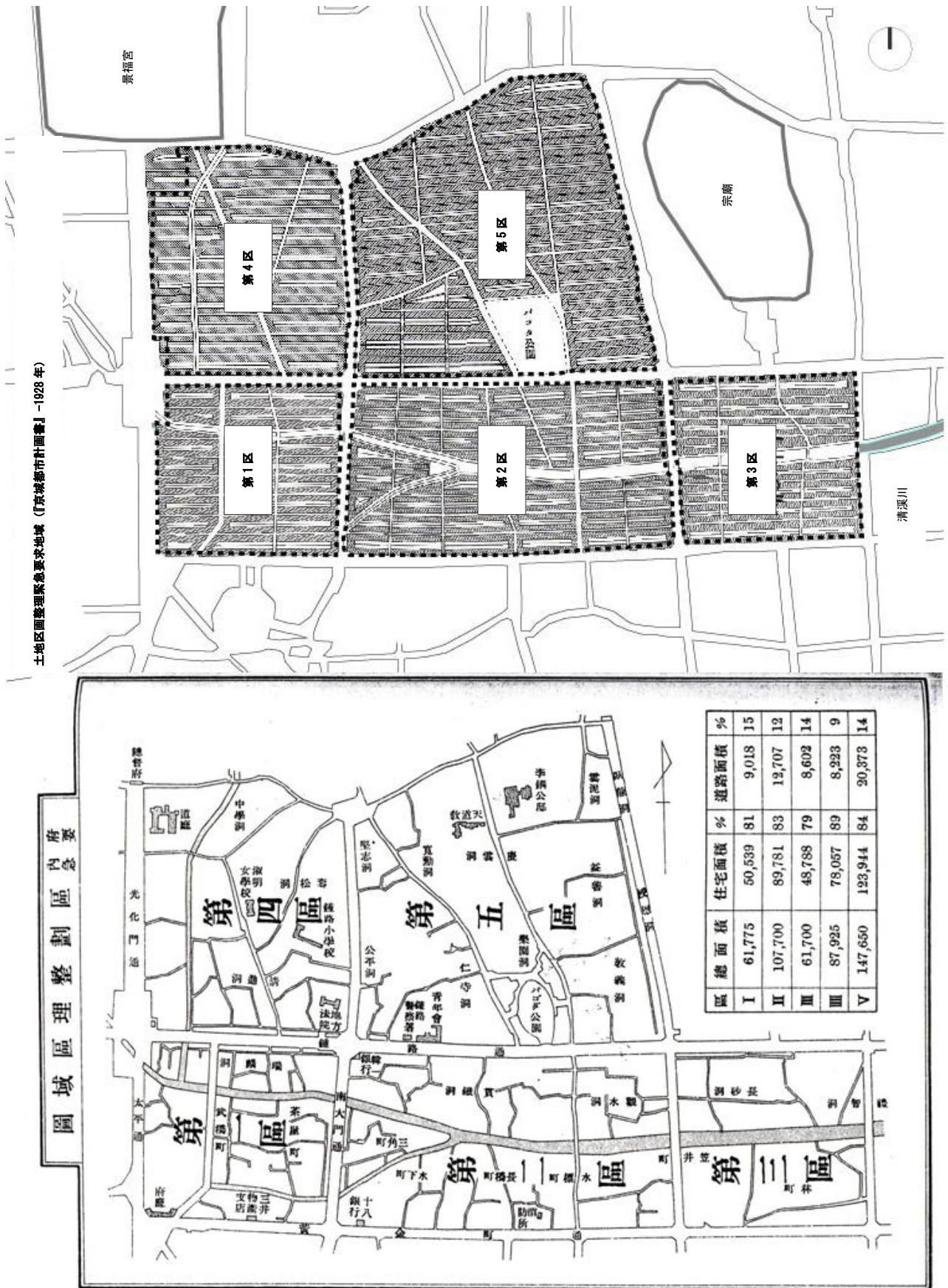
【表 12】市内部各土地区画整理地区別土地区画整理表

	第 1 地区				第 2 地区							
	区画整理前		区画整理後		区画整理前		区画整理後					
	(㎡)	(%)	(㎡)	(%)	(㎡)	(%)	(㎡)	(%)				
道路	9,018	15	10,152	17	12,707	12	18,147	17				
宅地	50,539	81	49,930	80	89,781	83	84,341	78				
河川敷地	2,218	4	1,693	3	5,212	5	5,212	5				
総面積	61,773	100	61,773	100	107,700	100	107,700	100				

	第 3 地区				第 4 地区				第 5 地区			
	区画整理前		区画整理後		区画整理前		区画整理後		区画整理前		区画整理後	
	(㎡)	(%)	(㎡)	(%)	(㎡)	(%)	(㎡)	(%)	(㎡)	(%)	(㎡)	(%)
道路	8,102	14	8,815	14	8,223	9	14,285	16	20,373	14	24,201	16
宅地	48,788	79	48,575	79	78,057	89	71,108	81	123,944	84	113,986	77
河川敷地	4,310	7	4,310	7	1,645	2	1,585	2				
公園					0	0	969	1	3,333	2	9,463	7
総面積	61,700	100	61,773	100	87,925	100	87,925	100	147,650	100	147,650	100

：京城府『京城都市計画調査書』1928 年 pp. 260-270 を参照に著者作成。

※ 第 4 区及び第 5 区には公園が計画されている（灰色の塗りつぶし表記）。



【図6】市内部都市区画整理緊急要求地域現況図（左）及び土地区画整理後（右）比較

：1928年京城都市計画調査書を基に市内中央部の各區別土地区画整理事業計画を著者合成及び作成。

2 1936 年京城市街地計画以後の土地区画整理

短期間で公園用地造成事業を可能にしたのは京城市街地計画令が発令された以降である。朝鮮市街地計画令を具体化する過程には、当初日本国内と同様に都市計画及び土地区画整理事業に関する法規制定、そして、建築物関連規制の二つの事項を基本にしていたが、意見は合意できず 1934 年 6 月 20 日、朝鮮市街地計画令で統合公布、同年 8 月 1 日には第 3 章の「土地区画整理事業」を施行するに至る。

これに従い、1936 年 12 月 26 日には京城市街地計画令が発令され、計画決定をみた街路網は 222 路線の総延長距離 318、440m、新編入地域 52,266,900 m²の面積が土地区画整理対象区域として決定された。土地区画整理は、当局の指針によって 30 個所の地域に区分、10 年間計画を通して順次に進めていく方針であった【表 13】。

京城府の都市計画の策定においては、街路網計画は総督府が「京城府に意見を徴し、これを参考として具体案の作成⁵¹」をおこなった。京城府の都市計画課長、梶山浅次郎の意向が強く反映したとみられるが⁵²、総督府が府会に諮問しその答申を受けて決定するという制度上、主導権は総督府にあったといっていよい。一方、土地区画整理事業については、総督府が行なうのは事業地域を指定するところまでで、事業計画は京城府が策定し、総督府の認可を受けて、京城府が施行するという手順となっていた。このため、土地区画整理事業の具体的な設計は京城府によって主体的に進められていった⁵³。総合的な面からみると、京城府当局で目標していた都市計画の成果は、都心部朝鮮人居住区域の再開発にあったようだ。そのためには、都心部集中人口を新市街地に分散する必要があり、これは自然に新編入地を中心に土地区画整理が実施される経緯に至ったと考えられる。京城府の土地区画整理事業では、都市計画上の用途地区別性格が各々の地区に現れていたことも一つの特徴で、住宅地用途であるか工業地用途であるかは事前に決められ、1940 年公園緑地と風致地区を決定するには区画整理地区内計画案が対象として考慮されていた。

【表 13】京城市街地計画土地地区画整理施行予定年次表⁵⁴

年次	施行面積(㎡)	地区別面積(㎡)
1 次年度	2,790,300	永登浦(1,577,900) 敦岩(713,900) 大嶋(498,500)
2 次年度	1,909,500	新堂(426,800) 漢南(829,500) 龍頭(308,400) 清涼里(345,300)
3 次年度	1,566,200	馬場(588,800) 孔徳(198,800) 永登浦駅裏(778,600)
4 次年度	2,060,000	祭基(722,900) 踏十里(775,000) 往十里駅裏(231,700) 新設(166,300)
5 次年度	1,950,000	徽慶(515,100) 東橋(507,600) 番大方(927,300)
6 次年度	977,300	新村駅裏(237,800) 上水(248,300) 番大方(491,200)
7 次年度	1,238,700	弘済(409,200) 黒石(342,500) 上道(487,000)
8 次年度	2,076,300	里門(537,200) 金湖(455,800) 延禧(687,200) 上道(396,100)
9 次年度	1,068,700	望遠(798,500) 銅雀(270,200)
10 次年度	180,000	銅雀(180,000)
計	15,817,000	

【表 14】京城府土地地区画整理施行命令内容⁵⁵

地区名	面積(㎡)	施工命令日時	工事完了期限	工事費(円)	総督府告示
永登浦	3,223,000	1937. 3. 24	1940. 3. 31	3,450,000	第 284 号
敦岩	2,363,000	〃	〃	2,342,000	〃
大嶋	1,650,000	1937. 11. 10	1941. 3. 31	1,086,000	第 787 号
番大方	1,242,320	1939. 3. 22	1943. 3. 31	840,000	第 236 号
漢南	364,576	〃	〃	654,000	〃
沙斤	1,587,776	〃	〃	652,000	〃
龍頭	1,364,304	〃	1944. 3. 31	1,494,000	〃
清涼里	1,105,363	1940. 3. 14	1945. 3. 31	1,711,000	第 221 号
新堂	1,501,697	〃	〃	1,891,000	〃
孔徳	1,478,190	〃	〃	2,206,000	〃
計	15,890,226			16,326,000	

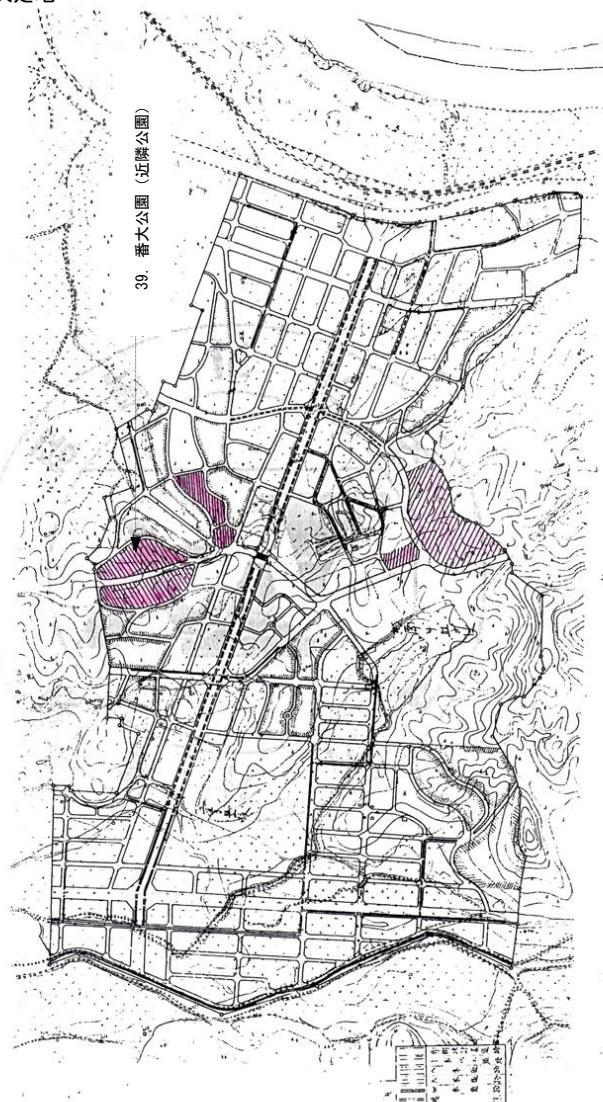
事業の進行状況をみると、1937 年 2 月 20 日に朝鮮総督府告示第 96 号を通して敦岩、永登浦、大岬の 3 地区の指定から始まり、翌年の 3 月には敦岩と永登浦が、11 月には大岬地区の施行命令が下りた。工事は予定より遅れていたが、1943 年 10 月には敦岩、永登浦地区が竣工式を終え、大岬地区は 1944 年 3 月に竣工をみることとなる。また、1939 年 1 月 19 日には、番大、漠南、沙斤、龍頭、清涼理、新堂、孔徳の 7 個所が追加指定されるが、漠南と番大以外の地区は未完成のまま韓国は日本総督統治から解放される【表 14】。

現在までの韓国近代公園史研究では、土地区画整理事業の詳細及びこれに関連した公園史料発掘の困難によって日帝植民地期の区画整理公園に関する研究は長い間進展することはなく、事実上の研究対象から外されてきたと言っても過言ではない。従って、区画整理に伴う小公園研究、即ち、児童公園研究に限界を感じて来たことも事実である。それぞれの土地区画整理事業地内の公園などの公共施設区画がどのような過程で進んでいったのかに関する細密な研究は今後の課題として残るが、本研究では、近年韓国国家記録院を通して発掘した解放前までに区画整理事業が実施、着工された 10 個所の対象地区の市街地計画平面図より、公園区画配置を確認、京城市街地計画公園児童公園との関連を把握することができた。【図 7】～【図 13】は、各地区の市街地計画平面図を元に作成した公園現況を示した図面で、濃い灰色の部分で公園計画地を示している。実施年度の早かった永登浦、敦岩、大岬地区での公園区画は、公設市場や学校区画と一緒に明確に決められ、市街地計画公園図の公園決定地と比較・代入したところ、多数の土地区画整理公園が市街地計画公園、特に、児童公園に充当されていることが判る。しかし、1939 年 1 月に追加指定される次期区画整理地区の番大以下 7 地区では、公園計画地の個数が全体的に減少し、その中でも番大地区と龍頭地区に区画されている公園予定地は、市街地計画公園決定時に優先指定された近隣公園（番大公園と龍頭公園）用地に該当されるだけで、児童公園用地は区画されていなかったことが図面から判断できる。計画平面図で表記する凡例には公園と公園予定地が分離表記され、「公園」項目においては既存の公園乃至完工した公園を表記していると考えられる。その翌年に事業が許可された清涼理、新堂、孔徳の 3 地区の場合、全体的な公園数は初期事業地に対し減少した傾向がみられるが、新堂と孔徳地区では、区画整理による小公園が計画されこれらが京城市街地計画公園児童公園にそのまま反映されていることがわかる。土地区画整理によって計画された小公園と児童公園及びその背景に関しては次章を通して付説していきたい。



【図 10】 番大地区土地区画及び公園決定地

番大土地區劃整理地區現況及計畫平面圖 縮尺三千分の一



【図 11】 龍頭地区土地区画及び公園決定地

新堂士地区画整理地区現況設計図

京城市街地計畫

新堂土地區劃整理地區現況及計畫

平面圖 繪尺三十分之一

66. 新堂第2公園

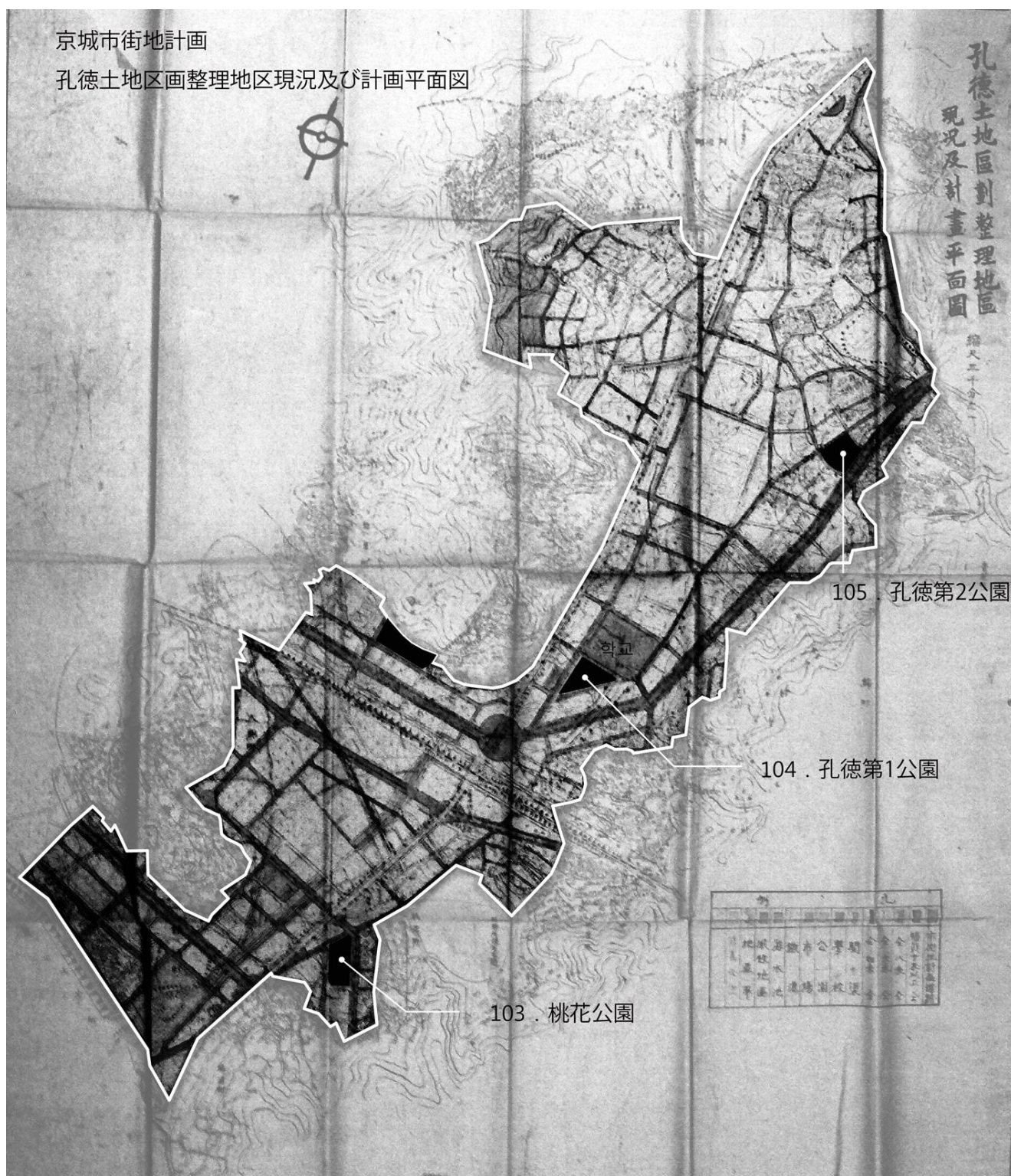
同好

학교

67. 新堂第3公園

[illegible]

61



【図 13】 孔徳地区土地区画及び公園決定地

: 以上の【図 7】～【図 13】まで京都市街地計画区画整理平面図を下に市街地計画公園名追加記入して著者作成。

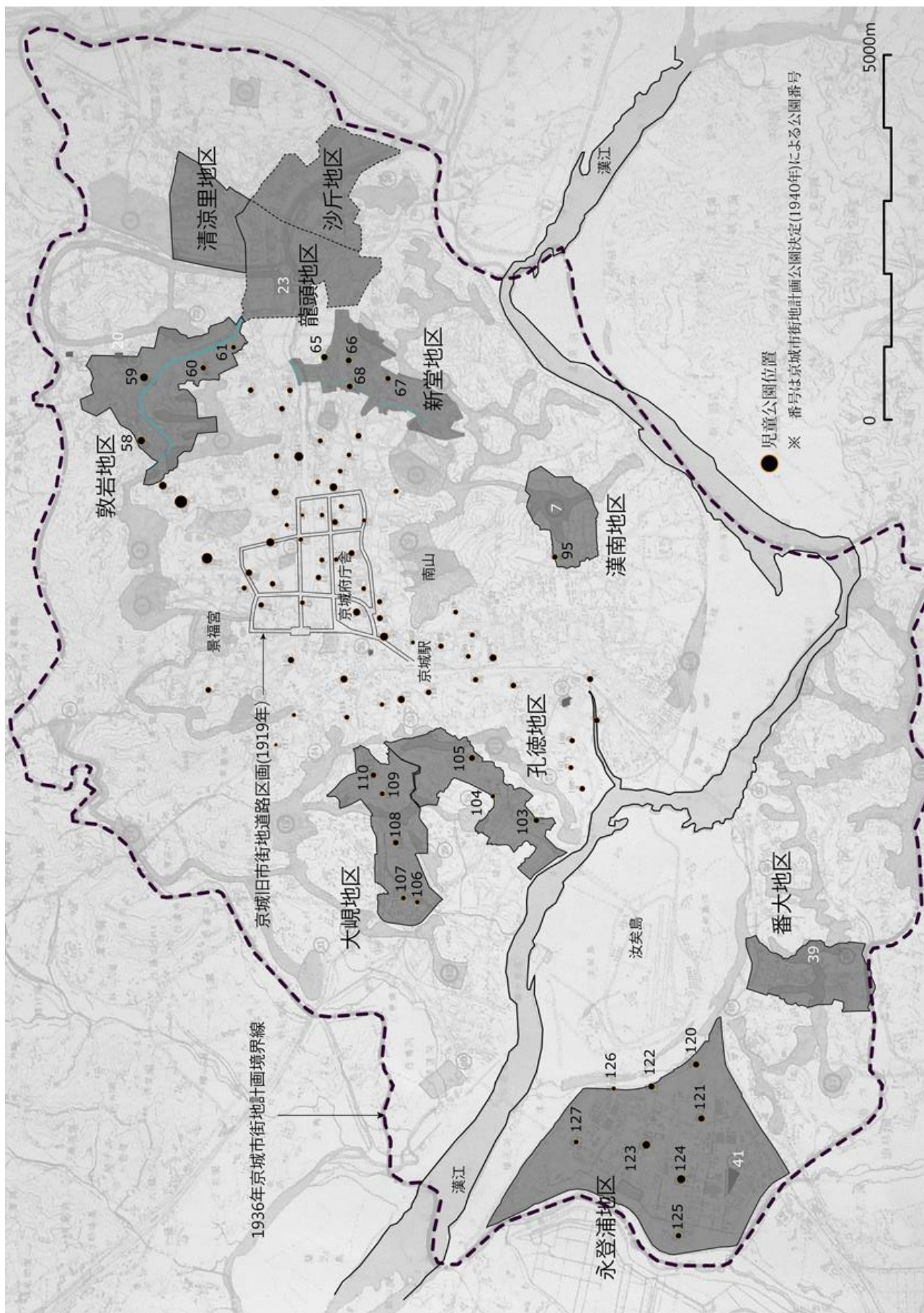
二 1940 年公園計画での児童公園

京都市街地計画では 1940 年 3 月に総面積 1,380,000 m²、総数 140 個の公園が決定告示された。ここで注目すべきは、市街地計画担当者でその指揮を賄っていた長郷衛二工営部長の発言である。長郷は 1937 年に京都市街地計画の内容を紹介した際に、京城は公園面積がすでに 130 万平方メートルあって居住面積の約 5%と恵まれているが、小公園が少ないことが欠点と指摘して「児童のためにまことに気の毒な状態であります。それで当府の公園計画としては、小公園の配置に主力を置き、[中略]都市の健康のために寄与したいと考えています」と説明している⁵⁶。最終的に公園計画が決定される 1939 年 7 月 3 日の第 4 回市街地計画委員会において、総督府の棒葉孝平土木課長はその説明のなかで「この計画でもっとも力をいれにやならぬと思っておるのは、児童公園で、市街に於いて児童の遊び場所がないことは非常に重大である。保健上必要であるから、児童公園を十分にやりたい」と述べている⁵⁷。

指定された児童公園は 140 個所のうち 86 個所で数だけで 6 割以上を占めていた【表 15】。児童公園は京都市街地計画公園指定の基準に従いながら市内中央部と土地区画整理対象地を中心に配置されていた。京城都市計画要覧に示していた児童公園指針は次の通りで、市内中央部での空地確保が困難な理由から規模の小さな児童公園設置を優先することと新編入地区では区画整理と一緒に児童公園を配置することが述べられている。

本計画に於いては努めて右標準に依れるも、市内中央部における土地の取得は實際上困難なるを以て直ちに必要を痛感せらる児童公園の設置を主とした近く市街となるべき新編入区域に於ける児童公園の配置は土地区画整理の実施により其の位置を決定するを便とするを以て、之の区域に対しては大公園並に近隣公園の計画のみに留めたり⁵⁸

【図 14】は、1940 年公園図を下に土地区画整理事業地区 10 個所と児童公園を抽出して作成した地図で、児童公園の配置は提案とおり旧市街道路を中心にする市内中央部と区画整理地域に集中分布していることがわかる。市内中央部は再び清溪川を基準に北側と南側に分けられ、児童公園は南側を中心に新堂地区のある東側と京城駅、孝昌公園に向かう南西側に配置されるなど清溪川の南側に多数計画されている。分布形態からみると、配置は市内中央部から各土地区画整理区域に広がっていく様相を見せている。このような分布形態を作っているのは、用途地区や区域別特性、区画整理事業の進展程度など複合的な要因があると思われるが、児童公園が地区毎に均一に計画されていなかったことは確かなようで、各対象地区の小公園は当初から京都市の児童公園と平行に計画を進めていた可能性を裏付ける印でもある。



【図 14】京城市街地計画公園児童公園計画地分布図：1940 年京城市街地計画公園図（ソウル市『ソウル都市計画』1965 年参照）を下に児童公園指定地を抽出、10 個所の土地区画整理事業地を重ねて著者作成。

京城市街地計画で表明していた公園計画意義は、1930 年京城都市計画での定義と同様に市民保健と衛生を基本にしながら児童の教化訓育や災害時の避難所役割を付加していることなど既存概念に変化はないが、防空都市を構築するにおいて最も緊要な市街地計画事項であることを強調、戦時体制に突入する時局を反映するところもあった⁵⁹。このように公園意味の微細な調整は続いてきたが、1940 年公園案は1912 年の京城市区改正事業以降に公論の絶えることなかった都市計画公園案の最終版とも言えよう。そして、実際に完成することのなかった 1930 年の公園指定後、土地区画整理事業によって具体化していた点で、初めての都市計画による公園計画用地であり、現在ソウルの都市計画公園の根源になっていることには重要な意義を持つ。

【表 15】京城府内公園現況一覧表：朝鮮総督府『京城市街地計画公園決定案』1940 年

分 類	名 称	所 在 地	面積 (㎡)	面積 (坪)
公 園	南山漢陽公園	南山町・倭城台町	113,300	34,273.25
	獎忠壇公園	西四軒町	213,500	64,583.75
	孝昌公園	青葉町	236,600	71,571.50
	社稷公園	社稷町	50,000	15,125.00
	三清公園	三清町	187,000	56,567.50
	パゴダ公園	鍾路2丁目	11,400	3,448.50
	桜井公園	桜井町	1,000	302.50
特殊庭園	昌慶苑	臥龍町	183,300	55,448.25
特殊庭園	徳壽宮	貞洞町	66,700	20,178.70
運動場	京城運動場	黄金町6・7丁目	73,500	22,233.75
運動場	鉄道公園	漢江通 16	23,700	7,169.25
			1,160,000	350,900.00

京城市街地計画公園決定当時の公園現況は【表 15】のとおりで、1928 年調査報告書に報告されていた既存公園 7 個所に桜井公園と特殊庭園として昌慶苑と徳壽宮が追加していることがわかる。朝鮮総督府が発行していた京城公園計画説明書による公園分類については、「面積の広狭に従い、大公園及び小公園に分類し、更にその用途によりて大公園を普通公園、運動公園及び自然公園に、小公園を近隣公園、児童公園に分類し、更に児童公園は少年公園、幼年公園及び幼児公園に三分し」て、これら以外に公園に準ずるものとして道路公園及び街園が別にあることを定めている。公園は、その種類ごと

【表 16】京城市街地計画公園基準案（1940 年）

1	大公園		
定義	都市居住者全般の慰楽の用に供するもの		
分類	1. 普通公園	2. 運動公園	3. 自然公園
定義	遊戯、運動、鑑賞又は教化等の用に供するもの	主として運動の用に供するもの	主として自然の風光に接するの用に供するもの
施設	1. 運動場、遊歩道地、展望地、ピクニック場、草地、舟遊、ゴルフ場等の如き慰楽施設 2. 動植物園、水族館、演奏場、記念碑、旗塔等の如き教化、慰楽施設 3. 児童公園の施設 4. その他公園としての一般施設及び公園管理に必要な施設	1. 陸上競技場、野球場、蹴球場、射撃場、馬場、軽球技場、水泳場、体操場、漕艇その他の運動施設及び体育館等 2. その他公園としての一般的施設	1. 史蹟、名勝、天然記念物保存施設、郷土博物館、動植物園、水族館等の教化施設 2. 眺望、鑑賞、遊歩、乗馬、遠足、栗拾い、茸狩、摘草、ドライブ、ゴルフ、スケート、漕艇、水浴、魚釣、汐干狩、登山、宿泊、野営、日光浴等の慰楽並に保健施設 3. その他公園としての一般的施設
面積	1 個所 10 ヘクタール以上但し記念庭園、動植物園等特別なる機能を有するものは之の限りに在る	1 個所 10 ヘクタール以上とす	1 個所 10 ヘクタール以上とす
誘致距離	2 軒とす	30 分以内にて到達し得る見込みある距離とす	特別な場合を除き、外来帯中心地より 1 時間以内にて到達し得る見込みある距離とす
敷地	1. 季節に応じて慰楽の目的を達し得べき各種の風景地たること 2. 慰楽上の聯絡系統を有し且分布の平衡を得ること 3. 日射、風向、風速又は環境の風紀等を考慮すること 4. 環境内に相当の平坦値を有すること 5. 標準面積を得難きものに付いては将来必要に応じて拡張の余地あること 6. 土地の取得、施設及び運営に容易なること	1. 公園施設の種類め応じて通常なる地形の場所を選定すること 2. 日射、風向、風速又は環境の風紀等を考慮すること 3. 可及的各種の風景地たること 4. 聯絡系統を有し且分布の平衡を得ること 5. 到達に便利なること 6. 標準面積を得難きものは将来の拡張余地あること 7. 土地の取得、施設及び運営に容易なること 8. 環境内に相当の平坦地を有すること	1. 季節に応じて慰楽の目的を達し得べき各種の風景地たること 2. 聯絡系統を有し且分布の平衡を得ること 3. 拡張の余地あること
地域	1. 各種施設の設計を考慮して定むること 2. 造園及び修景の要素を包容すること 3. 地貌との関わりを有すること 4. 行楽道路に聯絡すること 5. 周囲を宅地に直接せしめざること	1. 各種施設、設計を考慮して定むること 2. 行楽道路の聯絡すること 3. 周囲を宅地に直接せしめざること	1. 各種施設の設計を考慮して定むること 2. 造園及び修景の要素を包容すること 3. 地貌との関わりを有すること 4. 沿岸地の場合は対岸をも包含すること 5. 行楽道路に聯絡すること 6. 行政区画と土地所有者関係を考慮すること

：朝鮮総督府『京城市街地計画決定案』1940 年、道路公園を除いた大公園と小公園基準内容に基づいて作成。著者作表。

2	小公園		
定義	近隣に居住する者の慰楽の用に供するもの		
1. 近隣公園			
定義	老若一般の慰楽の用に供するもの		
施設	1. 運動場、軽球技場、水泳場、体育館、その他の運動施設 2. 遊歩園、草地、花壇、演奏場、映写場、集合広場、ラヂオ塔等の慰楽施設 3. 児童公園施設 4. 公園管理施設及びその他公園としての一般施設		
面積	1 個所当 2 ヘクタール以上とし 5 ヘクタールを中庸度とす		
誘致距離	1.5 軒以内とし、1 軒を中庸度とし		
敷地	1. 分布の平衡を得ること 2. 誘致区域充実し且到達に便利なること 3. 標準面積を得難きものに付いては将来必要に応じて拡張の余地あること 4. 相当の平坦地を有すること 5. 施設及び運営の容易なること		
地域	1. 設計を考慮して定めること 2. 周囲を宅地に直接せしめざること		
2. 児童公園			
定義	少年公園、幼年公園、幼児公園		
細分	少年公園	幼年公園	幼児公園
定義	主として 14、5 歳以下の児童の慰楽の用に供するもの	主として 11、2 歳以下の児童の慰楽の用に供するもの	主として学齢前の児童の慰楽の用に供するもの
施設	1. 運動広場（陸上競技、軽球技）、水泳場、角力場、体験施設等、但し男子用、女子用を考慮すること 2. 幼年公園、幼児公園施設及び公園一般施設	1. 砂場、鞦韆、シーソー、滑り台、ジャングルジム、藤木、鉄棒、遊戯広場、水泳場、徒渉池、旗塔等 2. 幼児公園施設及び公園の一般施設	1. 砂場、鞦韆、シーソー、滑り台、藤木、遊戯広場等 2. 公園の一般的施設
面積	1 個所 0.6 ヘクタール以上とし 0.8 ヘクタールを中庸度とす	1 個所 0.3 ヘクタール以上とし 0.5 ヘクタールを中庸度とし	1 個所当 0.03 ヘクタール以上とし 0.2 ヘクタールを中庸度とす
誘致距離	800m 以内とし 600m を中庸度とす	700m 以内とし 500m を似て中庸度とす。但し河川、運河、大なる構築物敷地又は交通頻繁なる道路ある場合には誘致区域は之により連断せらるるものとす	300m 以内とし 200m を中庸度とす。但し河川、運河、大なる構築物敷地又は交通頻繁なる道路ある場合には誘致区域は之により連断せらるるものとす
敷地	1. 日射又は環境の風紀等を考慮すること 2. 誘致区域充実し且到達に便利なること 3. 標準面積を得難きものに付いては将来必要に応じて拡張の余地あること 4. 相当の平坦地を有すること	1. 日射又は環境の風紀等を考慮すること 2. 誘致区域充実し且到達に便利なること 3. 標準面積を得難きものに付いては将来必要に応じて拡張の余地あること 4. 相当の平坦地を有すること	1. 日射又は環境の風紀等を考慮すること 2. 誘致区域充実し且到達に便利なること 3. 標準面積を得難きものに付いては将来必要に応じて拡張の余地あること 4. 相当の平坦地を有すること
地域	1. 設計を考慮して定めること 2. 周囲を宅地に直接せしめざること	1. 設計を考慮して定めること 2. 周囲を宅地に直接せしめざること	1. 設計を考慮して定めること 2. 周囲を宅地に直接せしめざること

：朝鮮総督府『京城市街地計画決定案』1940 年、道路公園を除いた大公園と小公園基準内容に基づいて作成。著者作表。

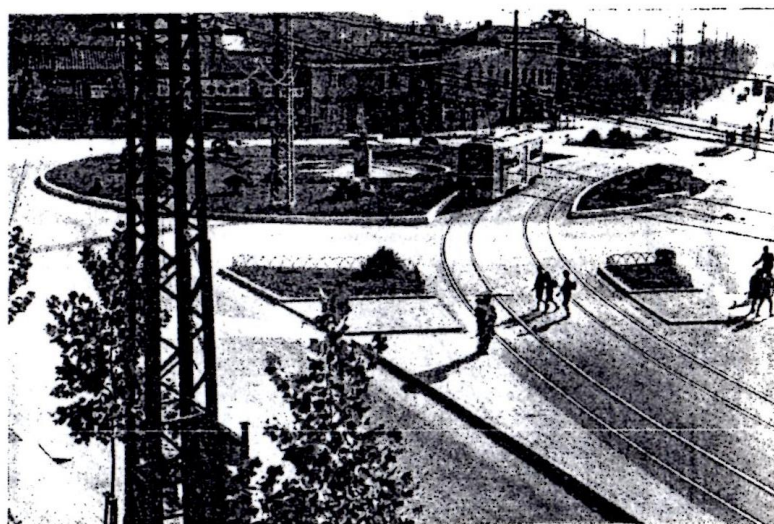
京城市街地計画公園案の初期案としては、「大京城公園計画」がある⁶⁰。1938 年京城府は風致地区指定資料調査報告書を総督府に回付しているが、ここには公園地区も含まれ、当時の新聞には 38,560,000 m²の面積が報道されている⁶¹。公園地区は、計画が進んでいくうちに同年の後半に風致地区と分離したようである。1938 年 11 月 5 日の東亜日報では、「京城の公園計画完成」というタイトルで公園道路の新設及び児童公園の出現が大々的に報道、6 個所の普通大公園 (119 ha)、2 個所の運動公園 (42 ha)、5 個所の自然公園 (1,000 ha)、25 個所の近隣公園 (24 ha)、2 個所の近隣運動公園 (14 ha)、76 個所の児童公園 (47.45 ha) が計画、これに公園道路の 10 個所 (104 ha) を合わせ、合計 111 個所の計画用地が指定されたことが報じられた。この記事では、公園地区計画に加え公園道路計画の理由に風致地区との関連及び防火目的を追加言及、風致地区指定を示唆していた。他にも、緊急状況に使用される総面積 169,250 m²、19 個所の街路広場案も一緒に報じられ⁶²、公園計画を通した都市全体の防空化を深刻に扱っていることが伺える。しかし、翌月に大京城公園計画は府当局の財政難に因る施行延期が報道される⁶³。財政難は総督府の起債制限に主な原因があつて、その 2 年後には起債認可額や国庫補助金を増額するなどの方針が発表されるが、土地区画整理事業を進行するに蹉跌をきたしたのは勿論、公園政策の遅延にも影響を与えていたのである。大京城公園計画案の発表以降、1940 年と 1941 年に京城市街地計画公園決定地と風致地区が次々発表されるまでの遅延には、起債制限の問題以外に地主層の反対が大きく作用されていたことも理由の一つとして挙げられる。1939 年 9 月京城日報には京城府公営部長であった長郷衛二の「公園計画地として抑えて了えば家も建てられない、木も伐られないじゃないか、それはひどい、所有権の圧迫ではないかという苦情が出ております。」と語っている論説が載せられ当時の状況が読められる⁶⁴。後述することになるが、このような地主層の不満は市街地計画公園が指定された以降も続いていたようで、1940 年 9 月の都市漫談に掲載された京城府都市計画課課員であった根岸情治の文でも同様の事情が表れていた⁶⁵。

このような経緯を経て 1940 年 3 月にはついに京城市街地計画公園として 140 個所の公園用地が最終発表される。この決定案によって大京城公園計画時の分類名称にも変化があり、運動公園と近隣運動公園の分類名称は無効に、普通大公園の名称も大公園に再分類された。公園分類名称は、大公園と近隣公園と児童公園の規模による 3 種類に、これらをつなぐ公園道路という全 4 種類に整えられる。公園種類が区分される過程においては、1930 年京城都市計画公園案を基礎にしながら発展していく過程として理解できる痕跡でもあるが、個々の公園に公園固有の単一用途が与えられていることは大きく異なる点である。これは、前記した大京城公園計画の際に 1938 年の風致地区指定資料調査を通して、一体化していた風致地区と公園地区を分離、風致地区は景観保全機能に、公園地区は運動等の用途を中心とした機能が分化した一断面と考えられる。公園計画を担当していた山下鉄郎によると、「公園の計画では、鑑賞という役割よりも、運動などに使用する機能を重視すべきだ」と述べ、利用方式による風致地区と公園地区との明確な役割区分をしていることがわかる。運動公園と近隣運動公園の特別な種別名称は無意味になったのである。児童公園の場合、公園施設に関する一般指針が毎日新報

を通して掲載されていたが⁶⁶、実際の児童公園計画にどのように適用されていたかは報告されていない。児童公園設置や施設可否をめぐる論争は大京城公園計画案の発表以来も当分のあいだ続いたが⁶⁷、京城府の公園計画は1939年5月京城府会に回付され、同年の6月に決定、1940年3月12日には朝鮮総督府によって前記した公園地区が宣布される至る⁶⁸。

1940年に公園案が決定した以降にも、児童公園計画地に子供用遊戯施設の不足やその故市民の適切な利用が難しいことなど色々な意見や指摘が絶えることはなかった⁶⁹。1940年代に入ってから日中戦争及び太平洋戦争の深刻化により土地区画整理事業にも遅延が招来、当然なことに公園設置に関する財政も圧縮されていった。公園施設の論争が続く中で韓国は1945年8月に日本総督整地から解放、京城市街地計画によって区画された児童公園は他の公園と同様に空地確保の急優先策として計画された小規模空地計画段階で結末をみることとなる。

【図 16】ロータリー風景、上：龍山三角地、下：朝鮮銀行前：『朝鮮と建築』
1939年10月号



龍山三角地 同 上



朝鮮銀行前ロータリー廣場

【表 17】京城市街地計画公園計画地（1940 年）

番号	名称	種別	地域	番号	名称	種別	地域	番号	名称	種別	地域
1	景福公園	大	その他	48	苑西公園	児童	市内北	95	梨泰院公園	児童	漢南
2	三清公園	大	その他	49	益善公園	児童	市内北	96	青葉第 1 公園	児童	その他
3	駱駝山公園	大	その他	50	観水公園	児童	市内北	97	青葉第 2 公園	児童	その他
4	清涼公園	大	その他	51	鳳翼公園	児童	市内北	98	漢江通公園	児童	その他
5	典農公園	大	その他	52	長沙公園	児童	市内北	99	榮町公園	児童	その他
6	鷺峰公園	大	その他	53	仁議公園	児童	市内北	100	元町第 1 公園	児童	その他
7	漢南公園	大	その他	54	鐘路公園	児童	市内北	101	元町第 2 公園	児童	その他
8	樊忠壇公園	大	その他	55	忠信公園	児童	市内北	102	元町第 3 公園	児童	その他
9	南山公園	大	その他	56	經學公園	児童	市内北	103	桃花公園	児童	孔徳
10	二村公園	大	その他	57	明倫公園	児童	市内北	104	孔徳第 1 公園	児童	孔徳
11	孝昌公園	大	その他	58	城北公園	児童	敦岩	105	孔徳第 2 公園	児童	孔徳
12	臥牛公園	大	その他	59	新吉第 1 公園	児童	敦岩	106	老姑公園	児童	孔徳
13	奉元公園	大	その他	60	新吉第 2 公園	児童	敦岩	107	滄川公園	児童	大峴
14	弘済公園	大	その他	61	新吉第 3 公園	児童	敦岩	108	大峴公園	児童	大峴
15	漢江公園	大	その他	62	昌信第 1 公園	児童	その他	109	北阿峴第 1 公園	児童	大峴
16	上道公園	大	その他	63	昌信第 2 公園	児童	その他	110	北阿峴第 2 公園	児童	大峴
17	新吉公園	大	その他	64	崇仁公園	児童	その他	111	蓬萊第 1 公園	児童	その他
18	京城運動場	大	その他	65	新堂第 1 公園	児童	新堂	112	蓬萊第 2 公園	児童	その他
19	パゴダ公園	近隣	その他	66	新堂第 2 公園	児童	新堂	113	中林公園	児童	その他
20	敦岩第 1 公園	近隣	その他	67	新堂第 3 公園	児童	新堂	114	竹添公園	児童	その他
21	敦岩第 2 公園	近隣	その他	68	新堂第 4 公園	児童	新堂	115	和泉公園	児童	その他
22	開運公園	近隣	その他	69	東四軒公園	児童	市内南	116	松月公園	児童	その他
23	龍頭公園	近隣	その他	70	訓練院公園	児童	市内南	117	峴底公園	児童	その他
24	沙斤公園	近隣	その他	71	並木公園	児童	市内南	118	西大門公園	児童	その他
25	西小門公園	近隣	その他	72	本五公園	児童	市内南	119	通仁公園	児童	その他
26	榮町公園	近隣	その他	73	初音公園	児童	市内南	120	永登浦第 1 公園	児童	永登浦
27	山手公園	近隣	その他	74	舟橋公園	児童	市内南	121	永登浦第 2 公園	児童	永登浦
28	孔徳公園	近隣	その他	75	林公園	児童	市内南	122	永登浦第 3 公園	児童	永登浦
29	老姑山公園	近隣	その他	76	若草公園	児童	市内南	123	堂山第 1 公園	児童	永登浦
30	望遠公園	近隣	その他	77	桜井公園	児童	市内南	124	道林第 1 公園	児童	永登浦
31	宮洞公園	近隣	その他	78	曹谿公園	児童	市内南	125	道林第 2 公園	児童	永登浦
32	延禧公園	近隣	その他	79	大和公園	児童	市内南	126	堂山第 2 公園	児童	永登浦
33	阿峴公園	近隣	その他	80	永樂第 1 公園	児童	市内南	127	堂山第 3 公園	児童	永登浦
34	金華公園	近隣	その他	81	永樂第 2 公園	児童	市内南	128	仁王山道路公園	道路	その他
35	社稷壇公園	近隣	その他	82	長橋公園	児童	市内南	129	開運山道路公園	道路	その他
36	洗劍公園	近隣	その他	83	明治公園	児童	市内南	130	鍾岩道路公園	道路	その他
37	本洞公園	近隣	その他	84	旭町公園	児童	市内南	131	祭基道路公園	道路	その他
38	鷺梁津公園	近隣	その他	85	南米倉公園	児童	市内南	132	南山道路公園	道路	その他
39	番大公園	近隣	その他	86	長谷川公園	児童	市内南	133	双龍道路公園	道路	その他
40	方串公園	近隣	その他	87	南大門公園	児童	市内南	134	臥牛道路公園	道路	その他
41	道林公園	近隣	その他	88	古市第 1 公園	児童	市内南	135	延禧道路公園	道路	その他
42	壽松公園	児童	市内北	89	吉野公園	児童	市内南	136	陰月道路公園	道路	その他
43	瑞麟公園	児童	市内北	90	古市第 2 公園	児童	市内南	137	弘劍道路公園	道路	その他
44	三角公園	児童	市内北	91	三坂第 1 公園	児童	市内南	138	鷺梁津道路公園	道路	その他
45	寛勲公園	児童	市内北	92	三坂第 2 公園	児童	市内南	139	番大方道路公園	道路	その他
46	慶雲公園	児童	市内北	93	三坂第 3 公園	児童	市内南	140	新吉道路公園	道路	その他
47	安國公園	児童	市内北	94	岡崎公園	児童	市内南				

：朝鮮総督府『京城市街地計画公園決定案』1940 年を下に調査地域別に分類、著者作成。

三 公園地区から風致地区の分離

1 風致地区計画の過程

朝鮮総督による統治が始まった以来、朝鮮半島の「風致」を法令によって守ろうとしはじめたのはいつからだろうか。日本国内では、1880 年に「社寺保存内規」の制定で「境内風致」という単語が用いられ、「風致」の用語が現れていた。その後「森林法」が制定されるのは 1897 年のことで、ここで「風致保安林」が定められるようになる。植民地朝鮮では、1911 年「森林令」をとおして「朝鮮総督はその森林が風致のために必要であると認識したときには、その森林を、伐採や開墾のできない保安林にすることができる」と定められ、これが法令条文に「風致」が現れる早い例である。続いて、風致保全に関する規則としては 1916 年に定められた「古蹟及び遺物保存規則」があり、ここには、「遺跡の保存に悪い影響を及ぼす恐れがある施設を建設するときには、その所有者あるいは管理者は朝鮮総督の許可を得なければならない」と規定されていた。

京城府の法定都市計画の開始は 1912 年の市区改正事業以降である。しかし、その主眼は交通インフラの整備であって、風致については規定するところではなかった。本多静六・田村剛が京城府から委嘱されて南山公園計画を立案するのは、1917 年のことで、ここで「朝鮮固有の山水風景美を発揮するに努め」たが、実現せずに終わる。1919 年に日本国内で「都市計画法」が制定され、この動きに触れながら朝鮮半島内のいくつかの都市では都市計画法の制定をめざしていた。京城府でも 1920 年代にはいると、その準備を始める。当初の風致や公園緑地に対する関心は低く、1930 年に発表される「京城都市計画書」によりやっと公園地区に関する詳細が規定され計画地等が特定されるようになる。ここでは公園の面積は府域の 10%が目標であるとして、その時点での 3.2%からの拡充を提唱していた⁷⁰。また、「朝鮮市街地計画令」の草案を作成した岡崎早太郎は、日本国内都市の公園緑地の少なさを憤り美観・風致・緑地地区の設定を力説した。この趣旨は、1932 年 3 月に発刊された月刊誌『都市問題』に投稿された岡崎早太郎博士の論文、「朝鮮市街の創作と改良」より確認できる。

「市街計画区域に在りては、市街地の美観若しくは風致を維持し、又は緑地若しくは空地を保存する為め、美観地区、風致地区、緑地地区又は空地地区を指定すべきことを命じ、その地区内における工作物の新設、改設・・・を禁止し、又は制限を加え得べき制度を設け、市街計画として之を遂行せむとするのである」

一方、京城府では別の目的の風致保護計画が現れる。1933 年 6 月、京畿道は「京城風致委員会」という組織を創設するが、その目的は土幕民による山地の荒廃を防ぐこと、及び、私有保安林の管理を厳格にすることであった。土幕民とは、農村から都市部に流入してきて、仮設の住居を構える最貧民のこと

である。1930 年前後からそのおびただしい小屋が京城府近郊の丘陵を覆う事態が起きていた。これに、保安林の濫伐が後を絶たないという問題を含め、河川で洗濯をする風習もまで非難されるようになっていた。風致委員会の「風致の保存」とはこれらを排除する制度を作ろうというものであったといえる⁷¹。風致保全の一環として委員会は、1935 年 1 月に南山ほかへの 75 万株の植林と公園に芝生を植えることを提言したりもしている⁷²。

その後の都市計画基本法となる「朝鮮市街地計画令」が公布されるのは 1934 年 6 月 20 日のことであるが、その第 21 条には「風致地区」が規定され、「朝鮮総督は・・・土地の形質の変更・・・その他風致の維持に影響を及ぼすおそれのある行為の禁止または制限ができるように、必要な規定を設けることができる」と定められていた。1936 年 12 月には、「朝鮮市街地計画令」に基づいた「京城市街地計画」が公布されるが、この時点で立案された案は街路網の敷設事業と土地区画整理事業についての計画だけであった。しかし、総督府や京城府の都市計画担当者は、早くから、その次の段階での風致地区や公園地区の指定、あるいは住居地域・工業地域等の用途地域指定を考慮していたことがうかがえる。たとえば 1937 年 5 月の時点で、保安林を開発したいという申請に対して、総督府は風致計画の策定を待つようにと差し戻している⁷³。

1937 年 12 月に京城府は、『京城市街地計画風致地区指定資料調査書』をまとめる。これは風致地区を指定する申請を総督府におこなう際に必要な調査の報告書である。日本国内では、1933 年 7 月に「風致地区決定標準」が内務省によって定められ調査報告のマニュアルとして各府県に通知されていた。指定の対象となるべき場所としては、風景地、公園・社寺苑などの公開慰楽地、史的または郷土的に意義ある土地、樹木に富める土地、望眺地の 5 種類が挙げられている。しかし、日本国内での風致地区制度が想定していた「風致」がどのようなものであったかは議論が分かれている。風致地区指定第 1 号(1926)は東京の明治神宮外苑で、明治天皇をまつる神社の荘厳を守ることが目的とされた。第 2 号(1930)は京都市周辺の山陵で、これは自然景観の保護を意図したものであり、約 8000 ヘクタールに及ぶ広範囲の地域を対象とした。これに続く熊本市の 7 地区(1930)は徳川時代の大名にゆかりの庭園・寺院を指定している。ここに見られるように、性格の違う地域の保存が風致地区という一つの制度によっておこなわれていた。いいかえれば、日本国内での風致地区定義では、単に景色がよい場所というにとどまらず、史蹟・名勝の歴史的重要性や公園としての有用性をも持っている場所というニュアンスを含んでいたと言える。

上述の京城府による「指定資料調査書」の記述の順序は、上記「風致地区決定標準」が定める調査の手順に従っていて、保安林、宝物古蹟天然記念物、独立古木、公園・運動場を列挙する。その上で「風致地」という項目をたて、12 地を取り上げて詳述する。すなわち北岳を中心とする一帯/城北町一帯/敦岩町及安岩町方面/駱駝山及崇仁町方面/清涼町、回基町方面/徽慶町、典農町方面/南山及びその附近の山地一帯/漢江及び江岸台地一帯/鷺梁津町、上道町方面/延禧、新村方面/孝昌公園一帯丘陵地/仁王山及びその背後一帯である。そして最後に風致を害する個所として、採石場・墓地・不

良住宅地が記述されていた。朝鮮市街地計画令が定める手続きでは、市街地計画事業は、総督府が府会に諮問し、その答申を受けて、総督府が最終的な内容を決定して告示することになる。京城府は1938年初頭に上記指定資料調査報告書を総督府に回付している。そこでは、範囲をより明確にして、「舞鶴山」「明水台」など20の地点を挙げている。なお、この時点では、風致地区には公園地区も含めていたようで、新聞には3856万平方メートルという面積が報じられている⁷⁴。1938年夏以降は、計画を進めていくときには、風致地区と公園地区とを分離したようである。

1939年5月4日総督府は、風致計画、公園計画、用途地域制に、1936年に決定した街路網計画と土地区画整理事業計画の変更計画を加えて、計5案を京城府会に諮問する。全計画案とも、最終的には6月5日に原案通り可決され、総督府に答申された。この時点の風致地区の面積は25,278,000平米、公園地区の面積は13,811,980平米であった⁷⁵。7月3日に開かれた総督府の市街地計画委員会では、会議の資料からこの時点での風致地区案・公園地区案の様態を知ることができる⁷⁶。風致地区は、保安林とそれぞれに補い合う関係で風致地区に指定された一帯は保安林でなくなる。そのことが示すように、京城府の風致地区は四囲の山岳を中心とする自然景観保護に主眼を置いている。公園地区は風致地区と重なり合う部分も多く、特に林間の道路公園は風致地区と一体化していた。一方、保安林は除外する。公園計画を担当した山下鉄郎は、「公園の計画では、鑑賞という役割よりも、運動などに使用する機能を重視すべきだ」と述べている⁷⁷。その言葉が示すように、景観の保護は風致地区が担い、公園地区は散策、運動といった行為での利用を担うことに明確に役割分担が行なわれている。史蹟名勝との関係については、102件の古蹟・名勝の拾い出しをおこない、王宮、寺社等の裏山が風致地区とされている。また既に公園化・公開緑地化しているものについては公園地区として拡張を図っていた。個々の史蹟については、漢江沿岸など周縁では風致地区に含める努力がなされていたと考えられるが、一方、都心部では特段の配慮を払っているようにはうかがえない。

2 風致地区指定の遅延

1939年6月5日に京城府会で可決された上記5計画のうち、用途地域指定と街路網の変更、土地区画整理地域の追加はすみやかに実行に移され、3ヶ月後の9月18日には総督府令として公布される。1940年3月には公園地区の決定告示があつて、1939年11月には、風致計画について翌12月中には地区指定の運びとなると報道された⁷⁸。1940年3月の府会では、京城府所有の林野の一般開放を求められた当局が、風致地区が決定し次第おこなうと答弁している⁷⁹。その5月には、風致地区内での規制を規定した「市街地計画令施行細則準則」が制定され、総督府から京畿道知事に送られた⁸⁰。同じ月に出た京城府の広報誌『京城彙報』では、「京城の“オアシス”風致地区決まる」の記事が掲載されている⁸¹。こうした動きから見て、総督府・京城府とも近々地区の指定がおこなわれるものと想定していたことは明

らかである。しかし、実際の指定は1年近く遅れた1941年3月25日のことで最終的な面積はやや増加して29,268,000平米となっていたが、指定内容の詳細は明文化されなかったようである。

このような異様ともいえる遅れの理由は明確でない。ここで注目したいのは、総督府技師の今津徳蔵が風致破壊の例として「翠滴る臥牛山が、都市膨張の犠牲となって一夜にして赫土と石垣の連続した住宅分譲地化」したことを挙げていることである⁸²。それまでの課題であった土幕民の来住ではなく、デベロッパーによる大規模な住宅地開発が問題視されていたことがうかがえる。そのことは逆にいえば、風致地区指定はデベロッパーと地主の開発利益の追求を大いに妨げるものとみなされたであろう。実際に部会審議の過程では、宅地開発業者である議員から住宅地の膨張にも対応せよとの要望が出ている。日本国内においても、民有地が風致地区に指定されると開発が禁止・制限されるにもかかわらず、補償がないことが問題となっていた。こうしたことから見て、地区指定の遅れは地主層の説得に時間を要したためであると考えられる⁸³。

遅延の原因は、それだけではなかった。その一つは京城府が1940年度に新規の公共事業として開始した「保健広場」の建設である。これは、南山や孝昌公園など周囲の高地8ヶ所に府民の健康保持のための散策路を設けるもので、1940から41年の2年間に計35万円をかけて整備された⁸⁴。「保健広場」は市街地計画事業とは無関係の施策であり、建設にあたっては、取り付け道路の開削など風致地区の規制に背馳するところも多かったと思われる。もう一つ、1940年12月に市街地計画上の用途地域として新たに緑地地域が制定されたことが注目される。これは、戦時体制の深刻化にあわせて空襲に備える施策の一つとして進められたもので、防火帯とスプロール防止の役割を担っていた。緑地地域は指定にまで至らなかったもので具体的な範囲はつかめないが、ここまでの公園地区・風致地区計画全般を基盤にする構想であったと見られる。広域の開発計画を構想していた京城府としては、「緑地地域」を構想する際には、従来の風致地区決定の基準とは別の判断を求められていたと思われ、このことが風致地区指定の一層の遅れを招いたと考えられる。

風致地区の指定がおこなわれた1941年3月には、朝鮮半島においても資材不足と労働力の払底から、風致規制の対象となるような住宅地開発はおこなうことができない状況となっていた。そして太平洋戦争開戦後には高地には高射砲陣地が構築されるなど、風致への配慮は捨てられていく。結局のところ、風致計画は所期の実効性を発揮できなかった。朝鮮市街地計画令は、日本人都市計画担当者の立場からみると、日本国内では困難だった施策を実行できる機会であり、国内とは異質の課題に対処する実験であったとも言えよう。京城府の風致計画はそうした日本人都市計画家の冒険の典型的な事業であったといえる。しかしその「理想」の追究も戦時体制によって不可能になっていったのである。

注

- ⁴⁹ 孫貞睦『日帝強占期都市計画研究』1990年 一志社
- ⁵⁰ 『京城都市計画調査書』1928年、京城府 pp.261-262
- ⁵¹ 『京城日報』1936年7月17日夕刊1面
- ⁵² 石川栄輝「都市計画に於ける最近の傾向二、三」『朝鮮都市問題會議録』京城都市計画研究会、1936年 p.258
- ⁵³ 大森茂「始めて見る京城区画整理」『区画整理』第5巻第9号、1939年 pp.73-74等
- ⁵⁴ 注1 p.282
- ⁵⁵ 注1 p.284
- ⁵⁶ 長郷衛二「京城府の都市計画に就て」『朝鮮工業商會會報』第46号、1937年4月、pp.6-7
- ⁵⁷ 『第四回市街地計画委員會關係綴二冊の一』韓国国家記録院所蔵資料 CJA0015672
- ⁵⁸ 『京城府都市計画要覽』1940年、京城府 p.32、『京城市街地計画決定案』1940年、朝鮮總督府
- ⁵⁹ 『京城都市計画要覽』1938年、京城府 pp.30-32 原文「市街地計画は都市に於ける市民保健の確保を以て其の目的の一と爲すものにして、公園は此の目的達成上最も重要なる施設なり。然るに都市が殷盛になるにつれ土地価格著しく昂騰し、空地は漸次家屋の建築敷地に充当せられ愈々密住状態を加へ行くは一般の傾向にしてこれは保健上、保安上誠に寒心すべきことなり。公園の施設は市民の保健、児童の教化訓育又は都市の美観に育する外、一朝火災等に際しては防火線となり、又避難場として必須のものであり殊に近時航空機の発達著しく、一朝戦時に於て都市の空襲は不可避たるべく、従て都市を防空的に構成するは、現代市街地計画として最も緊要なる事項たるに至れり。」
- ⁶⁰ 『都市公論』1938年2月『京城市街地計画風致地区指定史料調査書』1937年12月、京城府。『東亜日報』1938年11月5日
- ⁶¹ 『大阪朝日新聞南朝鮮版』1938年1月22日
- ⁶² 太平通1丁目2,000㎡、貞洞町2,800㎡、黄金町6丁目7,800㎡、新堂町4,500㎡、恵化町7,800㎡、新設町北11,300㎡、新設町南4,000㎡、安岩町7,800㎡、清涼里駅前22,400㎡、典農町7,800㎡、杏堂町7,800㎡、往十里駅前9,000㎡、漢江通(三角地)9,000㎡、新村駅前6,000㎡、老姑山町7,800㎡、永登浦町11,300㎡、道林町7,800㎡、永登浦町(四角地)5,250㎡、堂山町11,300㎡の19箇所
- ⁶³ 『東亜日報』1938年12月3日(夕刊)、保健向上や体力向上を目的とした児童公園や各種遊園地の活性化を期待した当日朝刊の記事に比べると余りにも急な転換であった。
- ⁶⁴ 『京城日報』1939年9月19日
- ⁶⁵ 『都市漫談』朝鮮及満州 No.394, p.25
- ⁶⁶ 『毎日新報』1938年2月28日、小公園は小学校付近に配置しながら1,000坪以上の面積を確保すべきであることが記事化され、施設の内容としては、休憩所、飲用水、池などの一般休憩施設区域とブランコ、滑り台、ジャングルジムなどで構成される児童遊戯施設にトイレや公園管理事務所が計画されている配置例の図式が掲載された。
- ⁶⁷ 『東亜日報』『毎日新報』1939年3月26日、京都府会での児童公園設置に関する論争が記事になっている。
- ⁶⁸ 『總督府告示208号』1940年3月12日、大公園17箇所、近隣公園23箇所、児童公園86箇所、道路公園13箇所、及び、京城運動場の1箇所、140箇所の公園地区が決定、告示された。
- ⁶⁹ 京城府『昭和十六年度京城府通常府会及各教育部會會議録』一般第六日(三月二十二日)、京城府『昭和十六年度京城府通常府会及各教育部會會議録』一般第四日(十月二十三日)
- ⁷⁰ 『京城都市計画書』1930年、朝鮮總督府内務局土木課、pp.204-216
- ⁷¹ 『京城日報』1933年6月21日
- ⁷² 『東亜日報』1935年1月19日
- ⁷³ 保安林編入関係書類、韓国国家記録院、CJA001301
- ⁷⁴ 注8
- ⁷⁵ 『京城都市計画要覽』1940年、京城府 pp.32-33
- ⁷⁶ 第四回市街地計画委員會、韓国国家記録院、CJA0015671
- ⁷⁷ 山下鐵郎『京城府緑地計画について』都市公論 vol23 no8, p.105

⁷⁸ 『京城日報』 1939 年 11 月 30 日

⁷⁹ 『京城日報』 1940 年 3 月 28 日

⁸⁰ 今津重蔵 『朝鮮市街地計画令解説』、朝鮮出版社、1941 年 pp.52-53

⁸¹ 『京城官報』 no.222, pp.42-43

⁸² The Commenntary of Ordinance for Street Planning in Chosen, op.cit, p.50

⁸³ 根岸情治 『都市漫談』朝鮮及満州、no394, p.25

⁸⁴ 『東亜日報』 1940 年 4 月 7 日、『京城府財政要覧昭和十六年度』 1941 年

Ⅲ 韓国解放後の公園計画

一 ソウル市公園再整備計画までの公園及び風致地区

韓国解放後の都市再構築分野において、当時市民生活には直接影響を及ぼさない公園開発や風致地区の維持管理に係る計画分野は、最後方に回されていた。これには、第 2 章を通して検討したように、公園計画案が樹立した日帝末期の状況というのは、戦時体制に突入したことで公園配置計画から整備計画へまで至らず終わったことにも原因がある。その間に一般公開していた公園施設がなかったわけではないが、数が少なく面積にしても全無に近い状況であった【表 18】。このような公園状況は、1961 年末まで 10 回にわたる都市計画変更にも関わらず改善されることなく続いていた。

【表 18】韓国解放以前の公園現況⁸⁵

分 類	名 称	所 在 地	面積(ha)	開始年月	総工事費(圓)	各年平均維持費
一般公園	漢陽(南山)公園	南山洞(南山洞)・倭城台町(芸場洞)	11.428	1897.3	不 明	1,974
	樊忠壇公園	西四軒洞(樊忠洞 2 街)	20.695	1919.9	33,625	4,742
	孝昌公園	青葉町(青坡洞)・錦町(孝昌洞)	22.582	1924.8	11,000	140
	社稷公園	社稷町(社稷洞)	15.861	1924.5	3,000	370
	三清公園	三清町(三清洞)	21.285	1934.3	不 明	不 明
	パゴダ公園	鍾路 2 丁目(鍾路 2 街)	1.126	不 明	不 明	2,171
児童公園	桜井児童公園	桜井町(仁峴洞)	0.189	1935.1	不 明	不 明
運動公園	京城運動場	黄金町 6・7 丁目(乙支路 6・7 街)	7.350	1925.10	155,000	10,268
運動公園	鉄道公園	漢江通(漢江路)	3.611	1915.10	5,410	596
道路公園		太平通 1～2 街(太平路 1～2 街)		1923.4	不 明	4,750

公園計画変更は、1952 年のソウル都市計画大変更の際には対象外にされていたため、1955 年に第 1 次変更が行われる。変更の内容とは、清涼公園と漢南公園の一部を解除、外人住宅地建設に賄う一旦の住宅地経営地区に変更することから始まっていた⁸⁶。公園計画はその後も 1957 年まで 3 回の計画変更を繰り返しているが、総面積の大きな変化はなく、1958 年に新編入地区(1949 年)での公園計画を実施することで公園総面積を大幅に増やすことができた。しかし、市全体の絶対面積は増加したものの、市民 1 人当り面積は 1940 年市街地計画公園案樹立当時より減少、1961 年の時点で 9 m²程度であった。韓国解放後の公園設置を含めた公園計画の低調には、地方財政難に第一の原因があるが、公園施設への軽視風潮や一般には公園策定に対する妥当な必要性が見つからなかったにも原因があった

と考えられる。このような理由が重なり、公園計画地は整備されないまま長時間空地に放置されることで社会的には様々な問題をもたらしていた。その一つとしては、公園用地に指定された民間土地所有者の建築行為が制限されることに対する不満があげられる。1960 年の 1 年間提出された公園用途解除願は 288 件にも達し、その面積は計画面積の約 22% に及ぶ 542 万㎡へまで至っていた⁸⁷。もう一つは、忽せられた公園維持管理で増加していた公園地内無許可建築物が公園問題としてあげられ、この場合単なる公園面積の問題だけでなく、接近の容易な場所を中心に乱立していたことに深刻な問題があった。風致地区についても同様な状況が続いていて同期間を通して風致地区に追加指定された個所は 1949 年行政区域拡張により龍馬地区等で追加指定された個所以外に既存の公園用地一部を風致地区に変更したケースに留まっていた。一方、市内部への接近が容易で開発が強く期待されていた敦岩、城北、漢南地区では住宅地に指定、風致地区解除された。また、都市計画上、風致地区内建築が全面禁止されていたわけではなかったこともあって、農林業関係施設や農家、公園関係施設、学校、図書館などの公共施設の建設は合法に許可されていた。ただ、景観保存のため建蔽率を 30% 未満にするという制限まで守ることはできず、場合によっては建蔽率 60% を超える開墾許可までもおこなわれていた。風致地区と類似な性格で計画された存置保存林も 1961 年末まで全体面積の 41% が用途解除されるなどいわゆる非経済的目的の土地が大いに用途変更されていた。

本章で主な研究資料として用いている「ソウル都市計画街路及び公園調査報告書」は、韓国解放後、ソウル市都市計画樹立と事業執行の円滑な運営を期するために街路と公園の徹底した調査を行いその結果を報告したものである。本資料には抵触土地及び建物の概況を中心としながら、抵触土地の買収費及び建物移転費などの概略算出を助ける基本資料に活用されることが記されていた。1964 年 11 月 5 日から 12 月 24 日までの 50 日間の調査対象としては、既存市街地計画が樹立されていた 4,000 万坪に 1949 年に新しく編入された 8,000 万坪にある中路 3 種以上の都市計画街路 294 個所の路線（1963 年 12 月 24 日建設部告示 738 号）と 34 個所の広場（1963 年 7 月 1 日建設部告示 431 号）、及び、137 個所の公園（1963 年 4 月 26 日建設部告示 299 号）をその対象にしている。公園調査に対しては、確定告示された大公園、道路公園、墓地公園、近隣公園、及び、児童公園が対象であり、京城市街地計画公園決定地は、韓国解放直後には既に公園内容から変わっていたことがわかる。1965 年ソウル市より発行された「ソウル都市計画図集」には、公園計画内容について 1940 年「京城市街地計画公園内容」を初めに、1959 年 3 月 12 日内務部告示第 461 号による「公園修正計画内容」と 1962 年 12 月 20 日建設部告示第 187 号による「公園再整備計画内容」が図面と一緒に収録されている。公園内容をみると、1959 年 3 月の修正案では公園種類や内容に大きな変化はないが、大公園面積が 2 倍以上に増え、計画公園面積全体の 8 割を占めるように構成された【表 19】。1962 年 12 月の再整備計画案では、追加指定されていた 1 個所の墓地公園が 2 個所に増設、公園総面積においては墓地公園面積分のほど追加されている【表 20】。

【表 19】公園計画修正内容（1959. 3. 12）

種 別	既定計画		変更計画			備考
	個所	面積(m ²)	個所	面積(m ²)	百分比 %	
大 公 園	18	8,656,000	20	20,533,043	80.16	
近隣公園	23	2,380,000	23	2,710,273	10.54	
児童公園	86	427,000	69	320,341	1.24	
道路公園	13	2,349,000	12	2,071,000	8.05	
計	140	13,812,000	124	25,734,657	100.0	増加 11,922,657 m ²

：ソウル市史編集委員会『ソウル 6 百年史』及びソウル市『ソウル市都市計画図集（1965 年）』

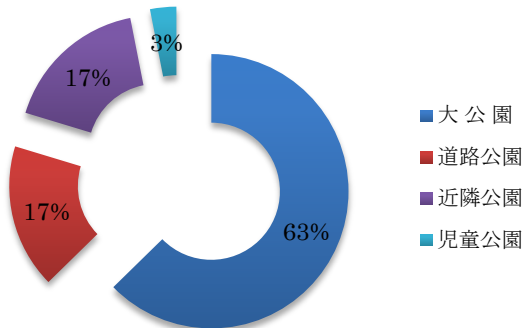
【表 20】公園計画再整備内容（1962. 12. 20）

種 別	既定計画		変更計画		解除計画		追加計画		備考
	個所	面積(m ²)	個所	面積 (m ²)	個所	面積(m ²)	個所	面積(m ²)	
大 公 園	19	19,770,202	17	18,702,937	17	1,416,332	3	349,117	
道路公園	12	2,328,368	10	1,840,651	6	417,887	1	30,170	
墓地公園	1	42,600	2	1,289,600		0	1	1,247,000	
近隣公園	28	2,185,643	22	2,818,264	13	635,297	8	1,367,918	
児童公園	84	436,599	79	393,075	9	46,552	2	3,068	
計	144	24,663,412	130	25,044,527	45	2,516,158	15	2,899,273	市民1人当 8.39 m ²

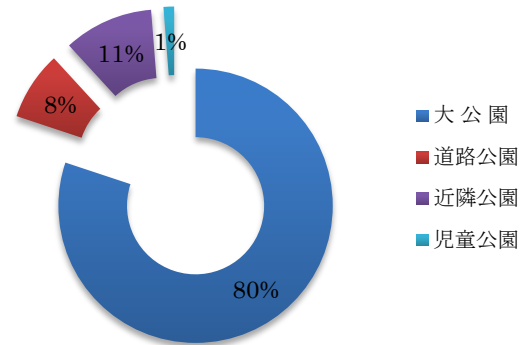
：ソウル市『ソウル市都市計画図集（1965 年）』内容を下に行っている。

「ソウル都市計画街路及び公園調査報告書」は、1962 年公園計画再整備内容のうち変更計画内容（【表 19】のゴシック文字表記した部分）を基礎にしていたと思われ、殆どの公園個所と面積が計画対象であった。その全ての大公園は一部が公園用途解除され、道路公園と近隣公園の場合においても同様に、公園数だけは半分程度が解除されているがそれぞれ 2 割と 3 割という大きな割合の面積が解除されていたことがわかる。追加計画された近隣公園面積は、新編入地域とこれら地区内の土地区画整理事業で確保できたと考えられ、変更計画において墓地公園以外に唯一既存計画より面積増加している。一方、児童公園の公園解除面積は 1 割を超しているものの解除個所は極めて少ない。近隣公園と児童公園が同じ小公園枠に分類されていたにも関わらず、このように相違な動向を見せていることは、恐らく、近隣公園は児童公園に比べ、圧倒的に私有地割合が高かったことと 1 個所の公園面積において児童公園以上の規模を持っていたことが大きく関係していたと診られる。公園再整備事業が着手し公園規制が樹立される 1965 年まで、市有地の割合が高かった児童公園場合、空地状態のまま残されていた可能性が伺えることと同時に、近隣公園痕跡は、韓国解放後 20 年の間に住宅開発業者といったディベロッパーによって素早く消えていったことは対照的である。現状調査による具体検証は次節をとおして述べていきたい。

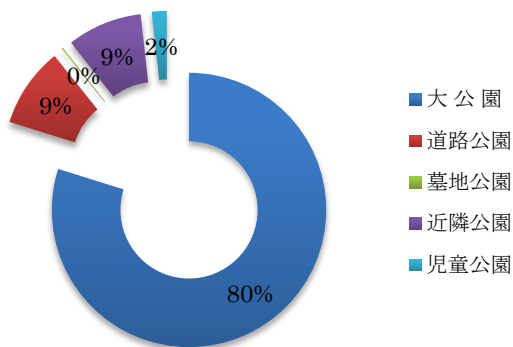
・ 1940年京城市街地計画公園



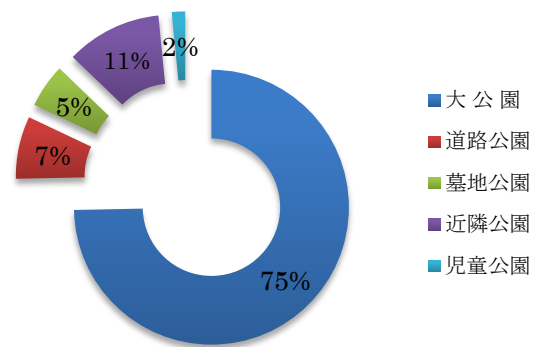
・ 1959年修正計画



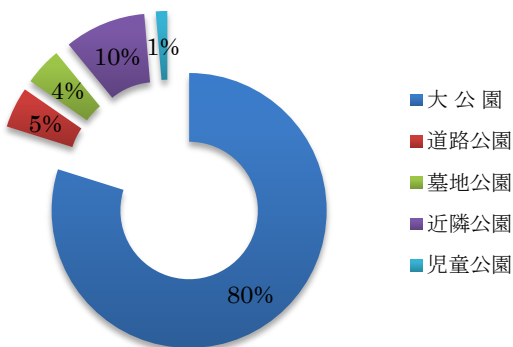
・ 1962年既定計画



・ 1962年変更計画



・ 1965年ソウル都市計画公園



【図 17】 1940 年京城市街地計画公園決定から 1965 年ソウル市都市計画公園決定までの公園種類分布図：「1965 年ソウル都市計画」及び「ソウル都市計画図集」の公園計画及び修正・変更内容を土台に著者作成。円表は、公園種類別比率を現したもので、都市計画区域全体面積及び公園総面積の変化等は反映されていない。

二 ソウル市による児童公園決定地の受容と変容

大規模に公園用途変更が行われるのは、1959 年 3 月 12 日内務部告知第 461 号で発表される第 1 次修正案と 1962 年 12 月 20 日に建設部告示に基づいた第 2 次修正案を機に大々的に行なわれる。本章では、京城市街地計画公園児童公園を中心に韓国解放直後の公園状況、及び公園変遷過程を現状調査に基づきながら検証していきたい。1940 年公園決定地のうち、市内中央部に計画された児童公園については、京城市街地計画公園図⁸⁸を土台に区画を追跡調査し、解放直後の現況は 1965 年ソウル市で発行している「都市計画街路及び公園調査報告書」を参考にしている。この史料では、既存市街地計画公園を基本対象に、1964 年街路及び公園決定地の現況調査を行っている。調査結果としては、公園地別の国/公/私有の所有権関係から敷地内の不法家屋数や建築面積や建築素材まで詳しく記されていた。この調査結果を基準に再整備された公園案が確定発表されるのは、1965 年 2 月建設部告示 1388 号によるものである⁸⁹。

調査研究においては、公園位置によって大きく二つの地域に分けて調査を行っているが、市内中央部である清溪川周辺地域(以北と以南)、及び、土地区画整理と一緒に公園予定地が区画されていた土地区画整理対象地の児童公園がその分析対象である。市内中央部の調査では、清溪川を挟む北側 16 個所と南側 26 個所の合計 42 個所を対象にするなど再び 2 つの地域に分けて調査分析している。

【図 18】は、「京城市街地計画公園図」より児童公園計画地を抽出複写して作成したもので、児童公園 86 個所の半数が市内中央部に配置していることがわかる。この児童公園調査結果を集計・整理した表が【表 22】～【表 24】で、現況は 2010 年と 2011 年の現地調査を基礎に作成している。各表に整理した現在の利用状況に関しては、一部道路区画が変更されたところはあるが、当時の公園計画図と決定案に記載されている住所を対照しながら公園区画を予測、調査した結果を基準にしている。

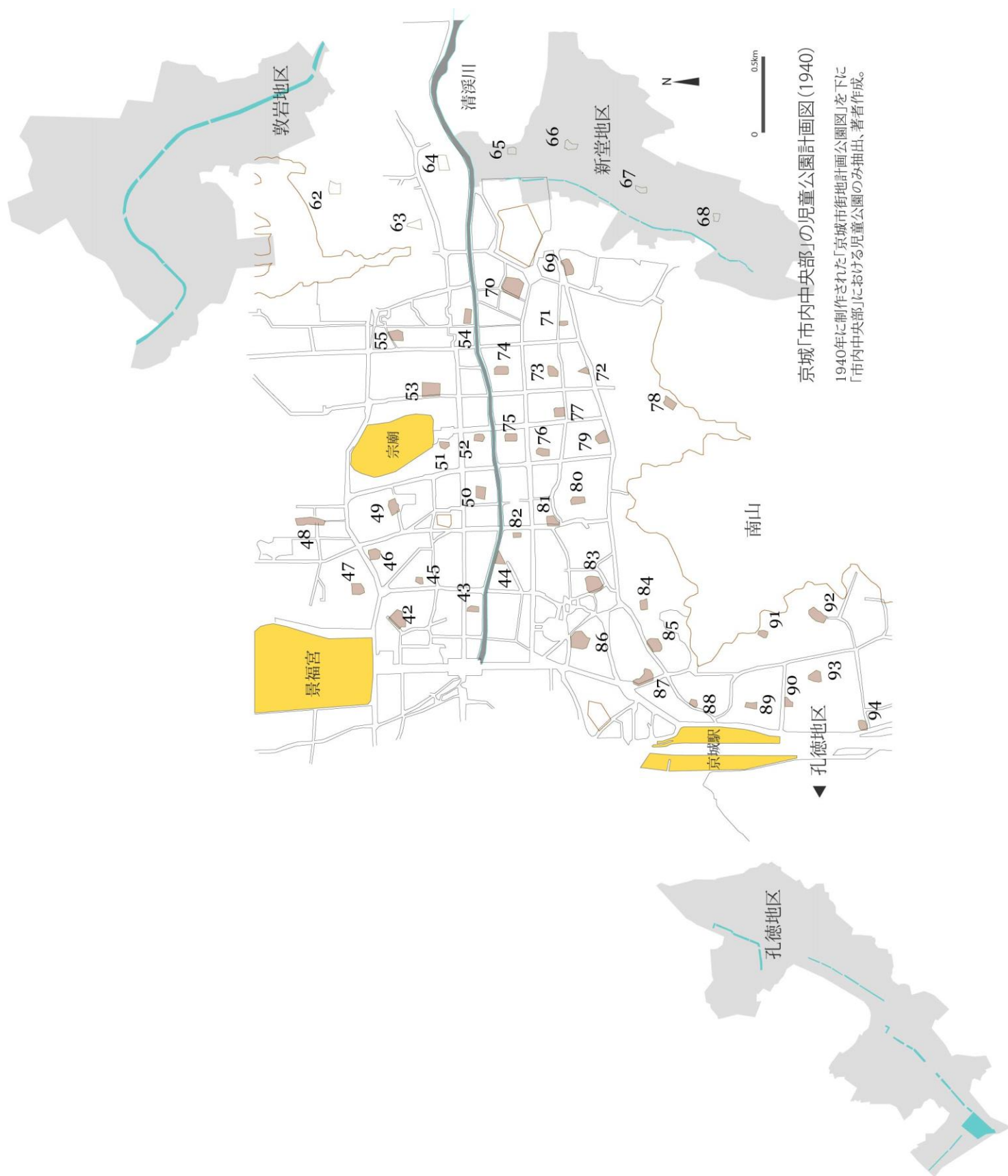
【表 21】既設公園一覧（1960 年）

番号	公園名	位置	総面積（㎡）	施設面積（㎡）	開園日	公園監視員
5	奨忠公園	奨忠洞 1・2 街筆洞	699,500	699,500	1919.2.6	3
73	墨井公園	忠武路 5 街中央土地区域整理事業墨井地区内	4,003	4,003	1960.5.16	2
74	仁岷公園	仁岷洞 2 街 142	1,890	1,890	1935.1	2
76	水標公園	長橋洞中央土地区域整理事業乙 3 地区 12 ブロック	3,103	3,103	1958.2.8	2
83	明洞公園	明洞 1 街中央土地区域整理事業忠武路地区内	2,775	2,775	1955.11.14	2
87	南大門公園	中区南倉洞 284 の 1 の敷地内	12,708	5,610	1959.8.1	2
9	南山公園	漢南、梨泰院、南山、会賢洞	1,256,600	838,000	1897.3	4

18	ソウル運動場	乙枝路 7 街	84,000	84,000	1959.10.12	3
	計		2,064,579	1,638,881		20
19	塔洞公園	鐘路 2 街楽園洞	26,000	26,000	1900	3
35	社稷壇公園	社稷洞、新門路	217,000	55,000	1922.11.	3
54	東大門市場	鐘路 5 街、中央土地区域整理事業	994	994	1959.12.15	2
1	三清公園	三清洞、嘉會洞	432,000	262,000	1934.1	3
			675,994	327,994		11
11	孝昌公園	孝昌洞・青坡洞	256,146	190,500	1956.6	3
	漢江こども公園	龍山洞 5 街 11 の 42	5,197	5,197	1953.10.25	2
	計		261,343	195,697		5
21	永登浦第 2 公園	永登浦 6 街 53,65	3,650	3,650		2
	合計		3,005,566	2,166,222		38

【表 22】市内中央部-清溪川北側の児童公園計画地現況表

公園 番号	計画面積 (’40)	調査現況 (’59)	調査面積 (’65)	公園名称 (’40)	公園名称(’65)	施設用途(2010)
42	11,250		未記載	壽松公園	壽松公園	一部道路編入、三星第一毛織
43	2,520	位置変更	1,712	瑞麟公園	瑞麟公園	公営駐車場
44	3,330	廃止	未記載	三角公園	三角公園	広場
45	7,110	廃止	未記載	寛勳公園	寛勳公園	駐車場
46	8,730		未記載	慶雲公園	慶雲公園	ソウル老人福祉センター
47	2,880		未記載	安國公園	安國公園	豊文女子高等学校敷地内
48	8,370		8,370	苑西公園	苑西公園	一部ポルトガル大使館
49	2,400	廃止	1,322	益善公園	益善公園	商店・住居混合地域
50	4,050	位置変更	1,322	観水公園	観水公園	企業ビル(國一館)敷地内(庭園部)
51	1,000	廃止	未記載	鳳翼公園	鳳翼公園	宗廟広場公園地に編入
52	1,800	廃止	未記載	長沙公園	長沙公園	商店・住居混合地域
53	9,180	位置変更	3,173	仁義公園	仁義公園	ソウル市選挙管理委員会
54	4,140	位置変更	未記載	鐘路公園	鐘路公園	商店密集地域(東大門市場)
55	5,940	名称変更	3,750	忠信公園	忠信公園	商店・住居混合地域
56	9,000		4,220	經學公園	經學公園	成均館大学敷地内
57	5,670		5,670	明倫公園	明倫公園	小規模アパート



【図 18】 市内中央部の児童公園計画地：「京城市街地計画公園図」を下に市内中央部に計画された児童公園のみ抽出、著者作成。

【表 23】市内中央部-清溪川南側の児童公園計画地現況表

公園 番号	計画面積 (’40)	調査現況 (’59)	調査面積 (’65)	公園名称(’40)	公園名称(’65)	施設用途(2010)
69	1,980	位置変更	未記載	東四軒公園	奨忠公園	住居密集地域
70	8,930		未記載	訓練院公園	訓練院公園	国立中央医療院敷地内(庭園部)
71	5,310	一部廃止	1,696	並木公園	双林公園	双林こども公園*
72	1,440	廃止	未記載	本五公園	忠武公園	商店密集地域
73	3,220	位置変更	未記載	初音公園	五壯公園	商店密集地域(中部市場)
74	3,330		3,330	桜井公園	仁峴公園	商店密集地域(芳山市場)
75	1,260		1,260	林公園	山林公園	商店密集地域(電子機器)
76	2,970	位置変更	未記載	若草公園	草洞公園	商店密集地域(紙類)
77	1,890		1,890	舟橋公園	舟橋公園	徳壽中学校/一部仁峴こども公園 ⁹⁰
78	4,000		4,000	曹谿公園	曹谿公園	商店密集地域
79	3,400	廃止	未記載	大和公園	筆洞公園	商業施設(大林亭)
80	6,750	廃止	3,500	永樂第一公園	亭洞第1公園	ソウル中央警察署
81	3,500		未記載	永樂第二公園	亭洞第2公園	南大門税務署
82	4,050		未記載	長橋公園	長橋公園	ソウル地方労働雇用庁舎
83	7,920	位置変更	2,779	明治公園	明洞公園	韓国漢城小学校
84	1,440	廃止	未記載	旭町公園	會賢公園	우리(ウリ)銀行
85	6,000	廃止	未記載	南米倉公園	南倉公園	商店密集地域
86	5,040		未記載	長谷川公園	小公公園	ロッテ損害保険ビル
87	13,620		5,680	南大門公園	南大門公園	大韓火災海上保険ビル
88	4,140	廃止	未記載	古市第一公園	東子第1公園	空地*
89	3,000		2,542	吉野公園	桃洞公園	새꿈(セクム)こども公園*
90	2,400		2,400	古市第二公園	東子第2公園	商店密集地域
91	4,500		4,500	三坂第一公園	厚岩第1公園	商店密集地域
92	2,790		2,790	三坂第二公園	厚岩第2公園	商店密集地域
93	2,340		2,340	三坂第三公園	厚岩第3公園	새나라(セナラ)こども公園 ⁹¹
94	2,880	廃止	未記載	岡崎公園	葛月公園	商店密集地域

【表 24】土地区画整理地区別児童公園計画地現況表

公園 番号	計画面積 (’40)	調査現況 (’59)	調査面積 (’65)	公園名称(’40)	公園名称(’65)	施設用途(2010)
＜敦岩地区＞						
*20	20,000	37	20,991	敦岩第1公園	敦岩第1公園	住居密集地域
58	6,000	60	5,632	城北公園	城北公園	空地(公園用途解除状態)
59	2,500	61	6,043	新設第1公園	新設第1公園	区庁舎＋警察署
60	2,000	63	2,013	新設第2公園	新設第3公園*	住居密集地域
61	2,500	64	6,291	新設第3公園	新設第4公園	洞事務所＋こども公園
＜大幌地区＞						
*29	80,000	43	68,150	老姑山公園	老姑山公園	住居密集地域
106	2,400	104	918	老姑公園	老姑山公園*	商業施設
107	1,200	105	2,498	滄川公園	滄川公園	滄川こども公園
108	3,000	106	6,300	大幌公園	大幌第1公園	商業施設＋大幌文化公園
109	1,500	108	11,316	北阿幌第1公園	北阿幌第1公園	北阿幌こどもの家
110	2,500	未記載	該当なし	北阿幌第2公園	該当なし	学校施設敷地内(道路区画変更)
＜永登浦地区＞						
*41	43,000	未記載	未記載	道林公園	該当なし	一部文来近隣公園
120	9,000	121	7,447	永登浦第1公園	永登浦第1公園	永登浦住民センター＋중마루(ジュンマル)公園
121	4,500	隣接地位置変更	3,650	永登浦第2公園	永登浦第2公園	公営駐車場
122	8,500	123	2,523	永登浦第3公園	永登浦第3公園	西江こども公園
123	21,600	126	6,830	堂山第1公園	堂山第3公園	永登浦区庁舎＋堂山公園
124	2,000	一部用途解除	1,465	道林第1公園	道林第1公園	商業施設(陽南市場)
125	9,600	128	7,923	道林第2公園	道林第2公園	小規模アパート団地＋学校施設
126	1,220	124	19,560	堂山第2公園	堂山第1公園	小規模アパート団地＋公園施設
127	9,600	125	3,754	堂山第3公園	堂山第2公園	陽平こども公園/ 学校施設(敷地変更)
＜漢南地区＞						
95	2,520	92	2,520	梨泰院公園	梨泰院公園	位置特定不可
＜新堂地区＞						
65	2,400	69	1,231	新堂第1公園	新堂第1公園	黄鶴こども公園
66	4,800	71	2,400	新堂第2公園	新堂第2公園	茶山こども公園
67	2,400	73	8,950	新堂第3公園	新堂第3公園	薬水こども公園
68	1,200	72	1,200	新堂第4公園	新堂第4公園	小規模アパート団地＋公園施設(道路区画変更)
＜孔徳地区＞						
103	5,670	廃止	未記載	桃花公園	該当なし	一部북사꽃(ボクサコッ)こども公園
104	7,110	100	5,580	孔徳第1公園	孔徳公園	麻浦市場
105	5,580	110	9,270	孔徳第2公園	萬里公園	(孔徳第1)洞事務所

* 番号: 土地区画整理地区内に公園区画された近隣公園決定地



【図 19】新堂第1公園（現 ^{ファンアグ} 학子ども公園）の現状：現ソウル中区新堂洞商店街内に位置。一部敷地には区立「こどもの家（保育園）」が位置している。2010年10月撮影



【図 20】新堂第2公園（現^{ダサン}산こども公園）の現状：現ソウル中区新堂洞住宅街に位置している。2010年10月撮影



【図 21】 桃花公園（上と左下：現^{ボクサコッ}복사꽃こども公園）及び孔徳第 2 公園（右下：現孔徳洞住民センター）の現状：現ソウル麻浦区孔徳洞に位置している。韓国語の「복사꽃」は桃の花を意味する。2010 年 10 月撮影

児童公園計画地の大半が他の用途変更した場合が多く、調査結果によって統一性が期待できる部分は少ないが、一部を除いて公園面積は全体的に減少した。減少した公園個所や面積は、公開緑地であった故宮(宮殿)を近隣公園に追加指定、国軍墓地を墓地公園に新しく策定することで、ソウル全体公園面積を満足、1963 年末のソウル人口を基準にして、1 人当 8.39 m²の公園面積を発表した⁹²。

1959 年調査現況は、「ソウル特別市都市計画公園変更調書⁹³」による内容を参考にしていたが、この時点で既にソウル中心部の児童公園は廃止、または、位置変更された事例が多数あった。これらの既存公園予定地は、1965 年の現況調査時には調査対象から外されている。他にも 1965 年報告書には調査結果が記載されていない児童公園予定地も多数あって、1959 年から 1965 年までの間に公園用途が解除、変更されていたと予想される。しかも、調査当時には苑西公園など市内中央部児童公園計画地の半数程度が公園用途を維持していたが、現時点では、公園または空地のまま残っている場合や再び公園に復元されているケースは現仁岨こども公園(元舟橋公園)を含めて清溪川南側の 5 個所に留まっている。このような様相を見せる要因としては、先ず、清溪川南側の小公園数が北側に比べ相対的に多く計画されていたことがその一つとして挙げられる。日本人居住者の多かった南山北麓を為始するこの地域では、日本国内で行われていた土地区画整理方式である小学校計画に連携する児童公園計画の適用が容易であったと考えられ、区画整理による小公園の数は勿論、小学校と隣接して計画されていた既存の小公園も市街地計画の際に改めて児童公園に指定されていた。小学校に隣接する児童公園の場合は、韓国が解放した後に小学校敷地として再活用、及び、小学校敷地の一部としての公園形態に残った可能性が考えられる。しかし、大部分の児童公園用地は、小規模商店や住居の密集地として使用されている事例も多く見られ、解放直後と韓国戦争後の混乱していた土地所有者の変動状況をも間接に見せている⁹⁴。これに比べ、朝鮮人人口の占有率を高く維持していた北側の場合は、韓国戦争後に道路再整備及び道路区画の変更などを含め、公園用途廃止や位置変更の節次が容易で迅速に進行していき、児童公園用地の痕跡は素早く消えていったのである。

市内中央部に配置していた大概の児童公園計画地がソウル市の公園再整備計画の際には既に公園調査対象から外されるなど用途変更の激しかったことに比べ、土地区画整理事業地に指定されていた児童公園計画地の大部分が解放後に公園名称や用途変更なくそのまま調査対象にされていたことは対照的である。しかし、調査対称殆どにおいて面積が変更した個所は多く、場合によっては 10 倍以上増加したところも見える。1959 年の変更決定報告によると、永登浦第 2 公園が隣接地に位置変更されるなどの調整があったが⁹⁵、このような調整は、市内中央部の児童公園計画地と同様に、1965 年建設部告示による公園案が確定発表されるまで続いていたと思われる⁹⁶。敷地一部が公園解除された道林第 1 公園のように、公設市場用地に計画されていた隣接地と相互交換する事例もあった⁹⁷。孔徳地区に計画された桃花公園敷地は、公園再整備計画の際に公園解除され⁹⁸2010 年の現地調査当時には小規模商店が集まっている状況であったが、現在は公園に復元されている。類似する事例としては、現西大門区の大岨公園があり、大岨公園は用途解除されていないまま 2000 年代初期まで小規模商店や住居

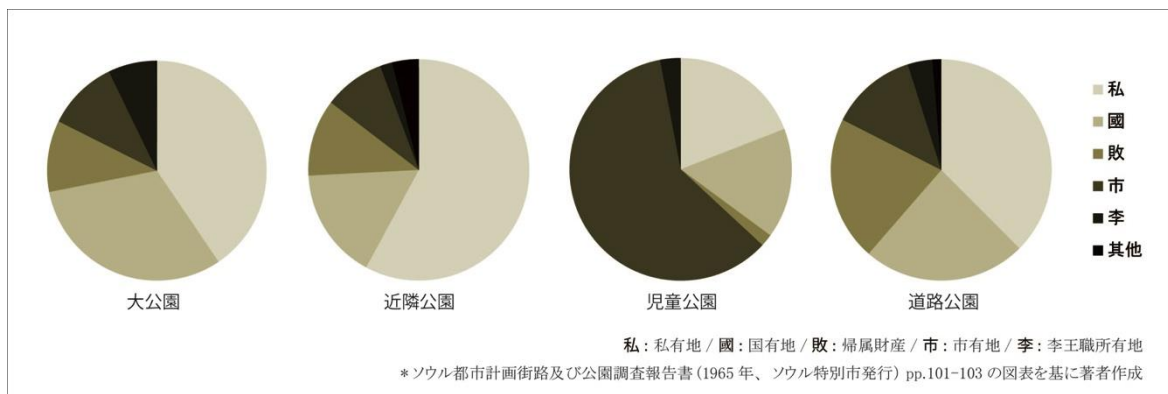
などがぎっしりと集まっている状態であったが、近年再開発の方式を通して都心部公園に戻った事例がある【図 19～図 21】。他に新堂土地区画整理地区では、既存の児童公園計画地が現在にも同じくことも公園として活用されているケースも少なくないことがわかる。このような公園用途の変遷様相は、市内中央部児童公園計画地と異なっている。

区画整理地区内児童公園計画地の変容様相で特異するもう一つの特徴としては、区庁舎や洞事務所(洞:最下位地方行政区域名称)など地域行政事務施設に敷地に代替されている多数の事例が挙げられる。最近では、行政処理自動化の普及が進んだ影響もあり、洞事務所は事務処理だけでなく地域住民を対象にする文化講座を開設・運営するなど教育及びコミュニティー施設として役割も多様化している。洞事務所という名称は、住民センター或は子供保育施設に変貌するなど公共社会福祉施設へと敷地の使用用途が変わるケースも複数見られる。

市内中央部と土地区画整理事業対象地に造成された児童公園計画地での変容様相に確然たる違いを見せている理由としては、「都心部」と「郊外地」という地理的要因を先ず考えられる。韓国戦争後ソウル市の主導による戦後復旧作業は、緊急措置を必要とする都心部(特に清溪川北側)より重点的に行われ、隣接地との敷地交換や用途変更など都心部の公園敷地を最大限に活用することで早急に都市インフラを再構築することができた。ソウル都心部の公園用地活用によって首都の成長と発展をまで導いたが、一方では、小公園配置で都心部への人口集中抑制を謀ろうとしていた当初の公園目標は達成できず、結果的には京城市街地計画目標の一つであった人口の郊外地分散計画は実質的に失敗したとも解釈できる。これは、韓国戦争後に進んでいた公園敷地の不法住居地化と、戦後住宅不足問題に臨時対処する一案として住居密集地域に対して公園用途廃止を許可することから、公園再整備作業に着手せざるを得なかった当時の状況がそのまま反映された結果であろう。また、市内中央部から離れていた郊外地、人口集中度の比較的に低かった土地区画整理地域では、多くの公園計画地が公園若しくは空地のまま残り易かった理由を明かしている部分でもある。

ここで、解放後ソウルの都市計画概略を簡単に踏まえておきたい。街路の再整備から始まる都市計画案が再樹立されるのは、韓国戦争が終わってから10年が経った1962年の都市計画法制定、宣布から始まる⁹⁹。ソウル市の公園計画案においては、都市計画法制定後に着手するソウル特別市都市計画再整備に準じた計画基準として改めて提案される。準備段階として1959年3月には、ソウル特別市中央都市計画委員会より「公園変更調書」が作成された。調書によると、児童公園計画地の中止及び用途変更が申し込まれた個所は市街地計画公園決定当時の86個所の内20個所に及び、このうち17個所が廃止された¹⁰⁰。用途変更申請受理の結果、1940年公園決定地総面積427,000㎡であった児童公園用地のうち全体の3割に相当する124,000㎡が用途解除され¹⁰¹、不足する面積と個所は近隣公園及び道路公園計画地から一部を児童公園用地に取り替えする形で追加変更を行った¹⁰²。これを基準に1964年実施された公園調査では、既存の存置保安林一部(1,531.720坪)を墓地公園に新しく追加指定して完成した公園用地の総面積8,345,880.74坪を対象にしている。報告書には、前述のように個々

の公園用地の現況が詳細に記載されていた。下記した表では、都市計画公園種類による所有者別分布を示していて、児童公園計画地の場合は市有地の占有率が 6 割以上を示していることが分かる。大公園を含む近隣公園や道路公園など他種別公園の市有地占有率が 2 割を下回る調査結果とは対照的な模様を表しているのだ。これは、第 2 章の京城府の土地区画整理事業とこの事業による小公園計画を通して叙述したように、土地区画整理事業が京城府によって自治的に進んでいたことを示していると同時に、京城市街地計画で決まる児童公園計画地が土地区画整理事業で計画・形成され、韓国解放後はソウル市管轄にそのまま継がれていることを示唆するところである【図 22】。また、現状調査によるこれらの児童公園計画地の変遷像がこの点を裏付けているように、児童公園用地は、都心部と区画整理事業地に集中分布していたことで両端の変容傾向格差は明確に分かれているなど、韓国解放後にソウル市の公園計画指針が直接に反映されている独特な公園流用形態を見せている一つの証拠でもあるのだ。



【図 22】ソウル市都市計画公園抵触土地の所有者別図表：「1965 年ソウル都市計画」及び「ソウル都市計画図集」を土台に著者作成。

最後に、ソウル市が提案していた公園指針を考察することで、公園用途変遷の流れを実証したい。市街地計画公園決定地は、ソウル市による本格的な公園調査が行なわれる 1964 年までの間に住居地や教育施設用地に充当されていて¹⁰³、公園再整備作業に着手すると同時に公園敷地全部を一斉に公園化することは無理なことだった。ここには、韓国戦争が休戦で終わった直後に無住宅者対策の一環として公園用地内仮説住宅建設を公式に許可したことも公園用地を転用できた一つの原因として指摘されている¹⁰⁴。このような事例は、1925 年の大洪水の際に住居を失った住民への救済策として公園用地(孝昌園敷地)一部を臨時居住地に提供していた前例もあって、戦後の住宅不足問題という緊急状況に公園用地が適切に活用されたケースとも言えよう¹⁰⁵。1965 年 2 月には、公園再整備計画案の発表と一緒に公園用途の解除及び廃止に関する新しい基準が提示される。公園用途解除基準とは、(一)国公用地として重要公共機関の建物が建てられた場合、(二)私有地として重要公共機関の建物が建てられ

た場合、(三)公私有地として既存一般建物が密集している場合、(四)国公有地として場所を変更しなければならない公園用地の場合、(五)国公有地として住宅造成事業を理由に廃止せざる得ない公園用地の場合の五項目で示されていた¹⁰⁶。用途解除基準以外に公園追加基準も一緒に定められその内容とは、(一)国公有地として実質上公園機能を発揮している公開緑地(古宮等)、(二)国軍墓地を墓地公園に策定、(三)国公有地として既計画公園用地に隣接して公園系統上追加する必要がある地帯の3つの項目である。

ソウル市による公園計画案で最も注目すべき変更事項は、公園意味及び定義の変化で、1930年代以降の京城都市計画で使用されていた「自由空地」の代わりに「公有空地」という公園用語が新しく登場したことである。定義とは、「公園이란 公共의 利便을 為한 緑地 또는 「公有空地」를 말하며 慰樂, 休養, 運動等を 為하여 緑化되고 또한 施設된 곳이다.¹⁰⁷」と明記され、ソウルの公園は「公共」の意味を全面に出せるようになり、公益を優先する公園用途指定や解除条件に相応しい公園意味が生まれた。公園再整備計画では、前記した様々な社会的状況に対処できる新しい提案が必要になり、このような経緯を経てソウルの公園意味は既存の都市衛生施設としての「空地」から「公共」の用地へと方向を転換していったと考えられる。

注

- ⁸⁵ ソウル特別市史編集委員会『ソウル六百年史』第4巻 예서文化社 pp.425-430
- ⁸⁶ 内務部告示第296号、1955年6月7日、清涼公園の場合、洪陵西側の再建住宅建設用の住宅地として132,000㎡が用途解除され漢南公園は梨泰院外人住宅団地建設のため37,000㎡が解除された。
- ⁸⁷ ソウル特別市『ソウル都市計画の過去と将来』1962年 p.37
- ⁸⁸ 京城市街地計画公園(1940)/ソウル都市計画公園修正(1959)/ソウル都市計画公園再整備(1962)/計画公園の現況(1965)『ソウル都市計画図集(1965)』、ソウル特別市
- ⁸⁹ 総面積 29,370,987m²、142 個所の公園が確定、発表された。
- ⁹⁰ 77. 舟橋公園／桜井小学校(現徳壽中学校所在地)隣接
- ⁹¹ 93. 三坂第3公園／三坂小学校(現三光初等学校所在地)隣接
- ⁹² ソウル特別市『ソウル特別市都市計画』1965年 p.297
- ⁹³ ソウル特別市史編集委員会『ソウル六百年史』第5巻 예서文化社 p.635
- ⁹⁴ 1935年まで常に増加していた清溪川南側の日本人人口は、この地域人口の5割を占めていたが、市街地計画公園が指定されてから5年後に韓国は解放した。韓国戦争(1950-53)中には北朝鮮からの移住が進み、街路再整備が始まる1962年まで、土地所有者の変動が激しかった地域である。参考論文:ウン・ギス(김기수)、『解放前後南村の住民構成の変化(해방전후 남촌 주민 구성의 변화)』、ソウル学研究叢書14、20世紀ソウル変遷史研究3、2003、ソウル市立大学付設ソウル学研究所
- ⁹⁵ 注9
- ⁹⁶ ソウル特別市『ソウル特別市都市計画』1965年 pp.259-298
- ⁹⁷ 注9 第1次再整備計画公園変更調書(1962.12)、p.641
- ⁹⁸ 注9 p.634
- ⁹⁹ ソウル特別市建設部告示第187号、1962年12月20日
- ¹⁰⁰ 注9, pp. 633-635、ソウル都市計画公園変更状況対照表(1959. 3. 12)、17個所の児童公園が公園用途閉止され、10個所は位置変更、15個所は面積縮小された。児童公園以外には、大公園2個所が拡張、近隣公園1個所閉止、1個所拡張、道路公園1個所が道路公園(南山公園)に編入した。
- ¹⁰¹ ソウル特別市『ソウル都市計画(1990)』pp.486-487
- ¹⁰² 注9、p.636/p.641、その総面積は、当初の計画より約66,000m²が減少した401,000 m²であった。
- ¹⁰³ ソウル特別市『都市計画基本資料調査書』1962年、p.464
- ¹⁰⁴ 『ニュースソウル』49号、1957年10月15日、高在鳳ソウル市長は、計画公園地内に条件付仮設建築を許容すると談話を発表した。
- ¹⁰⁵ 安箱敏、石田潤一郎『運動公園に関する一考察』日本建築学会大会学術講演梗概集. F-2, 建築歴史・意匠2013, 393-394
- ¹⁰⁶ ソウル特別市『ソウル市都市計画』1965年、p.289
- ¹⁰⁷ ソウル特別市『ソウル市都市計画』1965年、p.260

結章

韓国の近代史は、西洋に門戸開放後間もなくして日本植民地下に入り、解放後しばらくしてからは韓国内戦を経るといふ激変の連続であった。日本統治期を含む韓国近代の歴史を様々な側面から客観的な眼差しで論ずるようになったのは最近の十数年前からのことであろう。近代都市計画及び都市史の研究においては、特に史料の不足やその発掘の困難さがあり、長いあいだ限界を感じてきたことも事実である。都市計画公園は、近代都市あるいは近代社会が形成されていく背景を理解するのに重要な手掛かりを握っているにもかかわらず、このような経緯のために近代公園の意味と都市計画を関連づけて解釈した研究が数少ないことは残念な実状である。

本研究は、ソウルの都市計画公園制度の基盤が整いはじめる段階から現在までの実情を踏まえ、公園の活用における変遷過程の検討をおこなおうとするものである。主な調査及び分析対象は、1930 年の「京城都市計画公園案」によって初めて法規的に定義される公園種別のうち、すべてにわたって共通する休養・娯楽という用途以外の特定用途、すなわち運動及び教育といった特殊性格を持つ「運動公園」と「児童公園」計画地である。

明確な用途が設定された公園に注目するのは以下のような理由による。1940 年京城市街地計画公園決定時には、公園地区から風致地区が分離する際に「運動」機能と「緑地」機能が明確に分類されたことで、「運動公園」という名称は公園の種類名称から外される。これによって公園の分類は用途ではなく、大・中・小の公園規模によっておこなわれることとなり、公園機能及び用途施設の再定義が制度化されないまま京城市街地計画公園案は韓国解放と同時に終止符を打つこととなった。1962 年に都市計画法が制定されるまでの公園案は、京城市街地計画決定案を基礎にしながら修正が加われていたが、既存公園予定地の現況を調査した上に新たな公園用地を確保することが精々のことで、都市計画公園の用途や機能に関する明確な意義は確立できなかった。こうした経緯に由来するあいまいさのために、制度上の規定に沿ってソウルの近代都市公園の変遷を捉えようとしても、漠然とした輪郭しか得られない結果となっている。しかしながら、「運動公園」及び「児童公園」は制度上の規定は失われても、その機能は十全に果たすことができたと考えることができる。そのことを踏まえ、本研究では、個々の公園計画において設定された用途に立ち返り、ソウルの近代都市計画公園初期に登場していた「運動公園」、及び、土地区画整理事業で大半が造成される「児童公園」計画の実例を追跡した。そしてそれぞれの具体像が明確になることで、都市計画公園の担った意義の歴史の変遷をたどることができた。いいかえれば特定の用途を担った公園の意義の変化に注目することで、近代都市計画公園全般についての変遷を明確にしようとしたものである。

ソウルにおける都市計画公園の位置づけの変化は 4 期に区分できると考える。以下では各期の特徴について概要を述べる。

第1期:

「公園」は、一般的には、国や地方公共団体が公衆の保健・休養・娯楽のため設けた庭園、遊園地などの社会施設と定義されている。一般的な庭園・遊園が利用者を限定するものであったのに対して、「公」に開放された共有庭園・遊園という新たな概念が成立するところから近代的な公園概念は誕生する。日本では1873年1月15日の太政官布告第16号によって寺社境内や城郭等が一般開放されることから新しい公園が造成されていった。それは仁川が開港する10年前のことである。そして1889年5月20日、東京市区改正条例公布によって都市計画内の公園制度が徐々に具体化されていくようになる。隣国の中国と日本より20年以上遅れて西洋に門戸開放した朝鮮では、このような公園政策はまだ考えられない時期であった。

韓国の初期公園イメージは、海外から帰国した留学生たちが描いていたものでもあった独立協会的主導による独立公園計画からその理想像を覗くことができる。近代公園は、人口の密集する近代都市に設ける市民の行楽・休憩場所としての施設であることは勿論、都市の装飾機能など、文明国では必ず持つべき都市施設の一つとして認識されていた。すなわち、都市公園は、宣伝・記念を中心に「国民教化」機能が追加され、「私」の庭園を「公」にオープンする初期公園概念から一歩踏み出すこととなる。ソウル(漢城)において近代都市公園像が受容されていくのはまさにこの時期からである。1896年に発足された独立協会が構想していた独立公園は、近代初期の公園観を内包するソウル初めての公園計画であったといえる。すなわち「自主独立」という明確なテーマを基に社会啓蒙及び国民教化機能を重要目的の一つにする都市装飾空間という意味を担っていた。財政難等によって実現することはできなかったが、計画案には休憩場所と運動場及び集会場が計画されていたことより、都市公園の「国民教化」機能が重要視されていたことが伺える。ちなみに、日本では、日比谷公園が太政官布告以降、社寺開放による形式ではなく計画段階から造成される初めての都市公園として1902年に完成していた。

第2期:

植民都市という特殊な状況に置かれたソウル(京城)での公園政策は、日本国内の公園政策、及び、日本人居留地での公園造成事業と密接に関係しながら発展していったことは言うまでもない。開国と同時に造成されていく外国人居留地には西洋式公園の設置が要求されたが、日本人居留地においても同様であった。ただ、神社を中心としながらその境内及び周辺敷地を公園活用する神社に併設された公園は西洋のものとは異なる日本独特の公園形式と考えられ、当時まで日本国内で行なわれていた社寺の境内開放による公園形成の背景が居留地での公園造成にもそのまま反映されていたと言えよう。勿論、このことには居留地拡張の一手段として神社建立に並行した公園造成事業の側面もあったと考えられるが、欧米の近代公園概念を導入し自国に適用する一つの方法として、一般情緒に馴染み易い形で日本人居留地では自然に受け入れられていたと思われる。

1910年に日本総督統治下に置かれてからの公園造成事業は、都市計画事業内に吸収されることで実質上神社事業とは分離することとなる。京城での都市計画公園問題が都市衛生対策の一環として上

下水道施設と一緒に改めて用語の定義がなされ、地域が指定されるのは、1930 年「京城都市計画書」によってであった。しかし、都市公園に関する議論はそれ以前から現れている。1920 年初頭から注目を集めていた都市公園への関心は、休養や観光、娯楽を主な用途にする憩いの外部空間という役割に重点をおき、これを公園の根幹的な役割とする都市計画公園を模索していた。中でも児童公園への関心が高く、特に児童保健を含む教育施設としての機能が強調された。こうして公園計画においては規模による公園の種類分けに加えて機能の分化までを総合的に図っていたことが伺える。

このような都市公園のアイデアが公園計画地の選定などを含む具体案で提示されるのは、「京城都市計画書」を通して発表された 38 個所の公園地においてであった。この計画案は 1927 年に朝鮮総督府によって報告された京城府内の南山公園など 7 個所の既存公園調査結果を土台に作成されていた。同書における公園の内容には、都市計画面積と人口を勘案して空地面積を計算・算出し、その結果を基に公園用地の配置を試みるなど、具体的な方向を提示していた。ここでの計画手法はその後の都市計画公園の計画基準を立てる基礎を用意することとなる。また、計画公園総面積が理想的な面積としていた府面積 1 割に達していなかった分は自然公園名目で既存の森林や河川部の面積から充当し、そうすることで府面積の 20 パーセントという区域がいわゆる都市開発制限区域として確保される壮大な計画であった。この公園案はそのまま実現されることはなかったものの、後には公園地区と風致地区の分離、そして、市街地計画公園地区及び風致地区の決定へまで結びつくのである。公園内容をみると、公園の種類は用途を基準に分類され、自然公園を除いて都市公園/運動公園/近隣公園/児童公園の 4 種類に構成されていた。公園規模による分類が基本されていたなかで、運動公園と児童公園の二つは明確な公園用途と主な使用対象の設定にしたがってカテゴライズされていた。

しかし、京城府によって急いでまとめられたこの「京城都市計画書」での公園計画案は、明確な用途区分に対しその使われ方に関係する部分ではあいまいな部分が残った。1940 年の京城市街地計画公園案では徹底して規模による 3 段階の分類が採用されている。この変化は、施設計画に係わる財政面での困難や戦時体制突入に備えられる防空都市化への計画進行が最も大きい原因とも言えるが、機能で公園を区分する際に生じていた曖昧な表現を排除しようとしたことは確かである。特に運動公園の場合、公園地区と風致地区を分離する際、風致地区と区別される一般公園機能として、「鑑賞という役割よりも「運動」などに使用する機能を重視すべきであること(第 2 章の 3)」が提起されているなど、この時点で運動公園という名称自体が有名無実になったと考えられるのである。

運動公園に予定されていた公園地には、その使われ方及び変遷のし方においていくつかの特徴が見られる。本研究の第 1 章では、1930 年以前に京城府内で指定されていた公園である奨忠壇公園と孝昌園公園等を中心に新聞史料を通した変遷過程を検討した。運動公園計画地立地選定の第一条件であった「交通機関の便によりて三十分以内に達し得るを可とす」として、まず一般的な認知度の高い場所としてこれらの公園は選ばれていた。景福宮(朝鮮総督府庁舎)に隣接した社稷壇公園、南山公園(南山神宮)と隣り合うように広がる奨忠壇公園、京城駅と陸軍司令本部を三角構図でつないでいる孝

昌公園という立地条件は、集合しやすい「広場公園」としての運動公園の役割が考慮されていたことが伺える。新しく予定していた運動公園計画地の場合、郊外の新市街地計画地に含まれるか隣接している様子が見られ、運動公園が一定単位地区の集合スポット的な存在として考案されていたとみられる。奨忠壇公園の運動公園指定前後の使われ方及び使用頻度からみると、提案された運動公園の意味である「青少年の体育を主とするもの」を模範的に見せていた一つの実践事例で、目標していた運動公園の理想に接近していたともいえよう。

公園機能によって複合的に模索されていた京城の都市計画公園は、1934 年朝鮮市街地計画令の公布で新たな転機を迎える。既存の京城都市計画公園案は棚上げして、京城市街地計画の中に位置を占めるべく公園計画は1940 年3 月に発表されるに至る。初期公園計画案と比べ画然たる違いをみせているところとして、公園数だけでも2 倍以上に増えた独立した児童公園(小公園)が挙げられる。公園の総数は、1930 年発表当初の38 箇所から140 箇所に3 倍以上に増加するが、86 箇所という全体の6 割以上を児童公園が占めていたのである。このことは、土地区画整理事業によって生み出される小規模公園の数だけ独立した児童公園用地の確保ができた上に、大・中・小の規模によって公園分類は単純化され、小公園は機械的に児童公園に再分類された。児童公園(小公園)はまさに京城市街地計画の申し子といっても過言ではない。

第3 期:

解放直前、ソウル(京城)防衛策による行政改編によって公園係がなくなり、1946 年に米軍政部より発表されたソウル市憲章にて公園委員会の設置が提案されるまで公園行政業務は空白を生じた。以降、公園行政は、再編されていく行政組織に反映されるようになるが、その体制は縮小されたものであった。1948 年12 月ソウル市訓令第1 号によって、公園は、建設局都市計画課担当枠に包含されることで計画分担が明確にされた。公園委員会の活動がはじまるように見えたが、1950 年に勃発した韓国戦争でソウル市の公園計画は再び挫折した。戦争後、1958 年にはソウル市の首都再建事業の一環として公園予算も大幅に増加されるようになり、1959 年3 月に第1 次公園計画修正案が発表されるに至る(第3 章-1)。1961 年5.16 軍事革命以降は、「革命是正」の名目下で都市計画事業は活気を戻し、公園整備作業も短期間で進捗することになる。公園用途解除の申請などを含む公園行政手続き及び公園調査等が積極的に行なわれた時期である。1940 年に設定された公園予定地には、1950 年代を通じて公共施設が建てられたり、不法な住宅群が形成されたりすることで、実際の空地面積は既に減少していた。一方、それまでに公開緑地と定義されていた古跡等が公園用地に編入されるなどしたため、新しい公園概念の定立が求められるようになった。軍の墓地用地が「墓地公園」という名称で都市計画公園枠に組み込まれたのもこの時期である。

ここで、韓国解放以前までの近代公園が目指していた公園機能をまとめておきたい。機能にはまず、(1)欧米という先進文明の代表的な都市施設としての装飾的機能があげられる。公園は、(2)遊園とし

ての行楽・休憩機能を基本機能としながら同時に(3)国民教化施設としての社会啓蒙機能を目標していた。これに、(4)衛生施設 (5)体力向上・運動施設 (6)防空・避難施設 (7)都市緑化機能などが次々と公園の具体役割として加わっていく。公園の衛生施設機能は、1923年の関東大震災を機に防災対策と一体的に計画することで再び台頭し、1930年京城都市計画書の公園概要にも関東大震災を一例にあげた災害対策機能が明記されていた。公園の基本目的でもあった運動施設用途は、京城のこの初期計画案に「運動公園」という名称で一部の公園にその用途を分担することが指定されていた。運動公園は、運動競技場などを揃えた公園役割を果たすことで、スポーツ大会と観覧が行なわれていた。しかし、戦争の深刻化が重なることで、運動公園機能は青少年の体力向上から訓練用途に変わっていき、京城の奨忠壇公園にも1937年を前後して様相の変化が見えた。市街地計画に連係した都市全体の防空計画においては、公園用途にも防空・避難目的が追加されるようになる。しかし、京城市街地計画の中心的事業であった土地区画整理事業は、多数の小規模空地を設けることを可能にし、独立した「児童公園」概念を誕生させた。このような都市計画公園案の流れは、1940年京城市街地計画公園案の発表後に風致地区決定が定まることで、公園地区は風致地区から分離され、新たに景観形成・都市緑化機能を図ろうとしていた。

前述のようにソウルは解放直後、京城市街地計画公園案を基に公園案を改めて検討することになるが、政治混乱と韓国戦争など激変する時局の状況に都市計画公園の意味も変化していく。防空・災害対策として計画される公園は、欧米近代初期公園が主に伝染病の拡散を防ぐための衛生施設として理解を求めていたように、災害の被害を軽減する都市計画装置として設けられる、いわゆる「疎開空地」機能を持つことが前提とされる。そして、災害対策の避難場機能が最優先された孝昌園と奨忠壇公園の事例に典型的なように、公園の使用方法においてことさらに重きを置かれるようになった。

韓国戦争後、首都再建事業の際には、新しい都市公園の意味の定立が必要となり、従来の「空地」用途としての「衛生施設」、「防空・災害対策施設」機能は、首都再建という大プロジェクトにおいてはなかなか説得力の得られないものであったともいえよう。都市衛生と緊急用に予め空けておく「計画空地」は、韓国解放、そして、韓国戦争後には「公共」の場へと変遷を続けてきた。計画空地としての公園の役割は、戦後最優先課題であった住宅及び教育施設建設という緊急事態に添えることによって新たに公共性を付与された。公園予定地は、都市計画及び開発の踏み台として転用され、韓国戦争後、ソウルの経済成長が一躍するのに大きな寄与をしていたともいえようが、一方では、このような公園政策が首都人口集中の加速化をもたらした一つの原因になっていた可能性も想定される。また洞事務所等に運営を一任していた児童公園敷地は住民福祉施設へと変貌していった。場合によっては再度公園に戻るケースもあったが、今後の公園活用や計画を模索するには、依然さまざまな課題が残っている。ソウルの公園は、息を整える余裕もなく走ってきた現在のソウルの都市像を率直に表している代表的な近代都市遺産にほかならない。

■ 主要文献

京城居留民団役所『京城発達史』日韓印刷株式会社、1912 年
朝鮮総督府『京城府南山公園設計案』1917 年
朝鮮総督府土木部『朝鮮の道路』1921 年
朝鮮総督府『京城都市計画史料調査書』1927 年
京城府『京城都市計画調査書』大和商会印刷所、1928 年
朝鮮総督府内務局土木課『京城都市計画書』1930 年
朝鮮総督府『朝鮮土木事業誌』朝鮮印刷株式会社、1937 年 5 月
ソウル特別市『都市計画街路及び公園調査報告書』1965 年
佐藤昌『日本公園緑地発達史(上・下)』株式会社都市計画研究所、1977 年 1 月
建設省都市局都市計画課『都市計画法令要覧』1984 年
ソウル特別市史編纂委員会『ソウル 600 年史』예서^{イェソ}文化社、1983 年
ソウル特別市『ソウル都市計画』1991 年
永登浦区『永登浦区誌』1991 年 12 月
西大門区『西大門区誌』1992 年 8 月
麻浦区『마포, 어제와 오늘, 내일(麻浦、昨日と今日、明日)』1992 年
城北区『城北区誌』1993 年 8 月
大韓国土都市計画学会『大韓国土都市計画学会 50 年史』2009 年
ソウル特別市史編纂委員会、ソウル史料叢書 11 巻『京城発達史』京仁出版社、2010 年
ソウル特別市『역사 문화 유적의 현장을 찾아(歴史文化遺跡の現場を探して)』、2004 年

■ 参考新聞・官報・会報

『東亜日報』
『毎日新報』
『京城日報』
『朝鮮総督府官報』
『朝鮮土木会報』
『朝鮮と建築』
等

■ 参考図書

田村剛『現代都市の公園計画』内務省衛生局、1922 年
上原敬二『都市計画と公園』林泉社出版、1924 年

井下清 『公園の設計』 雄山閣、1928 年 1 月
 奥田教朝 『街路と広場』 常磐書房版、1944 年 7 月
 丸山宏 『近代日本公園史の研究』 思文閣出版、1994 年
 金貴坤 『都市公園緑地の計画・設計論』 ソウル大学出版部、1994 年
 小野良平 『公園の誕生』 吉川弘文館、2003 年
 孫禎睦 『ソウル都市計画物語 1~5』 ^{ハヌル}한울出版社、2003 年
 孫禎睦 『日本統治下朝鮮都市計画史研究』 柏書房、2004 年
 韓国文化遺産答辞会 『ソウル』 ^{ドルベケ}돌베게出版社、2004 年
 姜信龍他 『韓国近代都市公園史』 大旺社、2004 年
 申龍徹 『都市公園政策形成史』 法政大学出版局、2004 年
 青井哲人 『植民地神社と帝国日本』 吉川弘文館、2005 年
 原武史 『皇居前広場』 ちくま学芸文庫、2007 年
 進士五十八 『日比谷公園』 鹿島出版会、2011 年

■ 参考論文

<京城・ソウル都市計画関連>

李一炳・金洪雲 『ソウルの都市公園に関する研究』 大韓国土都市計画学会、第 20 巻第 1 号、1985 年 6 月

^{チョエギス キムヨンモ}최기수/김영모 『ソウル学にて造形研究の方向-造園史的観点から』 ソウル学研究叢書、ソウル市立大学ソウル学研究所、vol.1、1994 年

^{キムキホ}김기호 『日帝時代初期の都市計画に関する研究-京城府市区改正を中心に』 ソウル学研究叢書、ソウル市立大学ソウル学研究所、1995 年 4 月

^{キムキホ}김기호 『南村：日帝強占期都市計画と都市構造の変化』 ソウル学研究叢書、ソウル市立大学ソウル学研究所、vol.14、2003 年

^{キムハンベ}김한배 『南村都市景観の過去、現在、未来』 ソウル学研究叢書、ソウル市立大学ソウル学研究所、vol.14、2003 年

^{ユンインソク}윤인석 『南村の近代建築物』 ソウル学研究叢書、ソウル市立大学ソウル学研究所、vol.14、2003 年
 全遇容 『日帝下ソウル南村商店街の形成と変遷』 ソウル学研究叢書、ソウル市立大学ソウル学研究所、vol.14、2003 年

^{チョエドンヒョク}최동혁 『ソウル南村地域街路環境特徴に関する研究』 ソウル大学大学院工学博士学位論文、2005 年 8 月

^{ジョンインハ}정인하 『日帝強占期市街地計画決定理由書より現れる「市街割標準圖」に関する研究』 大韓建築学会論文集計画系 v.25,n.12(通巻 254 号)、2009 年 12 月

김주야/石田潤一郎 『京城府土地区画整理事業における植民都市性に関する研究』 大韓建築学会
論文集計画系 v.25,n.04、2009 年 4 月

강동균 『ソウル城郭周辺都市組織に関する研究』 ソウル市立大学大学院建築学修士論文、2009
年 2 月

이숙희 『ソウル都市化の実態』 緑友研究論集 vol-no.3、1961

全遇容 『植林地都市イメージと文化現象－1920 年代の京城』 日韓歴史共同研究委員会、[日韓歴史
共同研究報告書第 3 分科篇上巻](#)、2005 年 11 月

金銀眞 『ソウルの近代都市史研究:特に鍾路を中心に』 東京大学大学院学術博士学位論文、2007
年

杉田早苗 『近代東京の公園計画にみる計画図面と計画標準の関係の変遷』 日本都市計画学会都
市計画論文集 No.40-1、2005 年 4 月

橋本妹里 『都市公園の理解方式とその変遷様相-京城府の事例を中心に』 成均館大学大学院修士
学位論文、2009 年 4 月

Ishida Jun'ichiro, Kim Jooya, 'The Roles of City Planning in the Industrialization of Seoul during the
Colonial Period', *Proceedings of EAAC2112, Memory Stick, not paged, 14p, p.27 (Conference
Abstract) 2012*

石田潤一郎 『名都「京城」の夢-「京城市街地計画」の植民地的特質に関する考察』 人文学報 第
104 号、京都大学文化学研究所、2013 年 3 月

<公園関連>

渡邊孝夫 『公園道路の設計』 造園雑誌 3(1)pp.40～50、1936 年 3 月

横山光雄 『公園道路本質論』 造園雑誌、1948 年 12 月号

신용하 『独立協会の社会思想研究(1973)』-p.39 各地に公園地を設立、人民を養生すること-人
民養生の場所提供

養茂寿太郎 『わが国における公園配置の変遷と特徴』 昭和 63 年度第 23 回日本都市計画学会学術
研究論文集

五島寧 『漢城の街路構成に関する研究』 1991 年第 26 回日本都市計画学会学術研究論文集

五島寧 『植林地「京城」における総督府庁舎と朝鮮神宮の設置に関する研究』 1994 年第 29 回日本都
市計画学会学術研究論文集

五島寧 『台北の公園道路に関する歴史的研究』 1996 年度第 31 回日本都市計画学会学術研究論文
集 pp.265～270

田中重光 『近代都市計画における公園道路の成立に関する研究-大正から戦前までの東京都市計
画案を事例に』 1998 年度第 33 回日本都市計画学会学術研究論文集 pp.301-306

劉東哲/油井正昭 『台北市における都市公園計画に関する歴史的研究－1895 年から 1945 年まで』
1998 年度第 33 回日本都市計画学会学術研究論文集 pp.661-666

五島寧 『計画技術・制度としての市区改正に関する京城(1912-1937)・台北(1895-1932)の比較研究』
1999 年第 34 回日本都市計画学会学術研究論文集

五島寧 『朝鮮市街地計画令の立案過程に関する研究』 日本都市計画学会都市計画論文集
No.39-3、2004 年 10 月

이선미^{イソンミ} 『現代都市建築における公園概念に関する研究』 ソウル大学大学院工学修士学位論文、
2005 年 4 月

五島寧 『京城市区改正と朝鮮神宮の関係についての歴史的研究』 日本都市計画学会都市計画論
文集 No.40-3、2005 年 10 月

橋本妹里 『都市公園の理解方式とその変遷過程－京城府の事例を中心に』 成均館大学大学院工学
修士学位論文、2009 年 4 月

이수연^{イスヨン} 『南山内公園の時代的变化分析を通じた公園活用変化に関する研究』 大韓建築学会学術
大会論文集計画系第 29 巻第 1 号(通巻第 53 集)、2009 年 10 月

김해경^{キムヘギョン} 『孝昌公園の場所性形成と変化の解釈』 ソウル学研究所、2010 年 5 月

이수연^{イスヨン}他 『18 世紀末から 1980 年初期までの南山公園における空間的特性と意味変化に関する研
究』、韓国建築歴史学会 v.20,n.6(通巻 79 号)、2011 年 12 月

우연주^{ウヨンジュ}他 『開港期韓国人の公園観形成』 韓国造景学会 v.39,n.6、2011 年 12 月

石田潤一郎他 『1940 年代京城に設置された「保健広場」』 2011 年

<戦災・復興>

高原榮重 『小公園の構成要素と機能的制約』 造園雑誌 50(5)、1987 年

進士五十八/吉田恵子 『震災復興公園の生活史的研究』造園雑誌 52(3):155-165、1989 年

河野和也他 『震災復興 52 小公園の平面形態の分析』 造園雑誌 56(5):367-372、1993 年

安場浩一郎 『震災復興 52 小公園の計画思想に関する研究』 ランドスケープ研究 61(5)、1998 年

長橋為介 『1910～20 年代の大阪に見る昌公園の設置とその位置付け及び管理に関する論議の検証』
ランドスケープ研究 62(5)、1999 年

杉田早苗 『市区改正期から戦災復興期までの公園・緑地計画標準に関する研究』 ランドスケープ研
究 65(5)、2002 年

二木亜希子・有賀隆 『復興小学校・小公園の保存と市民利用の方法に関する調査・研究－旧東京 15
区の 117 例を対象として－』 日本建築学会学術講演梗概集(九州)、2007 年 8 月